

以上陳フル所ヲ總フルニ、國會開設ノ期ヲ豫定スルハ大政ノ嚮フ所ヲ公示スル所以ナリ、憲法ヲ定ムルニ國體ヲ重ニスルハ、篤ク祖宗ノ遺業ヲ守ル所以ナリ、元老院ヲ更張シ、皇族及華士族ヲ以テ之ニ充ルハ、國ノ基址ヲ固クスル所以ナリ、元老院ノ組織既ニ更張ヲ經ハ、豫定ノ期ニ依リ、國會ヲ開設シ、互相平衡シテ偏重ナキヲ得ン、其軍制ヲ肅シ、軍心ヲ一ニスルニ至テハ、則又國ヲ衛ルノ要ヲ以テ緩クスヘカラサル者ナリ、是皆臣等區々ノ誠、陛下立憲ノ聖猷ヲ贊襄シ、始ヲ成シ、終ヲ克クスルコトヲ願フ所以ナリ、謹テ所見ヲ具シ、聖裁ヲ仰ク、臣等誠惶誠恐謹テ奏ス、

明治十四年十月十一日

- 寺島 參議
- 山縣 參議
- 伊藤 參議
- 黑田 參議
- 西郷 參議
- 井上 參議
- 山田 參議

第四十九 國會開設を告げたまふの勅諭

(明治十四年十月十二日)

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン顧ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ヲ衷ヲ裁シ時ニ及ンテ公布スル所アラントス

朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

奉 詔

太政大臣 三條 實美

明治十四年十月十二日

【解説】 明治十四年八月以後、國會開設の要求と開拓使拂下問題の非難とが一つになつて來ては、國論沸騰、輿論激騰して、到底これを抑止すべからざることが明かとなつた。それで伊藤參議等も深く決心するところあり、大臣等を説いて、大隈參議の罷免と、國會開設の期を定むるの必要とを奏聞することになつた。

伊藤が十月八日岩倉に與へた書翰には、

却説、一昨朝供尊覽置候詔書案御發表云々之義モ、今朝西郷へ御談示有之候哉ニ奉窺候處、一昨朝も始申上置候此義ハ博文大勢ヲ察シ、將來之爲ニ經畫スル所、今日不得止之御處置ト千思萬考之餘ニ申出候義、深御熟察ヲ奉乞度候、又退而勸考仕候處、到底國會論之局ハ早晚御結無之而ハ明治政府之艱難無休時事ハ申上候迄モ無之、且薩長中興輔翼之功績モ竟ニ水泡ニ歸シ候而已ナラス、却而天下後世之爲ニ禍害ヲ殘シ候様ニ而ハ不相濟事ニ付、夫是前後照考之末此有極之御處分ヲ申立候次第ニ御座候、又現狀ニ就テ申上候而モ此大御果斷ナクテハ内々如何程之御良考有之候共、恰モ曇天ニ太陽之光輝ヲ蔽ヒタルカ如クナルヘシ、寧ロ大號一發、晴天白日ニ威令ヲ御伸張相成ル方萬々奉希望候、

といつてゐたのは、この時の伊藤始め薩長參議の眞心情であらう。かくて十月十一日、車駕北海より還幸したまふや、即夜大臣參議等悉く會して、御前會議を奏請し、種々奏聞するところあり、參議一同（大隈を除く）連署して

意見書を進奏したのが、この書である。それには立憲政治創始の止むべからざることと、憲法制定の原則とが詳述されてあつたばかりでなく、嚴に國論の急進を抑壓せんとて、躁急を誠しめ、若し王化を阻し、國安を害するものは、宜しく處するに國法を以てすべきことをいつてゐたのである。

明治天皇はこれを嘉納し、翌十二日の大詔を渙發したまふた。これ等の事情は總説に詳述し、拙著明治史研究等に述べてあるから、參看されたい。

第五十 三大臣の憲法制定と國會開設の準備に

關する御諮詢奉答書

(明治十五年二月二十四日)

臣實美等、誠惶誠恐、謹白、前日奏事ノ際、親シク聖勅ヲ承ケタマハル、聖意懇ロニ諭シタマフニ、

祖宗遺業ノ重キト、立憲經畫ノ易カラサレトヲ以テシ、臣等ヲシテ、將來國會開設ノ日ニ於テ、帝室大權ノ總攬スル所、何等ノ限界アル乎、及所謂經畫準備ノ要領何如、併セテ詳議條奏スル所アラシム臣等惶恐感激、退テ意見ヲ具ヘ、謹テ聖裁ヲ仰ク、

窃ニ各國立憲ノ制ヲ按スルニ、其衆思ヲ集メ、洪益ヲ廣メ民ト政ヲ公ニシ、天下ヲ以テ私セス、憲典ヲ制立シテ、國ノ根本ヲ爲シ、上下俱ニ守ル、此レ乃チ標準ノ存スル所易フヘカラサル者ニシテ、其組織構成、上下交關、權限廣狹ノ間ニ至テハ、則チ各國相同キ者アリ、相同シカラサル者アリ、蓋立

法ノ事、王室上下兩院ト之ヲ公ニシ、行政ノ事、專ラ王室ニ總ヘ、而シテ君主ハ不可犯ノ地ニ立チ宰相代テ其責ニ任ス、是レ各國ノ大ニ同キ所ナリ、憲法ニ、君主ハ、國權ヲ總攬スルノ大義ヲ掲ケ、其總フル所ノ條款ヲ列舉セサル者アリ、憲法ニ、法律ノ公布、法律施行ノ條規、議院ノ徵集、開閉、中止、解散、外國締約、宣戰媾和、文武官ノ任免、陸海軍ノ統率、勳位ノ叙授、恩赦特典、貨幣ノ發行等ヲ以テ、專ラ君主ノ大權ニ屬シ、掲クルニ正條ヲ以テスル者アリ、憲法ノ明文ニ拘ラス、立法、行政ノ實權ヲ舉ケテ皆議院ノ掌握ニ歸セシムル者アリ、其他、法律起案ノ權、專ラ王室ニ屬スル者アリ、或ハ兩院ニ之ヲ分ツ者アリ、制可ノ權、君主ノ批可セサル所ハ直チニ廢シテ行下セサル者アリ、或ハ之ヲ中止シ、更ニ再議ヲ待ツ者アリ、内閣ヲ以テ王室ニ屬シ、進退一ニ王室ノ撰フ所ニ歸スル者アリ、内閣ヲ以テ議院ノ勢力ノ下ニ屬セシメ、更代一ニ議院ノ欲スル所ニ任スル者アリ、是レ各國ノ同シカラサル所ナリ、臣等、上祖宗以來國體ノ重キヲ仰キ、下人民習俗ノ宜キヲ察スルニ、多言ヲ待タスシテ、甲乙ノ間ニ取捨シ、彼レヲ斥ケ、此レヲ採ルノ要領ヲ得ルニ難カラザルコトヲ知ルナリ、伏シテ惟フニ、陛下ノ聖叡、必既ニ瞭然洞察シテ之ヲ裁擇スル所アラン、今略々大意ヲ具ヘ敢テ逐舉セサル者ハ、臣等區々、最モ慎重ヲ致シ、更ニ後日ヲ俟テ、更ニ廷議ヲ竭シ、陳奏スル所アラントスルナリ、

昨年十月十二日ノ聖詔ノ旨ニ遵ヒ、經畫準備、豫メ將來ノ爲ニ規模ヲ構成スルニ至テハ、臣等區々其重責ニ任セサルコトヲ得ス、窃ニ以爲ラク、其要、人心ヲ匡正スルニ在ルナリ、蓋立憲ノ大綱ハ國會ヲ開設スルニ在リ、國會ノ用ハ、衆思ノ嚮フ所ヲ採ルニ在リ、故ニ國會既ニ開キテ、而シテ人心潰裂奔蕩收拾シ難キニ至テハ、成典明條アリト雖、以テ之カ防ヲ爲スニ足ラス、世道ノ變ハ、常ニ人心ニ因ル、憲法ノ行ハルルト、行ハレサルト、其永久易ハラサルト、變動常無キト、專フ人心ノ向背何如ト視ルナリ、故ニ國家治ヲ制スルノ道、他ナシ、善ク人心ヲ制スルニ在ルノミ、方今政府ハ漸進ヲ以テ標準トス、而シテ天下ノ人心ハ、反テ急躁ヲ喜フ、上下ノ情往々背キテ相馳ス、蓋我カ國民ノ前日ニ於ケル、舊俗自ラ安ンシ、狹隘ニシテ外ヲ賤シ、數百年ノ間、相因テ習ヲ成シタリシニ一朝其樊圍ヲ脱シ、外國ト交際スルニ及テ、其勢遽カニ一偏ニ競争シ、進爲ニ熱躁シ、前事ト相反動スルニ至リ、加フルニ歐洲過激ノ政論先ツ都鄙ニ浸漸シ、青年子弟、新奇ニ心醉シテ、迷フテ返ルコトヲ知ラサル者滔々トシテ皆是ナリ、今ノ勢ニ由テ往クトキハ、其ノ或ハ大局ヲ敗リ、大本ヲ傷ツケ、寢クニ挽回スヘカラサルニ至ルモ、亦測ルヘカラス、此レ臣等、實ニ日夜寒心シテ措クコト能ハサル所ナリ、窃ニ惟フニ、人心ヲ制スルノ道ハ、之ヲ既往ニ抑フルハ則其末ニシテ、之ヲ冥冥ノ間ニ導キ、其好惡ノ由テ出ル所ヲ涵養、矯正スルヲ以テ本トス、故ニ今日ノ急務ハサ教育ヲ慎ミ、新

進ノ輩ヲシテ平正着實先入主ト爲ラシメ、浮薄偏僻ノ流ニ陥ラサシムルニ在リ、但現今ノ勢、其由テ來ル所、既ニ一日ノ故ニ非サルトキハ、之ヲ救フ所以ノ者モ、亦將ニ久キヲ積ンテ、然後ニ其功效ヲ觀ントス、此レ亦大事ヲ舉行スルニ當テ、必時日ヲ要スル所以ナリ、其他、事ノ苟且ニ付スヘカラサル者、之ヲ條舉スルコト左ノ如シ、

皇有財産ハ、各國ノ例ニ依リ、國庫ト分別シ、國會ノ毎年議定スル所ノ外ニ在ラシメ、以テ皇室ノ尊嚴ニ於テ、要用ナル供需ヲ缺カサルニ備フヘシ。

華族ノ國ニ於ケル門葉相承ケ、榮耀ノ恩光ニ藉ル、將來、上院ヲ組織シ以テ 皇室ヲ環衛シ、憲章ヲ維持スルニ於テ、其負荷極メテ重シト謂フヘシ、但タ封建ノ餘、世々紈袴ニ居リ、往々暗弱廢朽ノ流タルコトヲ免レス、今ノ華族ヲ以テ、倚テ以テ柱石ノ責ニ任セントスルハ、或ハ其ノ名實相稱ハサルコトヲ恐ル、ナリ、今宜シク其子弟ヲ發育シ、示スニ方嚮ヲ以テシ、其志氣ヲ振作シ、其精神ヲ磨勵シ、學識有爲ノ士ヲシテ、其間ニ興起セシムルニ足リ、又稍ヤ舊制ヲ改良シ其腐朽ヲ去リ、換フルニ清新ノ元素ヲ以テスヘキナリ、

人民ノ上流ニ位置シ、國ノ重力ヲ荷フコト華族ニ次ク者ヲ士族トス、而シテ士族ハ、制度ノ變ニ因リ新タニ其產ヲ失ヒ、其大半ハ、未タ一定ノ方嚮アラス、此レ尤モ宜シク意ヲ加ヘテ安撫勸導シ、其報

効ヲ收メ、忠良ノ門族タラシムヘシ、

行政各部ノ權限、及事務運用ノ機關、及責任監督ノ方法、及選舉ノ規則、並ニ秩然整理シ、條アリテ案レス、以テ立法議院ト相應答スルニ足ラシムヘシ、而シテ草創ノ餘、屢々改良ヲ經タリト雖、仍ホ完備ヲ缺キ未タ散漫ヲ免レサル者アリ、

會計ノ一事ニ至テハ、尤モ民心ノ關ル所、輿論ノ指ス所タリ、蓋維新ノ業、徳川氏積弊ノ餘ヲ承ケ、加フルニ武功文治、一時並舉ケ、陸海二軍ヲ創始シ、外交ヲ廣張シ、國費ノ鉅多ナル、前古ノ未タ曾テ見サル所タリ、而シテ朝廷專ラ仁慈ノ政ヲ敷キ、稅率ヲ寬減シ、農商ヲ勸獎ス、蓋卑宮減膳ノ美アリテ、會計仍ホ缺乏ヲ告ルゴトヲ免レサルハ、其故亦知リ難キニ非サルナリ、現在出入相償ハサルニ非ス、而シテ急ナル所ノ者ハ、紙幣ノ消却ニ在リ、亦臣等、略其方法ヲ畫策シ、舉行スル所アラントス、

以上數件、臣等廷臣ト俱ニ、心ヲ勞シ慮ヲ致シカノ及フ所ヲ盡シ、成緒アルヲ期シ、以テ陛下ノ盛意ニ奉答シ、聊カ聖詔ノ美ヲ贊襄センコトヲ願フ所ナリ、將ニ廷臣ト反覆審議シ、逐次上奏シテ、以テ

聖裁ヲ乞ハントス、臣實美等誠惶誠恐、頓首、

明治十五年二月

【解説】 明治十五年二月某日、明治天皇は太政大臣三條實美、左大臣熾仁親王、右大臣岩倉具視の三人を御學問所に召して、

國會開設の期は既に定めたが、これは實に重大のことである。目下の急務は憲法制定と國會開設の準備とである。如何なる憲法を制定すればよろしいか、憲法の主義は何處に求むべきか、國會と君主大權との關係は如何、また國會開設の準備に就いては、如何なることが必要であるか、卿等審議して詳細に奏聞せよ

と申聞けられた。實美等は聖意に恐懼して、退出したが、審議を盡して、二月二十四日奉答書を上つたのが、この書である。

奉答書に説くところ、憲法の精神、主義に至つては、岩倉の前年七月の奏議及び十月の參議連署の奏議等にいふことと變りがないが、立憲政治創始の準備として、皇室財産の設置、華族の刷新、士族の保護、財政の整理等を説いたことは注目に値することと思ふ。また參議伊藤博文を簡拔して歐洲に差遣し、憲法制度を調査せしむることになつたのも、このとき大臣等の奏請によることといはるゝ。それ等のことは、總説に概述してあるから參看されたい。

第五十一 憲法諸制度取調の爲め參議伊藤博文を歐洲へ派遣するの詔勅

(明治十五年三月三日)

參議 伊藤博文

朕明治十四年十月十二日ノ詔旨ヲ履ミ立憲ノ政體ヲ大成スルノ規模ハ固ヨリ一定スル所アリト雖其經營措畫ニ至テハ各國ノ政治ヲ斟酌シテ以テ採擇ニ備フルノ要用アルカ爲ニ今爾ヲシテ歐洲立憲ノ各國ニ至リ其政府又ハ碩學ノ士ト相接シ其組織及實際ノ情形ニ至ルマテ觀察シテ餘蘊ナカラシメントス茲ニ爾ヲ以テ特派理事ノ任ニ當ラシメ爾カ萬里ノ行ヲ勞トセスシテ此重任ヲ負擔シ歸朝スルヲ期ス

明治十五年三月三日

奉 勅

太政大臣從一位勳一等 三條 實美

其訓條に曰く

參議 伊藤博文

一 歐洲各立憲君治國ノ憲法ニ就キ其淵源ヲ兼ネ其沿革ヲ考ヘ其現行ノ實況ヲ視利害得失ノ在ル所ヲ研究スヘキ事

- 一 皇室ノ諸特權ノ事
- 一 皇室並皇族財産ノ事
- 一 內閣ノ組織並立法行政司法及外交ノ事ニ關スル職權ノ事
- 一 內閣ノ責任法ノ事
- 一 內閣大臣ト上下兩院トノ間ニ存スル諸關係ノ事
- 一 內閣ノ事務取扱手續ノ事
- 一 上院及下院組織ノ事
- 一 貴族ノ制度特權ノ事
- 一 上院及下院ノ權限並事務取扱手續ノ事
- 一 上院及下院ニ關スル皇室ノ特權ノ事

- 一 上院及下院ノ開閉解散並延會ノ事
- 一 上院及下院ノ自由政論ノ事
- 一 上院及下院ノ特權ニ關スル爭議ノ事
- 一 議事規則ノ事
- 一 皇室ヨリ上下兩院議員待遇ノ事
- 一 上下兩院ノ間ニ存スル諸關係ノ事
- 一 議案ヲ發スルノ所並諸議案ノ事
- 一 上下兩院ニ於テ會計豫算ヲ議定シ若クハ決算ヲ查覈スル方法ノ事
- 一 上下兩院司法權ノ事
- 一 諸請願若クハ行政裁判ノ事
- 一 上下兩院議員ノ資格並撰擧法ノ事
- 一 法律及行政規則分界ノ事
- 一 各省ノ組織權限ノ事
- 一 各省ト上下兩院トノ間ニ存スル諸關係ノ事

- 一 各省ト地方官トノ關係ノ事
- 一 司法官ノ進退黜陟ノ事
- 一 司法官ト上下兩院トノ關係ノ事
- 一 諸官ノ責任及進退ノ事
- 一 諸官養老特典ノ事
- 一 地方制度ノ事

明治十五年三月三日

大政大臣 三條實美

第五十二 滯歐中の伊藤博文の憲法に関する書翰

(其の一)

明治十五年八月十一日

(前略) 博文來歐以來取調の廉々は、片紙に盡兼候故不申上候處、獨逸にて有名なるグナリスト、ス
タインの兩師に就き、國家組織の大體を了解する事を得て、皇室の基礎を固定し、大權を不墜の大
眼目は充分相立候間、追て御報道可申上候、實に英・米・佛の自由過激論者の著述而已を金料玉條の
如く誤信し、殆んど國家を傾けんとするの勢は、今日我國の現情に御坐候へ共、之を挽回するの道理と
手段とを得候、報國の赤心を貫徹するの時機に於て、其功驗を現はすの大切なる要具と奉存候て、心
私に死處を得るの心地仕候、將來に向て相樂居候事に御坐候、兩師の主説とする所は、邦國組織の大
體に於て、必竟君主立憲體と協和(共和)體の二種を以大別と爲し、(此中に種々分派有之候へ共、小差別なり
警へば立君にして協和體あり、無君にし
て協和體あり、立君專政あり、君主
立憲にして議會を有するある等) 君主立憲政體なれば、君位君權は立法の上に居らざる可からすと云の意
なり。故に憲法を立て立法行政の兩權を並立せしめ、(立法議政府
行政宰相府) 恰も人體にして意想と行爲あるが如
くならしめざる可からすと云、只邦國の人體と異なる所は、意想・行爲の兩體共に其組織ありて、各
箇其運用を異にす、此兩組織の運用並行はれて相悖らざるの理あり、君主は則此兩組織の上に在りて、

所謂邦國の元首なり、故に法以て之を束縛すべからず、刑以て之に加ふ可からず、不可干犯の地位に
立て邦國を統括す、是君立の位なり職なり、君主の許可なくして一も法と爲る者なく、君主の許可な
くして一も命令と爲る者なし、此許可權は君位君權に固有專屬す、

法律は兩院即ち議會の議決する所、命令は政府の發布する所、而して法律命令其效力を均しくす、只
只此兩箇の者、相撞著するを得ず、又撞著を豫防する方法あり、總て法律の草案は政府即ち内閣行
政府の起草する所なるを以て、縱令立法議會に於て、政府の意に反するの法律を議定するも、政府承
諾せざれば、君主之を許可發布せず、君主の許可發布に非ざれば、法律にあらずして草案たるに過ぎ
ず、凡大體雖如此之を細論すれば、一朝の能く盡す所に無之候、

故に上に所謂二種の別は、縱令立君の國と雖も、君權完全ならざれば、其政體乃ち協和なり、邦國
統治の權國會に偏倚して、宰相は國會の衆寡に依り進退せらるゝ者協和なり、到底歐洲現今の形勢に
て、漸次君權を削弱し、政府たる者は國會の臣僕の如き姿に墜り、統治の實權歸する所なきに至ては
國權を擴張し、民庶の幸福を保持する所以に非ず、故に君主立憲にして、君權を完全し、立法行政兩
立並行の組織を固定せん事を期す、此真正の政體にして又眞理の然らざるを得ざる者ありと、由是觀
之我皇室の如きは、二千五百有餘年、邦國の體裁を固定せざる以前に於て、既に君主の地位を占む、

豈に國憲を定め國會を起すの時に至り、始めて君主たる事を認めらるゝを俟たんや、歐洲の政學者、既に君位は國憲の上に駕するを説く斯の如し、況んや我皇室の如きに於ておや、尙細密に申上度候へ共、紙に餘白なし、後鴻に譲り可申上候、時下爲邦家御自重被遊度候、此書匆卒の間に相認候故、前後矛盾も不少候へ共、不惡御推讀奉願上候、頓首再拜、

八月十一日

奧國維納府 博文

岩倉公閣下

(其の二)

明治十五年八月二十七日

六月十七日の貴翰林董へ御依託同人より送越、慥に落掌敬讀仕候。先以御清祥不相變、爲邦家御鞅掌、殊に近年は内地の民情、一層浮薄激昂の形勢に立到候様被遙察候に付、別て賢臺の御方面え直接の烈風相當候事と、日夜御案申候事に御座候。勿論如貴書所謂二三黨派の主領たる者、教唆煽動、賤民を迷溺せしむるより如斯の時勢を醸成する儀にて、全體人心の政府に向つて、怨心を懷抱するの根底あるべき理無之、要するに七八年間政令寛大に失し、威嚴地を拂ひたるに本づかざることを得ず、必竟自由民權論の波及する所、政權統一の源を削弱せしめたと云も、誣言に非るが如し。小生西洋に再遊する以來、獨逸各邦の政權を主持して一步も假さゝるを見る毎に、前日の非なるを悔ゆること

往々之あり、因て想ふ、今日の政略は充分に政權を擴張して道理の在る所は、苟も曲從して彼の教唆煽動家の意を容せざるに在り、是小生一己の私言に非ず、李國の有名なる學師輩と談する毎に、我日本の現情に及べは、皆衆口同音に此言を以て忠告せり。或曰、日本今日東洋の一孤島にして、亞細亞の陋習を脱却し、歐洲文化の風を模擬せんとす、宜しく李國の先王フレデレッキ大王の治術を學ひ、國家百年の基礎を鞏固にするを可とす。佛國千七百年末、暴亂革命の惡風一時浸染して、歐洲の人心を泥酔せしめ、不得止して今日の現況に墜りたるを不識ずして、善政良治と爲し、却て國土衆民の不幸を來たすが如き下策に出る勿れと、今日李國の富國強兵以て國民の安寧幸福を維持且増殖する所以の者、決して自由民權の種子より生し來るに非ず、是皆先王の遺法遺徳の餘光にして、苟も然る者に非るなりと、此論政治學術上の議に非ずと雖、又眞然なりと思はざるを得ざること、事物に觸れて、感すること之あり、斯く謂も各國固より其固有の成行きと、遭遇する時勢との差別ありて、彼を以て是に移す可からざる論を俟たすと雖、其精神に至ては之を我國に推すも、決して理に悖らざる者ありと信ず、小生西來僅に三月餘學ぶ所知れた者と云も、幸に良師に逢ふことを得て、邦國の組織より政治學の要領及び憲法の解釋等を聞くを得て、獨逸學者の説く所の民權の各種、其幅員廣狹の度合等、英佛學者の主眼とする所と異なる者あるを發見すること屈指に違あらず、

竊に惟ふに將來憲法を採用し、國會を開くの前には、我地方の組織、府縣會の權限、選舉の方法等多少増損改定せざるを得ざる者あるべし。就中選舉の方法に至ては國會・地方會、其根柢を一にするを可とす、又一にするの便宜と道理と之れあり、又自治を組織するに至ては、其府縣郡區の制法にも關涉せざるを得ず、自治の組織のことは現今我新聞紙の説く所、望む所の如き者に非ず、中央政權を分割して自治に混同する如きに非ずして、自治は自治の限界あり、中央權は徹頭徹尾之が爲めに蔽遮せらるゝことなし、固より自治には自治を許可するの詔勅ありて之を制限す、州・縣・郡行政の組織も又然り、是等のこと冗長に涉り不申上とも固より御承知のことなり、貴書中政社のことに付、御意見御示に御座候處、字國の憲法には、政社は法を以て制限し、且時に於て之を中止することを書載せたり此法と云は警察法にして、勿論充分に立入り之を監督することを得るなり、政黨は議會あれば自から現るゝ者なれども、今日我國の現状の如き者には非ず。我國の現状は政黨に非ずして、徒黨を結び、衆力を以て君主權を削弱又は破却せんとするの意を含蓄する者なり、之を明言すれば反逆黨の外に出でず、英佛にて政黨の國會に於て、多數を占めたる者の領袖政權を掌握す、之を稱してパーリアメントタルガブルメントと云、獨逸は決して如斯者にては無之、純然たるモナルキー立君國なり、國會の衆寡に依り政府の根軸を動搖することなし、獨逸學者の主とする所は君主國は君權を明瞭完全するに在

り、此權の完全ならざる者は、其名君主國と雖、協和主義を混同する者にして、理に悖ること少からずと爲せり、故に憲法を立て國會を開くも、君權を分割するに非ず、君主は憲法の上に在りと云、字國の憲法の箇條上文の意と齟齬する者往々之ありと雖、是れ千八百五十一年頃の形勢より來る者にして、邦國組織學の眞理と合せざる者なり、ロイセルの説は自由に傾斜せることを往々發見せり、此人字國の政治に反對家なり、餘は讓後鴻、天時御自愛益御盡力希望之至に不堪、頓首再拜、

八月二十七日

博文

山田 盟 臺

(其の三)

明治十五年九月六日

(前略) 追々内閣諸公の報及び新聞等にて、政黨團結、演說集會の模様承知仕候處、彼の改進黨先生の舉動、實に可憐ものなり、人も身を置くの所を轉すれば、如斯志操迄でも變じ得るもの乎、必竟彼是と名稱を設けて理窟らしき事を首唱し、世の衆愚を籠絡し、衆力を假らんと欲するの外なしと雖、抑も國家を經理せんと欲する者、一定の見識なく、青年書生が漸く洋書のかじり讀みにて拈ねり出したる書上の理窟を以て、萬古不易の定論なりとし、之を實地に施行せんとするが如き、淺薄皮相の考にて、却て自國の國體歴史は度外に置き、無人の境に新政府を創立すると一般の陋見に過ぎざる可し、

況んや今日の浮薄なる人情を熟知しながら、政黨だの、國結だのと、奔走驅逐、騒ぎ廻るも、必竟風を捕ふるに不異、無智無識の青年輩が糊口の策に苦んで、何か可依頼者あらば、之に依て己が目下の窮乏を救ひ、歲月を經過する内には何か僥倖もあらんもの位にて、意を迎かへ説を作て附従するとも不知、斷金の交友と認め、他日志を得て内閣を組織するの時には股肱の輔翼となる者かと、馬鹿々々しき夢を樂しむに外ならざるべし、安ぞ知らん、彼等は何も縛束せらるゝ程の義務もなければ、恩愛もなしとて、都合次第に聚散離合、所謂相手代れど主は不替との俗諺に墜り、此間人に被欺人に被賣數年の後始めて其謀略の非なるを悟るべし、是僕が可憐と云所以なり、賢臺以爲如何乎、

明治二十三年に至り、縱令憲法を定め國會を興すも、決して彼等が希望する國會の衆寡を以て、内閣宰相の進退更迭を爲すが如き、所謂議會政府(バーリアメンタリー、ガブルメント)の我日本に適せざるは不俟論而已ならず、如斯は則純然たる君權完全の政治に非ずして、英國の古今無比の一種なる政體を數百年間の沿革に依り作り出したる一例ある而已、英人は自國に適當せるを以て、最上の政體なりと誇稱するも、彼等が祖先の聊も豫期したる所に非ずして、沿革興亡七八百年間の變遷の力に依り、自然に今日の體を爲したりと云も誣言にあらず、而して彼等誇稱する所、古昔の賢哲シセローの語を引用して、王室・貴族・衆民、此三原素を合體して創立したる政體を以て、最上と爲す云々と、

恰も符合せるを以て得意とせり、然るに上古より中古、中古より近代、之を歴史上に徴するに、王室も貴族も衆民も悉皆我國に在る所と同種の者に非ずして、亦此三原素互相の關係も我國の事實・形跡に對照するに、一も同様なる者ある事なし、就中貴族の一部に至ては霄壤の差あり、(此差は冗長に涉るを以て茲に之を略す)既に一原素の異なるを以てするも、英國政體に比して論すれば、三方鼎立の一を缺く、三足を以て立つ事を得るの鼎にして、一足を缺き、二足にして確立するを得ると云はゞ、三尺の童と雖其迂拙を笑ふべし、

千八百期の末年に當り、佛國王家擅横の事跡あると、佛民亂を好むの質あるとに依り、又ルーソーが如き誤見の學者が悪を世海に流したるとに依り、其結果自由民權の説世の風潮を爲し、終に革命變亂に至て勢い窮まり、英雄衆を籠絡して己が功名利達の志を遂ぐるの好時機を作り、乃ち那勃烈翁が當初民權を首唱し、志を得るに至り、帝位に昇り、兵威を以て四隣を伏し、其勢を以一時佛國の民心を維持する事を得たるも、英雄の通患として勝に乘じ、無飽の欲を逞したる爲に、歐洲連衡の力を養成し、之に抗し、竟に一敗地に塗れ、絶海孤島の囚人と爲るに至て止む、而して歐洲連衡の力を以て、那勃烈翁を滅却したるは、即ち歐洲の各王家なり。歐洲各王家連衡の力能く勝を制したるに依り、一時鎮靜に至りたるも、民權・自由・協和(共和)論の餘毒尙人心に感染して、時ありて起伏し、千八

百四十年再び佛國協和論を生ずるに至り、那勃烈翁三世機に乗じ、大統領の職に當る、而して四十八年歐洲一般の風潮を爲し、獨澳共に内亂を醸成し、終に憲法を公布し國會を開くに至る、是れ此間の大略なり、然るに近時に至り、色々種々に變遷し、或は社會黨の如き者を現出し、或は虛無黨の如き者を現出し、又國會あるの國は、早晚も君主統御の權を削弱し、無智無學議員の多數に國政の得失を任せん事を主張し、不得止して之を放任したるの國は、今日如何共する事不能、内閣宰相は何時議院の爲め、進退せらるゝか自から量る事不能、自然に事に任すの力を弱くするに至れり、是等の理由あるが爲めに、識見ある學者政治家は皆な此弊を救護せんと汲々たり、

小生八月上旬より維納に遊び、有名なるスタインに就き其説を聞き、實に得る所不少と心竊に樂み居候處、俄に獨逸皇后より至急歸れと電報到來、伯林に歸り、二十八日皇帝の別居にて陪食せし時に皇帝勅して曰、汝は國憲等の取調を爲すと聞ゆる、然るに 朕は日本天子の爲めに、國會の開かるるを賀せすとの意外の言あり。食事を終り、別室に至り、懇々切々今日歐洲流行の非なるを教示せられ竟に日本の形勢不得止して國會を開くに至らば、能く注意し、國法を定め、而して縱令如何様の事あるも國費を徵收するには、國會の許諾を不得は不出來様の下策に出る勿れ、若し其權を國會に讓れば、内亂の基と知るべしとの事なり、獨帝の此勅諭固より他國人に向て容易に發せらるべき事に非ず、又

た決して世上に公にすへき事に非ざれば、僕が心中に收藏する而已、此事を茲に記載するの爲差要用なしと雖、前論の不虛を證する爲めに其一例を擧ぐる而耳、是れ歐洲識者の論、殊に獨逸流義の主旨は、大概右の論點に傾斜する者の如し、獨逸の大學者尤憲法學に有名なるグナイストの論も、獨帝の勅語と大同なり。グナイストの論にては、憲法に會計の事を掲ぐるは、豫算書を國會集會の目前に讀む事を得、國會は之を論する等を得ると云に止むべしとの事なり、決して國會の承諾を得るに非ざれば、政府歳入を徵する不能とか、國費供給する不能とか、國會に會計全權を擧て委するが如き失策に陥る時は、政府は手を束ねて彼等の指揮に従はざる事を不得、是れ國政萎靡して不振の基を開き、彼等飽く事なきの求め、終に國君を廢し、協和政治を創立せんと云ふに至る、各國同一一般なりとの説なり、奧國の博士スタインの説は、過日大略を書し山田へも差送り置候故、自から御一覽被下候事と愚考仕候、餘り長文に涉り候故、此度は先づ是にて閣筆可仕候、乍憚九鬼へ別書なし、宜しく賢臺より御傳言奉願上候、僕一兩日間より再び澳國へ罷越、十月中旬頃迄滯在のつもり、夫より再び伯林に回るべし、餘は讓後鴻、頓首拜白、

九月六日

松方賢臺

佛國巴黎府 博

文

(其の四)

明治十五年九月二十三日

秋冷之候ニ御座候處、益御清康御奉務恭賀之至ニ候、陳者、小生取調之事ハ暑中休暇ニ際シ候故、維府へ罷越、幸ニプロフェソル、スタイン休暇中ニモ可致從事トノ事ニ而、即今尙各日ニ面會仕居候、十一月ニ至リ、再ヒ伯林へ罷越、グナイストニ就キ、未得完全ノ部分ヲ承候積ニ御座候、實ニ歐洲政治學ノ進歩軌近ニ至リ、全ク従前ノ面目ヲ改メタリト謂テ可ナル者有之、就中英ト佛ト獨ト三國ニテ、學問上ノ理論實際兩ナカラ異殊ナル事ニ至テ、其細微ヲ悉シ、妙味無窮ヲ覺ヘ申候、主權論及ヒ行政府ノ職權、民撰議會ニ對スルノ場合等ニ至テハ、勿論既ニ其要領ヲ得タル積ニ御座候、又議會ノ組織撰擧ノ方法、地方ノ組織、自治ノ體裁制限等、略其要ハ相分リ候ヘ共、政府各部内ノ機關ヨリ人民社會ノ實況、其關係等アクチュアルノポリチックヲ聊相學ヒ度モノト奉存候得共、未タ其場合ニ不到、何分著歐以來、僅ニ四ヶ月餘ニシテ此間獨塊兩都ノ間ニ跨リ、從學罷在、我勉強力ノ達スル丈ケハ出精仕候心得ニ御座候、

先便已ニ博士スタイン備入之儀申上置候處如何御考慮ニ候哉、小生獨逸學問ノ根柢アルヲ見テ、益此等ノ人物ノ今日我國ニ必要ナルヲ覺ヘ申候、此人日本ニ至リ、學校ノ創立、組織、教育ノ方法ヲ實地ニ就テ見込ヲ立テシムルヲ主トシ、現政ノ法度、情況ニ就テ政府ノ顧問タラシメハ、只々目下ノ便益ヲ得ル而已ナラス、百年ノ基礎、又隨テ牢固ナラン、然レトモ齡已ニ七十ニ近シ、身體甚健全ナリト雖モ、萬里ノ波濤ヲ超ヘテ異郷ニ遊フヲ諾スルヤ否、固ヨリ難測候ヘ共、常ニ日本ノ開明ニ赴クノ事情ヲ心掛ケ、世界無比ナリトシテ賞歎シ、帝室ノ萬古不易ナルヲ欽慕スルノ情況ヨリ推察スレハ、必ス承諾スルナラント思惟セリ、然シ老年ノ事ナレハ必ス其一男ノ伴ハン事ヲ請ナラン、妻ハ已ニ歿シテ有年、兩人ニテハ隨分相應ナル高額ノ給ヲ要スヘシ、然シ此邊ハ今其職ニ在リテ得ル所ノ者ト對照シ取極ムル事容易ナルヘシ、若シ許可ヲ得ルニ至レハ、小生御委任ヲ乞ヒ度候間、何分電報ニ而御決答ヲ仰申候

小生歸朝ノ延期ノ事ハ偏ニ御高配奉願上候、明年ノ秋比歸朝スル様相成候ヘハ大幸ニ御座候、隨行多人數ニ而不都合ナレハ御指揮次第可致候間、兩大臣御相談上宣布御沙汰奉願候、八月二十八日、獨帝ニ陪食御懇親ナル事ニ而勅語中感心スル事數多ナリ、
巴黍ニ而二萬三千七百五十フランクノ金御送付之分遣ニ落手仕候、御注意厚謝之至ニ不堪候、時下御自愛專要勿々拜具、

九月二十三日

世 外 老 臺

博 文

平田東介肺病ニ而、不得止隨行ヲ免シ、歸朝申付候間、事情篤ト御聞取可被下候以上、

【解説】 明治天皇は、前記のごとく、三大臣の奏請を聞召され、伊藤もまた自ら進んでその大任に當らんと欲したので、明治十五年三月三日、伊藤を召して、勅書を賜うて歐洲出張を命じ、詳細な訓條三十一項を授けて、調査研究の目標を示したまふた。伊藤の隨行として、御沙汰を以て、特に參事院議官補西園寺公望、岩倉具定、廣橋賢光の三人を加へた。これは立憲君主國に於ける皇室の制度、典章、貴族の制度及び貴族と皇室の關係、貴族の國家に對する義務、上院の組織等を研究せしめんがためであつた。

伊藤一行は三月十四日、横濱を解纜した。獨逸の伯林に著いたのは五月十六日であつた。伊藤は主として、獨逸及び奧地利國に居つた。獨逸ではルドルフ、フォン、グナイスト、奧地利ではローレンツ、フォン、スタインに就いて學習し、研究に従事した。伊藤がどういふ思想を抱いて、憲法の研究調査に従事し、何を歐洲の碩學に學んだかは、前記の伊藤の書翰に明かである。松方宛の改進黨といふは大隈重信のことである。伊藤の政黨觀が見らるゝ。また民權論の勃興を以て政令寛大の結果として、薩長藩閥の專權を説かざるは、彼も亦藩閥人たるためか。

伊藤は滯歐一年有餘、明治十六年八月四日歸朝した。翌十七年三月、宮内省に制度取調局が設けられ、伊藤はその長官に任せられ、憲法制度の取調べと憲法草案の起草とが命ぜられたのである。

第五十三 立憲政治創始準備の諮詢と參議連署の奉答書

(明治十五年三月)

勅 旨

昨年十月國會ヲ開クノ詔ヲ宣布セリ此事未曾有ノ大變革ニシテ重事タルヤ言ヲ俟タス素ヨリ閣臣ノ輔翼スル所アリト雖若シ之ヲ誤ル時ハ上數千年ノ祖宗ニ對シ下百世ノ子孫ニ對シ其責朕カ躬ニ在リ昨冬來苦慮スル所一ニアラス今般伊藤參議洋行各國憲法ノ源流取調ノ儀ヲ命セリ右ニ付過日來三大臣ニ追々意見ヲ述ヘタリ抑國會開設期スルニ二十三年ヲ以テスルハ年間短クシテ準側整ハサルノ儀喋々異論アリシ事ナリ仍テ外ニシテハ伊藤寺島力ヲ效シ内ニシテハ閣臣心ヲ盡シ法律ナリ財政ナリ百般ノ事各自擔任スル所ヲ定メ其成功ヲ望ムナリ就テハ伊藤出發前閣臣之ニ心慮ヲ竭シ熟議ノ上中外同一ニ出ルヲ期ス各申合之上其次第書取ヲ以テ申出ツ可シ

奉 答 書

明治十五年

親ク聖諭ヲ辱シ、具ニ叡思ノ在ル所ヲ承ク、國會開設ノ事ハ前古未タ曾テ有ラサルノ大變革ニシテ、若シ一モ其宜ヲ得サルコトアラハ、數千萬歲祖宗ノ遺業ヲ誤ランコト、叡思特リ責ヲ聖躬ニ引キ、尙

臣等ノ黽勉各其成功ヲ奏センコトヲ以テス、臣等恐惶感激云ハン所ヲ知ラス、若シ國家ノ體面ニ於テ一モ缺失スル所有ラシメハ、臣等死シテ尙餘罪アリ、豈敢テ鞠躬力ヲ盡シ、加フルニ忠貞ノ節ヲ以テシ、以テ聖意ノ在ル所ニ報セサルヘケンヤ、臣博文等諭ヲ奉シテ外ニ派シ、臣喬任等職ヲ守リテ内ニ在リ、外ニ在ル者ハ力ヲ外ニ效シ、内ニ在ル者ハ力ヲ内ニ盡シ、晝夜黽勉誓テ其成功ヲ奏センコトヲ期ス、法律也、財政也、其他凡百ノ事擔任素リ定リ、職掌モ亦分カル、務メテ相踰越セス、各其奏スル所ニ從ヒ、要スルニ耐忍不拔、同心協力以テ其成功ヲ期スヘシ、但内外一致シテ相戾ラサルハ事ヲ成スノ機關ナリ、然トモ海山萬里事ニ臨ンテ一々懇商スルコトヲ得ス、故ニ事苟モ政治ノ樞要及將來ノ目的ニ係ルモノハ、務テ内外通報シ、其必シモ急ヲ要セサル件ノ如キハ、共ニ其報ヲ待テ後行ヒ、以テ彼是ノ背馳セザランコトヲ期ス、且其擔任ノ事務其大體ノ方向ニ至テハ、素リ已ニ商議ヲ盡セリ、而テ其方向及節目ノ如キハ、主任ノ者モ亦將ニ分疏上陳スルコトアラントス、

右謹ンテ聖諭ニ奉答シ、臣等微衷ノ在ル所ヲ表シ、以テ聖裁ヲ仰ク、誠恐誠惶、頓首頓首、

明治十五年三月十七日

- 參 議 大木喬任
- 參 議 山縣有朋

- 參 議 伊藤博文
- 參 議 西郷從道
- 參 議 井上馨
- 參 議 山田顯義
- 參 議 松方正義
- 參 議 大山巖
- 參 議 川村純義
- 參 議 福岡孝悌
- 參 議 佐々木高行

【解説】 立憲政治の創始に關し、明治十五年二月、既に三大臣に御諮詢あらせられ、三大臣の奉答のあつたことは前に述べた。かくて、伊藤參議の歐行が決し、寺島前參議の米國赴任に際して、米國に於て憲法制度の取調を囑託したまふた。だが、明治天皇は意尙ほ安んじたまはず、更に三月某日三條太政大臣に勅し、衆參議をして、國會開設の準備に關し意見を録上すべき旨を傳へしめたまふた。三條大臣は御前に於て勅旨を筆記して、これを衆參議に示した。この勅旨を拜した參議等は恐懼して連署の書を上つて奉對した。勅旨竝に奉對書がこれである。

第五十四 岩倉具視の國體及政體取調意見書

(明治十六年三月)

凡ソ物體異ナレハ其用從テ同シカラス、是レ普通ノ理ナリ、故ニ建國ノ體同シカラサレハ治國ノ政各々異ナリトス、謹ミテ以ルニ我國帝位ノ繼承、君民ノ關係、公私ノ法律、治民ノ政法等數種ノ法憲(不成分)及ヒ之ニ屬スル數多ノ善良ナル習慣アリ、或ハ分レテ政體トナリ、或ハ合シテ國體トナル、抑モ神武立極ノ日ヨリ連綿不絶、隆ヲ天壤ニ比シ、明ヲ日月ニ較フ、二千五百餘年ノ間時ニ或ハ不淑ナルアリト雖モ、之ヲ他ノ奸雄更ニ取り、禍亂相踵ノ邦ニ比スルニ其差等果シテ如何ソヤ、蓋シ國體不動、是ヲ以テ上者其位ヲ汚サス、下者其分ヲ守ル、政體不拔、是ヲ以テ治民道アリ、奉上職アリ、然トモ其浸潤漸積スル所少弊アルヲ免レス、之ニ代ルニ良善ノ法アリト雖、之ヲ急遽之際ニ改革セハ激變ノ災殆ント計ル可カラサル也、是レ天智帝唐朝ノ制ヲ取り、維新後西洋ノ法ヲ擇フ等ノ際往々弊害ヲ其思ハサルノ地ニ生シ、或ハ一轉シテ事變ヲ激シ、再轉シテ萬世不變ノ國體ヲ衝動セントスルノ勢アル所以ナリ、

夫レ地球上絶無稀有ノ國體ニシテ之カ一分ノ改正ヲ行フニ漫ニ海外異俗ノ國法ヲ採用ス、其跡既ニ續貂不倫ノ譏ヲ免レス、焉ソ冠履轉倒ノ弊ナカランヤ、語ニ曰ク命ヲ爲ルニ裨謀之ヲ草創シ、世叔之ヲ討論シ、行人子羽之ヲ修飾シ、東里ノ子産之ヲ潤色スト、古來各國法ヲ定ムルノ鄭重ナル宜ク然ルヘキモノトス、

按スルニ維新ノ際民情固陋ニ陥リ、只管攘夷ヲ以テ輿論トス、若シ西洋ノ事情ヲ明ニシテ智見ヲ開キ、其說ヲ改メシムルニ非レハ國家實ニ危殆ノ傾向アリ、是ニ於テ銳意西說ヲ用ヒテ其鎖國ノ民情ヲ開達セシメ、大ニ外邦ノ文明ヲ輸入スルヲ以テ其所益多シト雖弊害亦甚タ尠カラス、是レ枉ヲ矯メテ直ニ過ルモノ勢ノ已ムヲ得サル所ニシテ、亦タ後日爲政ノ龜鑑ナリトス、然レトモ四時推移其恒ヲ變セス、國勢循環其體ヲ失ハス、故ニ能ク時ト推遷リテ凝滯スルコト無ク、内外ノ時情ニ應シテ國運ヲ發揮スルハ、實ニ治國齊民ノ要法ナルヲ以テ、西洋各國ノ政法中其長所ヲ裁擇シテ以テ、我國法ヲ潤色スルハ亦必要ノ事ナリトス、今ヤ時運開達ニ當リテ庶政亦改良スル所多ク、且ツ前年ノ詔勅ニ因リ大ニ國家ノ基礎ヲ確ニシ、國會ノ準備ヲ定メントス、頃者議アリ將ニ獨國學士數名ヲ聘シテ政法調査ノ顧問ニ任セントス、夫レ獨國ハ其國體我國ニ似タル所アリ、故ニソノ有力ノ學士ニ咨シテ彼ノ所長ヲ擇ハ我爲政ノ益甚タ少カラサルヘシ、但夫レ彼輩自國ノ情ニ通スルモ我國ノ體ヲ知ラス、海外ノ俗ニ熟スルモ本邦ノ風ニ明ナラス、況ヤ我古來建國ノ體及ヒ歷代因習ノ景情

ニ於テハ臆トシテ知ルナシ、假令其蘊蓄スル所深シト雖彼我合セス、内外同カラス、幾ント適用スル所ナカラントス、若シ強テ之ヲ妄用セハ其害實ニ前條ニ論スルカ如シ、因テ按スルニ先ツ具眼碩學ノ吏員ニ命シテ本邦國體上ノ要點ニシテ、歴史或ハ習慣ニ顯著ナル者（譬ヘハ建國ノ神勅、三種神器、皇位繼承、文官武官奉公ノ制度、君臣ノ關係、上下ノ權限、文教、教法等）ヲ編述セシメ、更ニ之ヲ獨文ニ反譯シテ鄭重ノ儀式ヲ以テ之ヲ彼輩ニ交付シ、先ツ我國ノ本體ヲ通曉セシメ、然ル後ニ我ノ顧問ニ應シテ對答セシムヘシ、如斯ナル時ハ内外ノ事情已ニ彼ノ胸中ニ溶融スルヲ以テ、其思考肯綮ヲ失ハサルヘシ、而テ我言ヲ精選裁擇シ、更ニ之ヲ討論潤色シ、以テ我短所ヲ補フニ於テハ、決シテ政事上得益ノ目的ヲ失フコト無カルヘシ、因テ内規取調局ニ於テ人才ヲ精選シ、至急此件ノ調査ニ著手セシムルヲ要ス、但其體裁尤モ簡ニシテ漏スコトナク、文褥ニ流レス固陋ニ失セサルヲ欲ス、夫レ攘夷ノ說其弊ヤ固陋ニ在リ、西說ノ利其害ヤ輕薄ニ存ス、故ニ維新ワツカニ固陋ノ弊ヲ醫スレハ忽チ輕薄ノ害ニ陷ツ、今日ニ至ルニ及テ上下其弊害ヲ蒙ラサルナシ、蓋シ今後明治二十三年ニ至ルノ間ハ實ニ我國治亂盛衰ノ機存セリ、一タヒ其操縱ノ術ヲ誤マラハ天下ノ事去ラン矣、今其準備ヲ爲ス一ニ針路ヲ中庸ノ點ニ取テ不偏不倚ノ政ヲ施スニ在リ、前條陳述スル處ハ具視從來熱心ノ意見ナリ、今般幸ニ之ヲ實行セラルルニ於テ、信ニ歡喜ニ堪エス、因テ思フニ自今英佛其他何國ヲ問ハス、總テ

外人ヲ雇入ル、ニ當テハ、必ス此例ヲ用ヒテ先ツ本邦ノ體ヲ知ラシメ、然ル後ニ其職ニ從事セシムヘシ、是レ亦舊ニ泥ミ新ニ癖スルノ弊ヲ除カント欲スルノ意ノミ、冀クハ諒燭アラントコトヲ、

三 月

具 視

第五十五 岩倉具視の獨逸顧問雇入に關する書翰

(明治十六年二月二日)

要至急候ニ付、要用而已申入候、今般伊藤ヨリ機密電信ヲ以申越候ビスマルク云々、及獨逸人三名傭入之義、井上馨ヨリ委敷致承知候、(今二日午後七時)又賢慮之義モ拜承御同意申候、夫ニ付今後之注意方二三ヶ條、井上ハ申入候處總而同意、其内一ヶ條左ニ申入候間、何卒至急御取計願候、

一 所謂先入爲主ノ諺ノ如ク、其始大切ニ付、先以國體ノ根本、一系萬世ノ皇統及古來ヨリ之慣習、總テ歴史ニ仍リ、不可缺大綱簡短ニ書綴リ、コレヲ獨逸文ニ反譯致シ置、而シテ傭入ノ三名ハ鄭重ニシテ御渡シ在之、先ツ根本ナリ、原因ナリ能了解致候上、立法、行政、司法之三權分立、組織質問ノ事ニ致シ度、兼テ希望之義ニ付、幸此機會ニ調成之様相談候處至極可然、就テハ井上此總裁被仰付度、右ハ小生申聞候大體ト、引續キ維新己來ノ政體及其得失等書記致シ、同敷獨逸文ニ反譯致度トノ事ニ候、コレモ至極可宜ト相考候、

一 前件ニ付而ハ、別段局ヲ不設、内規調局乃チ宮内省ニ於テ、夫々人員ヲ増シ、取調ノ方可然ト相約候、就而ハ井上御相談之上、福羽、香川等ハ萬事御申聞願候、

一 前件出來候上ハ、英佛等ノ文ニモ爲書取、自今御傭外國人ニハ、先以コノ書ヲシテ鄭重ニ申談シ熟覽爲遂候上、其専門之御用依頼可致事ニ致度、コレハ從來之希望ニ御座候、遂ニハ各國一般ニ露布候モ難計義ニ付、福羽始掛リ員深ク精神ヲ盡候様屹度御談シ願候、

右之件々一筆申入候、自餘之義ハ尙井上ヨリ御聞願度候、乍末筆 聖上ニハ傭外國人ニ先以國體及慣習ヲ知ラシムル爲メ云々ト御奏聞候ハ、却テ御満足之義ト遙察仕候、扱井上明朝八時發足歸東之趣ニ付、差急深更一筆如此候、且病氣中少々長談ニ及、彼是疲勞ニ付、如此機密之義、代筆恐入候得共、例之山木復一ニ申聞候條、尊公限リ御含可然願候、右申上度勿々如此御座候、已上、

二月二日夜

具 視

三 條 公

追而井上尊翰持參之旨候得共、旅館ハ引取之上差出候旨、格別之御用モ無之候ハハ、最早今晚ハ御返事不申入、兼而一筆御斷申入候、

別紙認居候處ハ井上ヨリ尊翰到來、扱獨逸人三名傭入之義、威力アル獨逸政府ヨリ借用、殊ニビスマルク周旋之義、將來之處深ク遠慮無之テハ、他日萬一我内政彼ニ被制候様之義在之候而ハ、尤不

容易ト御同見ニ付、聊考慮之次第申置候、又此傭入模様ニ寄り、英佛妬心ヲ興シ、多少之弊害出來スヘク、殊英パークス必扱難キ事ニ可立至、コレモ井上ハ委曲意見申入置候、尙内閣御評議御盡シ在之度希望候、右副啓勿々已上、

二月二日

具 視

三 條 公 侍 史

【解説】 伊藤が、憲法制度調査のため、歐行するや、獨逸よりスタイン等政治學博士若干名を招聘し、内閣顧問として憲法制定に與らしめんとするの議があつた。岩倉はこれに對して深甚の疑問があつた。各國それ〴〵歴史と國體を異にする、特に皇國の典制は到底歐洲の法度を以て律することが出來ぬ、議者のごとくんば、英國に代ふるに獨逸を以てするものでないか、何づれも、その可なるを知らない、若し獨逸の博士を聘して顧問とせんとするならば、先づ我が國の歴史を編纂し、これを獨譯して、彼に讀ましめ、彼をして我が建國の體とその沿革風習とに通曉せしむることが肝要であると。この目的を以て、建議したのが、次の國體及政體取調の議であつた。それは明治十六年三月である。

明治天皇は、これを嘉納し、四月七日、具視に勅して宮内省編纂局總裁心得とし、國史編纂に従事せしめた。勅旨に曰く、

右大臣 岩倉具視

宮内省中編纂局ヲ設ケ皇國上古以來維新以後今日迄ノ大政ノ沿革ヲ簡明ニ編纂シテ一部ノ略記ト爲サシメントシ主任委員ヲ命ス右事務總裁心得ヲ以テ擔任申付候事

明治十六年四月七日

奉 勅

宮内卿 徳大寺實則

この日、參事院議官福羽美靜、元老院議官西周を編修委員長とし、參事院議官秋月新太郎、農商務權大書記官若山儀一、參事院議官補落合濟三、内閣權少書記官小野正弘、太政官權外書記官青木貞三、東京大學教授小中村清矩、參事院御用掛妻木賴矩、同村岡良弼、太政官御用掛萩原裕を編修委員とし、岩倉は編纂體裁、注意即ち編纂方針、編纂の精神を頒つて編纂に従事せしめた。かくして出來上つたのが、大政紀要である。しかし、岩倉はその完成を見るに及ばずして薨去した。

第五十六 自由黨組織の趣意書

(明治十四年十月十八日)

自由は人の天性なり、自由を保つは人の大道なり、然るに、人爲の権力動もすれば、天賦の自由を抑制し、其自然を損害し、其権利を保全する能はざらしめ、吾輩人民の最も貴重すべき生命財産の安固も之を維持するに由なく、擧げて主治者の左右する所に任ず、其危殆なること實に薄氷を覆むが如し、思ふて此に至るときは、未だ嘗て惕然として寒心せずんばあらざる也、然れども、我全國の同胞も、或は自由の天性にして自由を擴充し、以て眞理を天下に明にするには、各自の義務即ち其盡すべき大道たるを知らざる者無きにあらず、是を以て、人爲の権力は、吾輩が自由の疆境を蹙縮せしめ、夫の智識を培養するの要具たる言論出版の自由を妨害し、將に進んで政治の思想を壓束して、社會の一致を鎔解せんとす、故に之を内にして人民が進取の氣象は萎靡して振はず、人文の自由も開發の期なく、參政の権利も恢復の日なし、之に加ふるに、財政の困難は日を逐ふて迫り、殆んど全國の經濟上に測る可らざるの慘毒を流さんとするも、之を救済するの法なし、之を外にして、常に歐米諸國の爲に輕侮せられ、國權は月に退縮して、對等の権利を得る能はず、斯の如くにして政治の法權を復し、海

關の稅權を收むるを望むは、河清を待つと一般なり、然らば則ち之に處する如何にして可ならん、一の自由政黨を組織し、協同一致の精神を發揮し、以て天賦の自由を擴充して、人爲の権力を抑制し、上は政治を改良し、下は自治の氣象を發達せしむるに在るなり、夫れ自由の己むを可らざる何れの時と雖も皆然り、而して自由の殊に緊要なるは蓋し今日より切なるはなし、若し今日にして悠々不斷に安ずるときは、國家の治安を害し社會の秩序を紊亂するに至りて止まんのみ、故に苟も國家に志あるものは、宜く自由を伸暢し、眞理を明かにするの法を講じ、全國の同胞をして自由の何物たるを解し國民の國民たる所以を辨せしめざるべからず、果して然らば、自由の空氣は全國に充溢し、自由の眞理は到る處に明かにして、人民の智徳は駿々乎として上進し己まざる可し、洵に能く此の如くなるを得ば、人爲の権力を抑制して政治を改良するも、亦實に容易なるべく、國權を伸張して、外國と對等の交際を得るも亦た必ずしも至難ならざるべし、然りと雖も、是れ固より一人の力を以て能くすべきに非ず、我黨は廣く同志者を全國に求め、此政黨を組織し、協同一致互に知識を交換して相扶け相誘ひ、以て自由の権利を進取し、國家の秩序を紊亂せざるに救済せんとす、國を愛し世を憂ふるの士宜く之を賛成し、吾黨と自由を進取するの道を講じ、全國を困難の中に救はゞ、獨り全國人民の爲のみならず、又人間たるの義務を盡すと謂ふべきなり、嗚呼吾黨の主義精神は則ち此の如し、諸君乞ふ、

速に來て相共に協力し幸に此に黽勉して天性に従ひ、大道を履むに怠る勿れ、

自由黨結成總則

第一條 吾黨の主意は自由の眞理を擴充し、輿論の勢力を培養し以て人爲の權力を抑制し、天賦の幸福を保有するに在り、

第二條 自由を擴充するの道、輿論を培養するの法一にして足らず、新聞を發行する也、書籍を出版する也、演説を開き遊説を行ふ等、凡そ吾意の目的を達するに緊要なる事業は勉めて之を興起すべきものとす、

第三條 吾黨は自由の眞理を擴充し、輿論の勢力を培養するを以て主眼とするものなれば、故らに成法に牴觸するがするが如き行爲は各自互に警戒するものとす、

第四條 自由を擴充し、輿論を培養するは單獨の力を以て能く成し得べき所にあらざれば、苟も吾黨に列するの人は嘗て公同の精神を發揮し、其目的を達することを勉むべし、

第五條 吾黨は交誼を厚くし、友情を密にすべきは勿論、時々通信往復して各地の情勢を報道すべし

「参考」立憲自由黨の趣旨書

(明治二十三年九月十五日)

我邦政黨の興るや年を経る未だ久しからず、分裂交訌の弊漸く生出し、主義相同く冀望相齊しきものにして、動もすれば相反目するを免れず、延て社會の公益を害するに至る、爰を以て立憲制度の完備に赴くを望まん、我黨此に慨するあり、相共に奮つて從來所屬の黨派を解き、感情の雲霧を洗拭し然る後相合して新黨を組織し、自由の大義に伏り、改進の方策に循ひ、以て君民上下の福祉を増益し以て輿論の勢力を充揚せんと欲す、天下有志の士、從來一黨派に屬せしものと否らざるものとに論なく、苟も我黨と所見を同じくするもの惠然來つて、相共に圖謀賛畫するあらば、眞に是千歳の一時なり、茲に乃ち相議して綱領及黨議を著定すること左の如し。

主義 自由

綱領

- 一 皇室の尊榮を保ち民權の擴張を期す
- 一 内治は干涉の政略を省き、外交は對等の條約を期す

一 代議政體の實を擧げ、政黨内閣の成立を期す

第五十七 自由黨盟約

(明治十四年十月)

第一章 吾黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を増進し社會の改良を圖るべし

第二章 吾黨は善美なる立憲政體を確立することに盡力すべし

第三章 吾黨は日本國に於て吾黨と主義を共にし目的を同じくする者と一致協合して以て我黨の目的を達すべし

自由黨規則

第一章 東京に中央本部を設け地方に地方部を置く其地方部は各自地方の名稱により自由黨何部何某と稱すべし

第二章 黨中に於て總理一名副總理一名常議員若干名幹事五名を公撰し自由黨全體に係る事務を管理せしむ其任期は各一年とす黨中に於て常備委員十名を設く其任期は一箇年とす但し第一期は本年の議會に於て公撰し第二期以後は各地方より撰出す

第三章 正副總理は通常會並に臨時會に於て決定せし事件を實行す

第四章 常議員は黨中の利害に關する重要な事件を評議す

第五章 幹事は會計及黨員の出入文書の往復所有品の監護等の諸事を分掌す

第六章 常備委員は本部の議事に參し及び本部の事業を翼賛し各地方を巡回す

第七章 總理並に常議員は給料なし幹事以下の役員には定むる所の手當金を與ふ

第八章 凡そ役員は再三の撰に當るを得

第九章 地方部は中央本部に對する部理一名を置く其他の役員は渾て地方の便宜に任す

第十章 地方部に於ては毎年六月十二月兩度其地方黨衆の名簿を調査し其が加除増減を明にして中央

本部に送達すべし

第十一章 吾黨と主義を同くし新に黨衆たらんとするものは其住所姓名若くは寄留せる地方部に於て

其人の族籍姓名身分を査察し然る後之を容す可し

第十二章 黨中を脱せんとする者は其理由を詳記したる書面を以て本人の住所寄留地方部に届出づべし

第十三章 毎年十月地方部より代議員を出して大會議を東京に開く其會議に列する議員は一小團結に付五名以下とす

第十四章 大會議に於ては黨中一般に係り創起すべき事件施行す可き事件を議定す大會議に於ては本

部役員の改撰をなす大會議に於ては總會並に幹事より前年度に在て施行したる事件及び其會計の決

算報告を受け翌年度の會計豫算を議決す

第十五章 緊要なる事件の通常會議の期を待ち難き者ある時は總理は臨時に各地方部の代議人を召集して會議を開くことあるべし

第五十八 自由黨組織の大意

(明治十五年三月十日)

諸君よ、我自由黨は未だ純全の政黨たらざれば、余が茲に諸君の請に應じ、聊か意見を演述するは親睦の會話にして、黨中の政談に非ず、是實に將來政黨の團結に付大に期する所あるが爲なり、諸君幸に焉を諒せよ、夫れ大丈夫の世に處し業を成すや、其難きを期して之を勤むる時は、則其成るや易く、其易きを期して之を勤むる時は其成るや難し、故に凡そ業を成すや、先其難きを知りて以て之を成さんことを期せざる可からず、今や我黨協心努力以て自由の苗を植し、自由の實を獲んとするに當ては、先づ其開拓すべきの原野を視望し、其芟夷すべきの障礙を観察し、其業の難きを知り、而して後ち耒耜を把て事に茲に従ひ、以て之を勤めざる可からず、故に余は先づ諸君に向て其障礙を歴陳し、以て其業の難きを知らしめんと欲するなり、

我邦舊來封建の制に據れり、其國を建るや群雄の武力に依て民を服し、以て之を統御したるものにして、衆民の共同に依て國を成し以て之を治轄するものにあらず、民は國事に參せず、宛も奴隸の如くなるを以て、國家と秦越の思を懷き毫も共同の念なく、士は僅かに國民たるの格を有するも、唯君

命に循ふを以て其本分と爲し又其他を顧みず、各單獨の心を持し、共同の念に乏しく、徒らに私己の自由あるを知て而て公衆の自由あるを知らず、一國の交結は纔に君臣の綱維に依て之を繫持するに過ぎず、故に一朝君臣の綱維を解くに逮んでは、人心の潰散復た收むべからず、其自由なるものは動もすれば謬て放縱恣態に陥り、私己の自由を屈し以て公衆の自由を伸ぶるを知らず、是其障礙の一なり、封建の政たるや、專制を以て民を治め、人に自治の權なきを以て、有爲の者は人を治めんと欲するの心を長し、其自ら治むべきを知らず、己れ治者たるにあらずんば以て其力を施すに所なしと爲し、其地位を争ふて之を于め、公衆の爲めに其讓るべきを知らず、己れ自ら爲さんと欲するの心ある時は、又從て猜忌の心を生じ、人の功を賊ひ名を毀つに至る、此氣風たる或は公處に行はれ、或は私處に行れり、是其障礙の二なり、

有爲の者は自ら專制を施し、己れ人を治めんと欲し、之をして自治に任せしめず、之に反し、其力なくして、人に治めらるるものは、專制に服従するを以て自らの分となし、倚頼の氣を養ひ、獨立の志を鎖し、克く自治自衛する莫く、人に依て以て事を成さんと欲し、其人に黨して其道に與みするを知らず、我邦專制の舊き此弊をして殆ど救ふべからざらしむるに抵れり、是其障礙の三なり、

封建の世に方てや士は其權責の併ひ重きを以て厚く教育を受け、智力に乏からずと雖も自餘の民は

只管税を貢し財を殖すを以て本職と爲し、教育の澤を蒙らざれば、財力に富むと雖も智力に乏し、是に於て智力と財力と併立せず、以て相背馳するに至れり、且外交一たび開くるに及んでや、氣運急に進み泰西の文物燦然として光輝を煥發し、其氣運は少壯に移るに速にして老長に移るの遲きを以て、概して少壯の輩は泰西の文物に養はるるも、老長の人は封建の陋習に安んぜり、故に老長に存するの經驗と、少壯に發するの學識とは相憑つて以て其功を奏せず、互に離乖するの弊を生ぜり、是れ其障礙の四なり、我邦の治體たるや、中古士民の兩族に分れ、士は治者の位を占め、而して民は被治者の地に居り、世襲俗を成し、政權主として治者の手に歸し士は國政に參するを以て専務と爲したれば政治の思想に饒むと雖も、民は其治めらるるを以て自ら分とし國務に參せざれば、政治の思想に匱し、蓋し其治體の養成せらるゝ年既に古きを以て、下愚の徒は政治の思想卑陋の域に陥り、甚しきは絶て其思想無きに至れり、或は我邦人民政治の思想未だ發達せずと謂ふ所以のものは、即下愚の謂にして、上智の政治の思想は高尚の點に進み、今上智と下愚とは政治の思想天壤の懸隔を生じ、其間殆んど調和を失ひ、智は益々智にして、愚は益々愚なるの弊あり、是其障礙の五なり、

我建國は既に二千五百有餘年の舊きに在り幾多の變遷を経歴し、政變も亦少からずと雖も或は兩朝統を競ひ、或は群雄覇を争ふに過ぎず、其能く政治の大體を更革するものもなく、永く專制の政と爲り、百年一日の如く以て今に及び、國歩上進の機を誤れり、之を泰西諸國の進勢に比すれば、其遲速固より同日にして語るべからざるなり、夫れ未開の民は天然の氣性を存し、長育の原質に乏しからざれば、猶之を幼と謂ふべきも、半開の民は人爲の政法に損はれ、發成の勢力を缺きたれば、寧ろ之を老ひたりと謂はざるを得ず、我邦人民は猶幼なるにあらずして既に老ひたるの弊あり、是其障礙の六なり、

我邦の教育たるや、神儒佛の三者より成り、神道は太古神政の遺傳にして、永く王政の輔翼と爲り佛教は外齋して殆んど國教となりたるも、亦常に政治の羈屬となり、政教一致の體をなせり、又儒教は政治と道德とを錯雜し、修身治國を以て一途となし、政府を以て師父自ら居り、民人を教導すべきものとなせり、斯く政教の分を紊るが故に、官府施政上に於ては、其公義を行ふべきの政治を以て私行に干渉し、又社會交際上に於ては私交を以て社交を害し、社交を以て私交を妨ぐるの弊を生ぜり、是其障礙の七なり、

我黨が開拓すべき原野を視望すれば、斯の如く其れ荒蕪し、其芟夷すべきの障礙を觀察すれば、斯の如く其れ數多にして、其業の極めて難きを知るなり、余や諸君と共に力を併せ此原野を開拓し、此障礙を芟夷するに當ては、何を以て耒耜となし、事に従はん耶、今や我黨立憲政體を建て、以て公

衆の自由を全ふせんとするに方では、人々單獨の心を去り、共同の念を興し、人衆相依り以て成立するの事に慣はざるべからず、夫れ國を建て政を施す所以のものは、衆力の結合に依り以て各人の權利を護るに在り、故に人各政治に頼て自由を享んと欲せば、天然の自由を割き以て人文の自由を享くるの方を索めざるを得ず、若し人各々獨立し、公衆の力に頼らずして其性を遂ぐるを得ば、則ち自放自恣も天然の自由を割くを要せずと雖も、人は相交結し、公衆の力に依て其性を遂ぐることを得るものなれば互に容認し、人文の自由を享くるを以て其分となさざるを得ず、公衆の自由を伸ふるは、即ち私己の自由を全ふする所以にして、社會成立の本體なり、我邦人民共同の念に乏しく、各單獨の心を持ち、私己の自由を屈し、以て公衆の自由を伸ぶるを知らざるは、專制の積習之をして然らしむるなり、故に此弊を矯正するの道は、人民をして參政の權を得、國家公同の事に興り、私利公益の二致なきを知らしむべき而已、苟も我黨たらん者は、單獨の心を去て共同の念を興し、以て公衆の自由を伸べんことを求むべし、是余が諸君に望む所の一なり、

我黨は自ら治めんと欲するものにして、人を治めんと欲する者に非ざるなり、夫れ人を治むるは易く而して自ら治むるは難し、蓋し難きを避けて易きに就くは人の常情なり、然りと雖も世の先覺を以て自ら任する者は、宜しく易きを人に譲り、而して難きを己に取るべし、一世の毀譽を憚らず、一身の

安危を顧みず、以て天下の大難を排し、千古の偉功を立てるは、大丈夫の自ら分とする所なり、凡そ其業の難くして天下之を成すもの寡きは、即ち人其功を立つるの地なり、若し其業易くして天下之を成すもの衆ければ、豈立功の地あらん哉、人其才を試み智を用ひるの地は、綽々として餘裕あり、何んぞ必ずしも治者たるを要せん哉彼英國碩儒スペンサー氏は、世道を進むるを以て己れが任となし、自ら吾は坤輿の帝王なり、吾は真正の立法者なりと稱せり、嗚呼大丈夫たるもの超然自治の境に立ち、其業の難きを成し、以て能く世道を進め百政に施さば、是も亦政を爲す、何ぞ必ずしも其任に居て政を爲すと爲ん乎、我黨たらん者は其易きを人に譲り、其難きを己に取り、猜忌の念を却け公明の心を懷き、以て自治の業を創むべし、是余が諸君に望む所の二なり、

今や我黨團結を堅くし以て敵黨を破らんと欲せば、各々其獨立の氣を鼓し固く相信じ、以て其道に與すべく、以て其人に黨すべからず、我黨が飢渴慕ふ所の自由は、天地の公道にして一人の得て私すべきものにあらず、若し其人に黨せば是れ私黨のみ、其信する所の相同しきを以て相共に其道に與みするもの、之を公黨と謂ふなり、且人々相黨するものは其人に存するの力を持つを以て弱からざるを得ず、其道に與みするものは、其己に在るの志を持つを以て強からざるを得ざるなり、三軍の師を奪ふべきは其勇の人に存するを以てなり、匹夫の志を奪ふべからざるは其志の己れに在るを以てなり、人

各獨立の志操を把持し、其人に黨せずして其道に與みする時は其人亡ぶと雖も、其道尙ほ存し、其道に與みせずして其人に黨する時は、其人亡ぶれば則其道も亦與に亡びん、故に我黨たらん者は、自恃の志を尙ひ其人に黨せずして其道に與すべし、是余が諸君に望む所の三なり、

我黨の急務は衆力を聚るに在り、夫れ人率ね智力ある者は、進取の氣に鋭く、財力ある者は退守の性に偏し、經驗ある者は持重の心を主とし、短長なき能はず、故に其目的大同なれば其小異を問はず、長短相補し以て其全きを期すべし、例之其目的たる同じく是政體を改革し以て參政の權を得るに在り、而して或は一局或は二局議院論を唱ふるものあり、又或は普通或は財産撰擧説を持するものあり、夫れ議院を建て、選舉を行ふが如きは、政體を改革するの機に臨んで實施すべきの事なり、未だ其機に臨まざるに漫に之を争ひ、小異を取て大同を捨て、爲に其機を誤るに至らば、是鄙語の所謂樂屋で聲を枯らすものなり、秦西諸邦に於ては政黨對峙し、各其主義の存する所を精覈し、其争の盛なるに由て政黨の利を觀る事多しと雖も、彼は守成の政黨にして、既に熟練し、我は創業の政黨にして猶未熟なれば、固より之を同視すべからず、我邦方に創業に際し、未熟の政黨にして主義を精覈し、以て小を争はゞ遂に大を誤るの虞あり、故に我黨は精細の主義を争はずして、粗大の運動を爲し、以て一大政黨を團結するに力を盡す可し、是れ余が諸君に望む所の四なり、

我黨團結の趣旨は、輿論に據て政を施すの政體を立るに在り、夫れ輿論は政治の樞機にして政治の良否は輿論の隆汚に關せざるはなし、今輿論を隆美の域に進め、以て善良の政を立んと欲せば、宜しく人民をして普く政治の思想を發達せしむべし、夫れ國に良政の行はれ、民の幸福を完ふする所以のものは、被治者が輿論の勢力能く治者を牽制して、政權を擅まにするを得ざらしむるを以てなり、若し被治者にして政治の思想を缺き、輿論の力に依て治者を制するの術を知らずんば、縦ひ善政良法を立てると雖も、忽ち專恣壓制に陥り、永く其利を享くる能はざる也、蓋し良制は良民に依て立つものなれば、其政體を改良し永く其利を享けんと欲せば、併せて民心を革新し、以て良民を成育せざるべからず、而して上智と下愚と、政治思想の懸隔すること尤も甚しく、以て相調和することなくんば、民心の革新得て期す可からず、故に我黨上智は退て下愚を導き、下愚は進で上智に隨ひ、以て政治の思想を浹洽し、國民幸福の基を開くべし、是余が諸君に望む所の五なり、

我黨相共に力を盡し、其既に老たる我國をして俄に開明の域に赴かしめんと欲せば、其進路を取るも亦自ら異ならざるを得ず、喻へば幼年夙學のものは常則に循ひ其課程を追ふと雖も、老歲晩學のものは變則に據り其速成を期せざるべからざるが如し、夫れ人一身を修め一家を齊へ而して後一國を治るの事に與るは固より其常に順ふものなれども、我邦晩達の人民に於ては、其變に處し、先づ參政の

權を得て一國の事に與り、公私の利害二致なきを知り、以て一家一身の事に及ぼさしむべき也、泰西今日制度憲章の美を致したるは、其幼よりして漸く長したるを以て常道を履むと雖も、其已に老たる我邦にして泰西と並馳せんと欲せば、其進歩も亦捷徑に由らざるを得ざるなり、世の腐儒動もすれば曰く人未だ一身を修め一家を齊ふる能はずんば豈能く一國を治むるの事に與からんや、又曰く泰西の開化は常道を履んで進みたるものなり、我邦の文明豈獨り捷徑に由て進むを得んやと、是柱に膠し舩に刻するの類のみ、人事は活機なり之を死視すべからず、今我黨は腐儒俗士の見に倣はず、勉めて國歩の上進を企謀し、以て泰西を凌駕せんことを期すべし、是余が諸君に望む所の六なり、

我黨は自由の政を望む者にして、干涉の治を欲せざる者なり、夫の公議を行ふべきの政治を以て私行に干涉するが如きは、政教の分を紊り、公私の別を識らざるに由る也、干涉を事とすれば民依頼を旨とし、獨立の氣風地を掃ふて盡くるに至らん、故に我黨たらん者は、宜しく政教の分を正し、干涉の弊を矯るを以て自ら任すべし、我黨團結の事に從ひ、以て自由の道を弘るは、即社交に關するものにして私交に屬するものにはあらず、故に私交の相稱はざるも苟も社交の相合するものは即自由の良朋なれば、是と俱に其道を行ふべし、私交の相稱ふも社交の相合せざる者は、即自由の讐敵なれば、之と共に其道を行く可からざる也、我黨苟も此道を弘めんと欲せば、私交を以て社交を害せず、又社交を

以て私交を妨げず互に相寛容し寸を屈し尺を伸べんことを求むべし、是余が諸君に望む所の七なり、前説の如く、余が諸君に望む所のものを以て耒耜と爲し、諸君と共に自由の原野を開拓し、自由の果實を收穫するの事業は、余固より其難きを知るなり、然りと雖も、凡そ人の事を企て業を成すや、能く其難きを知つて而して其氣阻まず、之をなすに勤めは其業必ず成らざるはなく、其易きを知て而して其志を驕まし、之をなすに怠れば其事必ず敗れざるはなし、諸君見すや、彼の西郷隆盛氏は一世の豪傑たり、其始めに當てや匹夫を以て西海の濱に起り、自ら天下の重きを任じ、嘗に其業の難きを知る而已ならず、又竟に其成す能はざるを悟り、釋月照と死を誓ひ、其身は薩洋一輪の皎月と共に海底に沈み、僥倖にして他人の手に扶けられ、僅に餘生を得、氏は復た其事業の難きを勤め、遂に維新の偉業をなしたるにあらず乎、然れども其終りに當てや、蓋氏は以て天下の業成し易き耳と、一擧にして肝膽地に塗れ、其事敗れたるにあらず乎、是西郷氏其始め強にして其終り弱なるにあらず、唯だ其難きを勤むると其易きを怠るとに由る而已、故に余今諸君と共に自由の主義を皇張するに當つてや、其易きに狎れて其志を驕らしめず、其難きに懼れて其氣を阻まず、以て其業を成さんことを勤めば遂に成るに庶幾らん乎、夫れ自由を得るの道は、唯至誠剛毅の存するある而已、豈區區權謀方略の能く得る所ならんや、世の淺薄の徒自由を得んと欲し、汲々として方略を講じ、權謀を求むるに至る、是權謀に

あらず、亦方略にあらず、余寧ろ之を狼狽と云ひ、之を惛惑と謂はざるを得ざるなり、嗚呼天下の事は一に定まれり、惑はざるは智者なり、懼れざるは勇者なり、余が諸君と共に開拓すべき自由の原野は其障礙頗る多しと雖、之を芟夷するに力を盡し至誠を以て耒と爲し剛毅を以て耜と爲し、寒凍に暴露し暑熱に耕耘し以て其業を怠らすんば、奚そ苗にして而して秀でざるものあらん、秀でて而して實らざるものあらん哉、我黨自由の果實を收穫するの秋は、夫れ何の遠きことか之れあらん、諸君勉旃、

【解説】 國會開設の大詔、一度渙發せらるゝに於て、我が政界は非常に活氣付いて來た。板垣退助を中心とする國會期成同盟と河野廣中を中心とする新創の自由黨（前年十一月組織）の諸士は、前年の約束を遵守して、明治十四年十月一日を期して東京に會同したが、今や天下の形勢大に動くを見て、期成同盟と自由黨との二體を存し、その力を分つは得策にあらず、宜しくこれを合して一と爲し、更に同志の士を募り、以て最大運動を爲さば、必ず天下の人心を得べしとて、大政黨を組織すべきことを定め、十月十八日、淺草井生村樓の大會に於て、自由黨盟約並に規則を議定し、左の役員を選擧した。

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 總理 | 板垣退助 | 副總理 | 中島信行 |
| 常議員 | 後藤象二郎 | 同 | 馬場辰猪 |
| 同 | 末廣重恭 | 同 | 竹内綱 |
| 幹事 | 林包明 | 同 | 山際七司 |

- | | | | |
|----|------|---|------|
| 幹事 | 内藤魯一 | 同 | 大石正巳 |
| 同 | 林正明 | | |

この時定めたのが、この自由黨盟約である、この自由黨に理論的體系を與へたのは、民約論であるといはるゝ。我が國に民約論が始めて出版されたのは、明治十年服部德譯の民約論である。また明治十六年に原田潛の民約論覆義が出てゐるが、その最も有名なものは、中江篤介の民約論である。篤介は始め、田中耕造と共に、歐米政理叢談を發行して居つたが、その中に民約論を連載して、明治十五年に單行本として出版した。漢文を自由に驅使して、明快なる文章を以て意譯したもので、當時の青年に愛讀されたものであつた。篤介は自由黨に参加し、自由新聞にあつて、盛んにこの主義を宣傳したから、當時の人心に及ぼした影響は著しかつたのである。結成當時の自由黨の主義綱領は、自由黨盟約と自由黨組織の大意との二によつて能く知らるる後者は總理板垣退助の演説である。

第五十九 立憲政黨大意

(明治十五年二月)

- 一 我黨ハ明治元年三月五條ノ御誓ヲ奉體シ、明治八年四月詔書「國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ラント欲ス其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ」トノ 宸旨ヲ對揚シ奉リ、以テ皇室ノ尊榮光寵ヲ増シ、國人ノ權利福祉ヲ進ムルヲ以テ志トス、
- 一 斯ノ志ヲ同フスル者ヲ我立憲政黨トス、
- 一 我黨ハ汎ク斯ノ志ヲ同フスル者ヨリ組織スル所ノ公黨ニシテ政治ニ關スル事項ヲ講談論議スルカ爲メニ結社シタルモノニアラス、故ニ我黨ノ志ヲ達スルカ爲メニ將來ニ於テ結社若シクハ其他ノ方法ヲ要スルトキハ、別ニ規則ヲ定メ國法ニ遵フテ之ヲ爲スヘシ、

【解説】 立憲政黨と九州改進黨 關西の自由主義者たる草間時福、古澤滋、小島忠里、土居通豫等は屢相會して、明治十四年九月に近畿自由黨を組織、同年十一月これを立憲政黨と改稱し、板垣退助を迎へて總理としようとしたが、板垣は既に自由黨の總理に推戴されたのでこれを辭した。仍つて更に中島信行を聘せんとして自由黨に協かりその承諾を得て、これを推戴した。こゝに於て、明治十五年二月、大會を開き、組織を發表したが、この立憲政

黨大意である。

この大意、先づ御誓文と立憲の聖詔とを高唱して、「皇室の尊榮光寵を増し國人の權利福祉を進むるを以て志とす」といつてゐるところ、自由黨の天賦人權を高唱して、自由の擴充、天賦の幸福保有を立憲の趣旨とするのに對照し、寧ろ後の改進黨と同一の趣がある。しかし、改進黨系でなくて、自由黨系であつたことに疑がない。

この政黨大意の外に立憲政黨申合書を作り、立憲政黨新聞を發刊して、その機關となし、古澤滋がその主筆となつて、自由主義を宣傳した。

立憲政黨結成の翌三月、九州に於ける自由主義の各政社は、熊本に會して九州改進黨を組織した。その綱領は次のごとくである。この政黨は改進黨と稱するも、その後創立せられた大隈一派の改進黨とは相違し、自由民權黨の流れを酌んだ自由黨の別働隊であつた。

第六十 九州改進黨綱領

(明治十五年三月十二日)

- 第一條 吾黨ハ自由ヲ伸暢シ權利ヲ擴張スルヲ以テ主義トス
- 第二條 吾黨ハ社會ヲ改良シ幸福ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第三條 吾黨ハ立憲政體ヲ確立スルコトヲ勉ムヘシ
- 第四條 吾黨ハ廣ク主義目的ヲ同シクスルモノト一致結合スヘシ

第六十一 立憲改進黨趣意書

(明治十五年三月十四日)

大詔一降立憲の事定まる、我儕帝國の臣民は百世一遇の盛時に遭ふ、惟ふに此際如何の計畫を爲し如何の職分を盡し、帝國臣民たるに愧ることなき乎、他なし唯一團の政黨を結び相集まり相同ふして、我興望を表するあらん耳、來れ我兄弟、來りて我政黨を結び、我臣民たるの職分を盡せよ、

幸福は人類の得んことを期する所なり、然れ共少數專有の幸福は我黨之に與せず、蓋此の如きの幸福は、所謂利己のものにして我黨の冀望する王室の尊榮と人民の幸福とに反すればなり、王室の尊榮と人民の幸福とは我黨の深く冀望する所なり、然れども一時暫且の尊榮幸福は我黨之を欲せず、蓋此の如きの尊榮幸福は所謂頃刻のものにして、我黨の冀望する無窮の尊榮と遠永の幸福に反すれば也、是を以て一二私黨の我帝國を専らにし、王室の尊榮と人民の幸福を蔑にし、目前の苟安を偷み、遠永の禍害を顧みざるものあらば、我黨は之を目して以て公敵と爲さんとす、我黨は實に王室の無窮に保持すべき尊榮と人民の遠永に享有すべき幸福を冀ふの人を以て此政黨を團結せんとす、來れ我兄弟來りて我政黨を結び以て其冀望を表明せよ、

政治の改良前進は我黨の冀望して止まざる所なり、蓋し政治にして其改良を加へ其前進を爲さざれば、徒らに無窮の尊榮を冀ひ、空しく遠永の幸福を望むも、終に之を全ふするを得べからざれば也、政治の改良前進は、我黨之を冀ふ、然れども急激の變革は我黨の望む所にあらず、蓋其順序を逐はずして遽に變革を爲さんことを謀るは、即ち社會の秩序を紊亂し、却て政治の進行を妨碍するものなればなり、是を以て夫の陋見に惑ひ、徒らに守舊を主とし、夫の急躁を競ひ、好んで激昂を務むる者の如きは、我黨の卻けて共に其冀望を與にせざるものなり、我黨は實に順正の手段に依て我政治を改良し、著實の方便を以て之を前進するあらん事を冀望す、依て約束二章を定むる左の如し、

第一章 我黨は名づけて立憲改進黨と稱す

第二章 我黨は帝國の臣民にして左の冀望を有するものを以て之を團結す

一 王室の尊榮を保ち人民の幸福を全ふする事

二 内治の改良を主とし國權の擴張に及ぼす事

三 中央干渉の政略を省き地方自治の基礎を立てる事

四 社會進歩の度に從ひ選舉權を伸潤する事

五 外國に對し勉めて政略上の交渉を薄くし通商の關係を厚くする事

六 貨幣の制は硬貨の主義を持する事

第六十二 大隈重信の告我黨人書

(明治十五年四月十六日)

諸君我黨の人、余は一日の長たると謂ふを以て、今諸君の推す所と爲り、現に我黨の首領たるを許せり、惟ふに一黨の領袖となり、この濟々たる多士に先導たるは、人事の最も容易ならざるものにして、余が微力甚だ恐るゝ所なり、然れども政黨の事たるや、素と天下の公にして一人の私に非ず、所謂公明正大の事業なれば、苟も公平無私、天下國家の爲めに盡すの心を以て之を先導し、夫の主義を操持して之を動かすことなくば、其難事に當る、余甚だ難からざるを知るなり、夫れ余は政治を改進するを以て自から任じ、上、聖天子の恩遇に報ひ、下、良社會の冀望に對へんと欲するものなればこの改進を冀望する政黨の首領と爲り、改進の主義を操持せらるゝ諸君と共に、我政治の冀望を與にするは、余の最も悦ぶ所なり、否な改進の主義を操持せらるゝ諸君と共に、余が政治の冀望を與にし斯の諸君と共に其進路を與にするに非ざれば、余は、上、聖天子の恩遇に報ひ、下、良社會の冀望に對ふる能はざるを知るなり、

唯だ夫れ立憲改進黨の冀望する所は、皆余が半生に冀望する所にして、徹頭徹尾余の同意する所なり、顧みて本朝の史書を見れば、中古王室の衰微し給うてより以來、我帝國の政治は恒に一二種族の専有に歸し、千餘年の間本朝の歴史は大抵一二種族専横の事蹟を以て之を充滿し、殆んど餘白なきが如し、看よ、當時藤平二氏の政柄を私門に専らにせし以來、源氏北條氏は關東一二の種族を以て天下を専らにし、足利織田豊臣の如き皆な又一二の種族を驅て我帝國の政治を専有し、或は美濃人に依り或は尾張人を頼み、各々其一地方の人材を専用し、未だ曾て天下を齊一するの意あらず、降て、徳川氏の治に及んで猶其弊を矯めず、所謂天下の公政事を以て、參河人の私便に供するの實あるを免れず其天子を蔑にし、其人民を輕んずるの意、燎然として明かなりしにあらずや、是れ維新中興の革命を致せし一因にして、當時西南地方の強藩は最も斯偏曲の政治を憤り、最も之を排却するに盡力したるものなり、さればこそ我叡聖なる 今上皇帝は、即位の初に當り、首として萬機公論に決するの誓約を立てさせ給ひ、爾來數々詔命を降して其聖約の宸慮を堅くし給ひしなれ、今余を以て之を觀れば、容易に戊辰の騒亂を鎮靜し、踵いで廢藩置縣の大業を成就せし等は、我 今上皇帝赫々の威徳に輝き、爲めに茲に至りたるものなるべしと雖も、抑々又維新の政府が中興の初年に當て、天下齊一の主義を操持し、夫の一地方に偏曲するの政權を攘はんと欲したる公心の力に由るもの多からん、實に維新の政府は、一二種族の政權を専有するを排却し去らんが爲め、中興したるものなれば、其初年の

素志を貫き、以て上、王室の尊榮を謀り、下、萬民の幸福を修むること、誠に其良徳なれ、否な四海一途、庶民をして倦まざらしむべきは、夫の明治政府の宜しく勉むべきものなるなり、惟ふに内閣の諸氏は能く其良徳を具へたる乎、能く其義務を盡したる乎、天下具眼の人は必らず其果して如何なるやを知らん、唯だ一二種族の我帝國を専有するを排却せんが爲め、中興の偉業を翼賛し奉りたる者の一人なれば、今後と雖も依然其主義を操持し、敢て變することなかるべし、否な益々其志望を堅くし維新中興の偉業を大成し、帝國萬世の基礎を建て、以て王室の尊榮を無窮に保ち、人民の幸福を遠永に全うするを冀望するなり、世上間々自から稱して尊王の黨派なりと唱へ、良徳を修飾するものあり然れども多くは是れ一二種族を以て王室の藩屏に當て、或は兵力を以て王室を守らんと欲するものに過ぎず、甚しきは君主を露出して直に行政の衝に當らせ給はんことを冀ひ、以て王室を推して危険の地に立てさせ給はんことを欲するものあり、是れ果して王室の尊榮を謀るに足るか、否な斯數事を以て王室の尊榮を謀るに足らざるなり、設令若し之を謀るに足るとせんも、是れ一時暫住の浮榮のみ、余は王室無窮の實榮を冀ふものなり、豈斯の浮華暫住の尊榮あるを満足して、王室の爲めに自から足れりとせんや、否々、余は一時暫且の尊榮あるを以て、我冀望を満足する能はざるなり、世間又自から稱して、人民の幸福を謀るなりと唱ふる者あり、然れども今其爲す所を見るに、往々にして姑息苟媮の

措置に流れ、其能く大體の務を得て、遠永の謀圖を畫する者實に寡し、是を以て士族の窮するを見ては、其窮する所以の本源を極めずして、直に之に授産せんことを冀ひ、金融の逼塞するを見ては、其逼塞する所以の實因を問はずして、直に罪を流通紙幣の寡少なるに歸し、又其條約の改正を欲するや苟媮不斷の措置を爲すを好み、敢て禍害を後世に遺すを顧みず、又民間事業の興起するを欲するや、夫の無用の干渉を爲すを冀ひ、徒らに國幣を貸付に疲らすを顧みざらんとす、是れ果して人民の幸福を謀るに足る乎、否、斯數事を以て人民の幸福を謀るに足らざるなり、設令若し之を謀るに足るとせんも、是れ一時暫住の浮華のみ、余は人民永遠の實福を冀ふものなり、豈斯の浮華暫住の幸福あるを満足し、人民の爲めに自から足れりとせんや、否々、余は一時暫且の幸福あるを以て我冀望を満足する能はざるなり、之を要するに余は王室の爲め、人民の爲め、無窮永遠の尊榮幸福を保存するを冀ふ、是を以て夫の一二種族の帝國を専有し、上王室を無みし、下萬民を蔑にするものあるか、若しくは目前の苟安を偷し、遠永の禍害を顧みざるものあらば、余は斷然之を目して、我政敵と爲さんとするなり、否、世間若し斯類の事あるに遇はば、是れ唯だ余一人の敵に非ずして、我黨共同の政敵なり、我黨共同の政敵に非ずして、實に天下萬衆の公敵なり、余は諸君の輔翼と公衆の信用とを得て、此公敵を退治するの冀望を抱かざるを得ざるなり、

王室の無窮に保持すべき尊榮と、人民の遠永に享有すべき幸福とは、余の諸君と共に冀望する所なり、然れども尊榮を保持し給ふに道あり、幸福を享有するに則あり、苟も其道と其則とを得ざれば、徒らに之を冀ひ、空しく之を望むも、終に之を得べからざるなり、諸君、我黨は政治を改良前進して夫の無窮の尊榮を保ち、夫の遠永の幸福を全うするを冀ふ者ぞ、故に徒らに守舊に流れ、宇内の大勢に背馳して、政治の改造を冀はざるものあらば、余は之と共に其進路を與にせざる所なり、我帝國をして全然海門を閉鎖し、宇内の風潮を引て芦原の中洲に入ることなからしめば、或は枕を高くして一時の睡眠を貪ばり、夫の舊套を墨守するを得べしと雖も、今や海門の鎖鑰は開放して閉ぢず、海外改進の風潮は自在に注入して、而も其勢力甚だ強く、宇内の輿論全く改進に傾向するの今日に當つて、大膽にも之に抵抗せんと欲するは、抑々是れ笑殺すべし、況んや且つ事物の通理よりして之を云へば、改良前進は天地萬象の常なり、試みに各種の事物を取て之を吟味せよ、その何等の事、何種の物たるを問はず、皆な疎より精に改まり、雜より純に進まざるはなし、日々に改良し、月々に前進するにあらずや、然るに今傲然之に抵抗し、天地の大勢に背かんとす、蓋し亦た憐むべきなり、余は明治の初年より、政治の改進を以て自から任じ、維新政府の大政に參與して、微力の及ばん限りは其改良前進に盡力したるものぞ、唯だ政府の組織に依て余が十分の冀望を盈滿するを得ず、隨て間々、諸君の意

志をさへ満足し得ざりしは、余が滿腔の遺憾なり、然れども我帝國の風潮漸く改進の治理を冀ふに至り、剩さへ諸君の輔翼を辱うするに至りたれば、余は早晚の中社會の信用を得て、夫の遺憾を慰むるの愉快あるを信するなり、政治の改良前進は我黨一致の冀望にして、余が半生の所志なり、然れども之を改良前進するに、必ず順正の手段と著實の方便に由るを要す、余が考ふる所に依て之を云へば、天下の道理を實行するに二つの道途あるが如し、所謂二つの道途とは、一は直行して道理の極所に至ることを冀ふを謂ひ、一は道理の極所を查出し、夫の手段と方便とを求め、追歩して之に達するを謂ふなり、顧ふに夫の政治を改良し、之を前進するも、亦た必らずこの二途に出でざるを得ず、然れども道理の極所を查出するに及んで、直行之に至らんことを冀ふは、是れ所謂爾安、若、廬騷の余流にして、其極や社會の秩序を紊亂し、政治の改進を妨碍するに終らんのみ、是れ豈我黨の冀ふ所ならんや、是を以て我黨は夫の政治を改良前進するに當つて、順正の手段と著實の方便とを求め、追歩して其目的を達するあらんことを冀ふなり、唯だ夫れ、我黨は手段と方便とを求め、我帝國の政治を改良前進することを冀ふ、故に夫の廬騷の餘流を汲み、奢古敏者流の二舞を演じ、躁急激昂以て過激の變改を爲さんことを冀ふものあらば、余は之を卻けて共に其進路を與にするを欲せざるなり、爾く急激の變革を排却すと雖も、我黨は夫の守舊の内實を掩ふに、漸進の外貌を以てする黨派と區別するを用

要なりとす、惟ふに我黨は政治の改進を尙ぶの政黨なり、順正の手段と著實の方便とを求め、做し得來るの完全に政治を改進せんことを冀ふ政黨なり、豈爲すべきの機會に遇うて爲さず、名を漸進に假りて故さらに遅々回々し、以て私利を暗射するが如き黨派の種類ならん哉、余今顧みて泰西の歴史を考ふるに、英國は順正の手段と著實の方便を以て、其政治を改良前進したるものと謂ふべく、之に反して佛國は急躁過激の變革を施し、以て社會の秩序を紊亂し、政治の進行を妨碍したるものと謂つべし、看よ、今の時に當て宇内萬國の多き、何の王室が最も能く尊榮して、何の國民が最も能く幸福を全うするものぞ、余は斯二點に在ては、竊に英國を欣慕せざるを得ず、否、我邦も亦夫の順正の手段と著實の方便を利用し、以て斯政治を改良前進し、夫の英國と並び馳せ、或は之に超過せんことを冀ふなり、

上來は是れ余が志望の大躰を吐露するに過ぎず、但だ夫の政治を改良し、之を前進する所以の冀望に至つては、略々之を約章の中に擧ぐと雖も、其仔細の事の如きは、早晚の中事に接し、情に觸れ、幾多の辛苦と非常の艱難を嘗め、諸君と共に其志望の所在を表明するの勞役を取らざるを得ず、嗚呼今や余は一日の長たると謂ふを以て、推舉せられてこの黨を先導するの大任に當れり、故に略々余が志望の大躰を吐露し、以て之を我黨の諸君に告ぐ、諸君は必ず余と其感を同じうし、帝國の輿望をし

て咸く我黨の冀望に同ぜしめんことを冀ふならむ。

【解説】 この書は改進黨の掌事東洋小野梓の總理大隈重信のために代筆せしものなり、梓は「代首領筆作明治十五年三月卅日東洋手記」とある。大隈はこれを四月十六日、總理に就任後發表したものであらう。

第六十三 立憲改進黨施政の要義

(明治十五年四月)

我黨所尙の主義は方に宣言の如し、然れども王室の尊榮を冀ひ、民人の幸福を謀るは、天下の人皆な共に同じき所なり、帝國臣民の中亂賊にあらざるよりは、誰れか王室の尊榮を忘れ、民人の幸福を蔑にするものあらんや、唯だ如何にせば能く王室の尊榮を増すに足り、能く民人の幸福を進むるに足るかに至て、彼此其意見を異にするのみ、是れ所謂施政の要義を異にするものにして、政黨の争全く此一邊に存す、故に徒らに所尙の主義を宣言するに止て、未だ施政の要義を言明せざれば、天下の輿望必らず其撰ぶ所を失はん、是を以て我黨は明に我施政の要義を言明し、輿論の嚮背を卜するあらんとす、

一、國會開設の期は 聖天子既に垂勅し給ふ所あり、其組織の如きも亦た時に及んで至正の憲章を立てさせ給ふを知る、故に我黨は今國會の組織に就て黨議の所在を説かず、一に 聖天子の明勅を奉待す、然れども立憲政體の實益は、政黨を以て内閣を組成し、國會信用の如何に由て之を進退し、輿望に副はせ給ふに在り、故に我黨は八年の後、國會を開かせ給ふに當り、必らず政黨爲政の良制

を定め、永く帝國の安寧を謀らせ給はんことを望む、

一、帝室の威望は相家武門の攘奪に遇ひ、其夷陵を極め、維新の中興に及んで稍々之を復させ給ふと雖も、積弊の在る所未だ我黨を満足せしむるに足らず、爲めに帝國臣民の至情を飽かしむるに足らざるもの多し、是を以て我黨は大に皇有の財産を聚め、帝室の威望を維がせ給ふに十全ならんことを期す、

一、紙幣の制は維新の創業を助け、其利少からざりしと雖も、到底之を久しきに行ふべからざるは、理財の要に於て争ふべからざる所なり、世の達せざる者間々商業の振はざるを歎じ、或は、直輸出を謀り、或は勸業勸商を言ふと雖も、抑々是れ枝葉の見のみ、惟ふに商工の衰頹するは、物價の安著せざるに根し、物價の安著せざるは、紙幣其制の果なり、故に我黨は斷然紙幣の制を廢止して、金貨の制を實行せんことを期す、

一、地租の地稅に比して輕からざるは、政府の歳入十分の九は地租なるを以て知るべし、世の達せざる者、近時農家の俄かに富豊なるを見、動もすれば之を増加せんと欲する者あり、然れども是れ大に帝國を不利するものなり、今我黨を以て之を觀れば、農家の規模狭少にして、土地の改良荒野の開熟を爲さざるは、職として地租の輕からざるに由るを知る、故に我黨は明治十八年地租改正の

期に及んで、之を増さざるは更なり、漸く減殺して百分の一と爲すに至らんことを冀望す、

一、外交の事は國難の係る所なれば、之を苟且に付すべからざるは世論の既に知る所なり、然るに今の外交を説くもの、往々外人の歎心を得て我目的を達せんと欲す、惟ふに是れ諂諛を爲すなり、彼れ必ず我を侮辱するに終らん、故に我黨は帝國の威嚴を養ひ、訂約諸國に就て其最も親むべき者を選び、我冀望を實行するの途を爲さんことを期す、

一、陸軍の強盛は帝國治安の爲め我黨の望む所なり、然れども分てば弱く、集まれば強きは兵の常勢なり、況んや我邦の如き、地界狭小にして、而も海運至便なる邦土に在ては、之を某々の所に總合して全國を鎮撫するこそ、誠に其宜しきを得め、且つ兵營を數所に分置せば、費用の自から多きは事實の疑ふべからざるものなり、故に我黨は陸軍を總合して兵力を合せ、并に其費用を移して、之を兵器の製作、砲臺の築造等に用ゐんことを期す、

一、徴兵は世論の在る所なりと雖も、國民皆な軍なるは又已むを得ざるものなり、然れども徴兵の役にあるもの、立身の好機を失するの弊あるは我黨の能く知る所なり、故に其服役の期を短縮し、勉めて立身の好機を失はしめざるは、又我黨の甚だ望む所なり、今我黨を以て之を觀れば、小學教育の制を調停し、操銃の一科を加へしめ、天下の兒童をして豫め兵たるの備を爲さしめば、異日徴兵

の役に丁るに及んで、歩操自から習練し易く、隨て服役の期を短縮するを得るを知る、

一、海軍は帝國の位置、商業の關係に於て、最も擴張せんことを欲する所なり、然れども平時所有の兵艦を浮水するは徒らに費用を消費して邦土に益あることなし、故に我黨は平時兵艦の一部を残して某々鎮守の用に充て、餘外は便宜の地に封圍して之を浮水せず、其士官水夫の如きも之を解隊して民間航海の營業を得しめ、其費用を移して以て兵艦武器の充實に充てんことを期す、

一、我邦陸軍の徴兵を行ふこと久し、然れども未だ海軍の徴兵あらず、惟ふに今の時に當て、海軍の擴張最も意を用ゐざるべからず、故に我黨は沿海の町村に就て陸軍の徴兵を停め、之に更ふるに海軍の徴兵を以てせんことを期す、

一、我邦學問の獨立せざるや久し、而して其然る所以のものは、教育の基礎未だ立たざるに由る、惟ふに學問の獨立は一國獨立の根本なり、故に我黨は文部の全力を竭くして之を帝國の大學に用ゐ、以て學士をして名譽と實益とを併有するを得しめ、終生身を學科に委し、所謂日本帝國の學問なるものを興起するを得しめんことを期す、

一、政治と宗教とは非一にして相干すを要せざるは、輿論の既に定まる所なり、然れども世の達せざる者、動もすれば其必一を冀ひ、政治を以て宗教に干渉せんとす、是れ素より非なり、故に我黨

は輿論の所定に従ひ、政治を以て一切宗教に干渉せざるを期す、

一、道路の便運輸の利は、一國富實の一大基礎たるは人々の能く知る所なり、然るに世の達せざる者動もすれば授産勸業の事を説て、道路運輸の事に及ばず、會々之を言ふものあるも、其非を收めて其實を擧げず、徒らに兒戯に類するのみ、故に我黨は工部の全力を竭くして、咸く之を道路港川の改良に用ゐんことを期す、

一、裁判の延滞と訴訟の不便なるは、民人の休戚に關する所多し、而して其弊や多くは法廷の配置周密ならずして、法官の獨立未だ全からざるに根す、故に我黨は他の不急の政費を節約して、之を司法の費用に供し、以て法廷を布置し、并に法官の獨立を全うするの法を設けんことを期す、

以上は我黨施政の要義なり、惟ふに朝野の人如何か我黨を見る、其與する者は、來りて我黨と一致せよ、其與みせざる者は、去て我黨の爲す所を排撃せよ、我黨は銳意帝國の爲めに我黨を實行するの機を求め、敢て自から逸せざる也（この書も、小野梓の起草するものなり。）

【解説】

立憲改進黨は、前參議大隈重信を中心とし、明治十五年三月組織された。結黨式を擧げたのは、翌四月十六日であつた、曩に組織された自由黨は、自由民権派の正系で、國會開設運動の本流から出來たものであるから、その國民大衆に呼びかけた勢は、極めて猛烈で、全國を風靡する概があつた。しかし、その運動は過激にして、極

端に走る傾向があつたので、穩健な中産階級には、これを嫌忌する傾向があつた。この傾向を利用し、智識あり、資産あり、穩健なる思想を有する國民を網羅せんとしたのが改進黨である。

大隈は、政府を退いたが、予は明治の辭職勅任官の模範となるのだ、板垣の眞似はしないといつて、雉子橋の邸に閑臥してゐたが、彼が多年養成してゐた部下は、彼をそのままにして置かなかつた。自由黨を脱した沼間守一は頻りに彼に政黨組織を勸告した。自由黨に集まるものは、地方郡村の農民、或は舊藩の士族のみである、年少氣を負うて悲歌慷慨するものはあらうが、老成者、特に都會の商工業者、多少西洋の智識を有する智識階級の人達は、彼等の政黨には赴かぬ、貴下が有する部下の俊豪を以て、それ等の國民層に呼びかければ、直に自由黨に對抗する政黨が出來ると勸奨大にとめたといふことである。

沼間と前きか、後とか小野梓が、大隈に政黨組織のことを談じたのは、十四年十一月三日である。小野は歐米の新智識を以て大隈の知遇を得、大隈と共に退官した人である。この人の進言が與つて力あつたことはいふまでもない。かやうにして組織されたのが、立憲改進黨である。同黨の主義政綱等は、前記の意見を以て、定められ、起草されたものであることを知らねばならぬ、主として筆を執つたものは小野梓である。或は矢野文雄なども參劃したことであらう。第一條に、『王室ノ尊榮ヲ保チ人民ノ幸福ヲ全フスル事』と掲げたのは、特に自由黨の天賦人權を高唱するに對照したものであらう。かくて、改進黨は、その穩健なる主張と大隈の聲望とによつて、その勢極めて盛んで普及力も烈しかつたので、自由黨は大にこれを喜ばなかつた。自由黨にしては、自分等が、多年血と肉とを以て、獲得した地盤と同志とを横合から、飛び出して奪取せんとする趣があつたので、その狡猾を憎むといふ風が旺盛であつたのである。

板垣は、改進黨副總理河野敏鎌の訪問を受け、改進黨は、自由黨の別働隊である、自由黨の力及ばざる富人、學者、財産家、老成家を集め彼等を自由主義の人として、他日反對の他黨に得らるゝを防ぎ、他日合同一致の運動をなすものであるといふを聴き、大に怒り自由黨は改進黨なくとも自立し得る。しかし改進黨は自由黨なくんば立ち得ざるか、改進黨は、我々を以て獵犬となし、しかもその獲物をば悉く自から取らんとするものか、狡猾も亦甚しといつたといふことである。(自由黨史) かやうにして兩黨の軋轢は、改進黨創立の際からで、到底和すべからざる深刻なものがあつた。多年兩黨の軋轢はこゝに起因する。

維新前後に於ける我があらゆる諸政派は、尊王思想に於てだけは一致した。何人も皇室の尊嚴、國體の本義に異議を挟むものはなかつた。しかし、自由民権論が勃興し、参政權が要求され、主權の所在が論議せらるゝやうになつては、保守主義者は不安を感じて來た。彼等は民權と皇權の兩立せざるを思ひ、主權人民にあるとせば、何處に我が 天皇を置き奉らんやといひ、政黨が責任を云々して政權を得んとするは、まさしく大權を私竊せんとするものであると考へた。特に政黨の末派や、一智半開な民権論の不謹慎の言動は、彼等を聳聳せしめた。而して薩長政府者は、この情勢を利用し、自らは愛國黨、忠君派と稱し、在野黨を目して破壊黨と呼び、不忠者と呼び、これを打倒し、絶滅せんことを期したのである。

この不忠呼ばりは、自由民権の時代より自由改進黨二黨對立後までも續き、彼等を最も憤激せしめたものである。彼等の首領は、直接維新の勤王運動に参加した人達で、黨員の多くは維新の勤王の雰圍氣中に成長した人達で、勤王の精神に於て人後に落ちぬつもりである。然るに不忠者、叛逆者と罵られては、怒らざるを得ない。藩閥政府者

こそ君權を壟斷し、政治の責任と失政の民怨を皇室に轉嫁せしむる不忠者獅子身中の蟲として痛憤した。かくて志ある政黨論者は勤王論をもつて、我等の行爲こそ眞の勤王で、皇室の尊榮を増進するものであると論じた。自由黨總理板垣退助は、明治十五年三月、『自由黨の尊王論』を書き、同黨員田口宇吉は同年十二月、『時勢論』を書き、進歩主義者の福澤諭吉も、同年、『帝室論』を書いてゐる。その論旨は概ね同一である。

小野梓の勤王論も、かやうの際に著はされたもので、明治十六年に講演されたものであらう。その論旨、文章ともに同種論文中の白眉と見るべき出色のものである。その旨は、先づ彼が勤王の家に生まれ、勤王の教を受け、勤王に縁因淺からざることを述べて、勤王の實を擧ぐるは、王室の尊榮を増進し、人民の幸福を圖るといふに外ならない。從來勤王の實擧らざりしは、政權が一二氏族、或は二三地方人士によつて占有せられたからであるといつて、維新以後薩長の政權を壟斷するを難じ、また獨逸皇帝の演説を引用して、宰相の責任を認めぬ政治の皇室に對し、如何に危険なるかを論じ、政治の自由と政黨責任内閣の皇室の尊榮、國民の幸福の基礎なることを論證したものである。近時國體明徴論のやかましく、政黨の影薄く、やゝもすれば議會無用論の唱道されんとするとき、政黨創立者のこの種の論文を再検討するの必ずしも無要ならざるを信じ、こゝに採録する。

第六十四 小野梓の勤王論

(明治十五六年か年代不詳)

諸君、余は勤王の問題に對し、實に世襲の關係を有す、余が遠祖は建武年間の忠臣なり、余が亡父は元治年中の志士なり、故に勤王を説く事は余の最も光榮とするところにして、余が或は朝に出で、或は野に退き、辛苦經營一日も自ら安んずる事能はざるは實に此事あるが爲なり、余は實に勤王の家に生れ、勤王の教へを受く、是を以て勤王の手段を論ずるは、余が短中の長所にして、甚だ人後に墮ちざるを知る也、

勤王の手段甚だ多し、然れども約して之を謂へば、王室の尊榮と人民の幸福とを謀るの二事に過ぎざるのみ、王室の尊榮を圖るの勤王たるは、素と自證の事實たり、余今其理を説かず、但だ人民の幸福を謀るを以て勤王の手段なりと謂ふに至つては、或は之が説を要するが如し。惟ふに我王室は、果して如何なる王家に屬する乎、諸君試に海外諸邦の王家を觀よ。皆な篡奪抑壓の餘に興り、王家の民を視る敵の如く、人民の王家を視る仇の如きに非ずや。故に海外諸邦に在つて、勤王の手段を擧げんと欲せば時に人民の幸福を抑へざるを得ず、今我王家をして海外諸國の王家に均しからしめん乎、勤王の手段を講

ずるに當つて、余或は不幸にして人民の幸福を謀るを得ざらん、然れども我王家は決して篡奪抑壓の餘に興らず、烈祖皇帝登祚以來三千年の久しき、王家君臨の本旨は實は斯民の幸福を謀らせ給はんと欲するに在り、其民に於ける、宛も子の如く、唯り之を敵とし視ざるのみにあらざるなり、帝國の臣民にして一部の「皇朝史略」を讀み、能く之を記憶するものは、神武天皇以下烈聖皇帝の詔勅を記するならん、神武天皇詔すらく、「夫れ大人の制を立つる、義必づ時に從ふ、苟も民に利あらば、何ぞ聖造を妨げむ」と、崇神天皇は詔すらく、「我が皇祖諸天皇宸極に光臨するものは、豈一身の爲ならむ、蓋し神人を司牧し、天下を経綸する所以なり」と、仁徳天皇は詔すらく、「君は民を以て本となす、民の貧は朕が貧なり、民の富は 朕の富なり」と、爾後烈聖皆斯心を以て其心とし、今上に及んで益々之を明らかにし、五事の聖約、立憲の大詔、愈々出て、愈々大に、其神妙靈聖なる、何ぞ嘗に海外の王家に似ざるのみならんや、是を以て、我日本に在て勤王の誠を致さんと欲せば、唯り王家の尊榮を謀るを以て自ら足れりと爲すべからず、更に進んで人民の幸福を之れ謀るべきなり、蓋し人民の幸福を抑へて之を壓するは、王家君臨の聖慮に背き、其實不忠の甚しき者なればなり、是れ余が人民の幸福を謀るを以て勤王の一手段と爲す所以なり、惟ふに帝國眞誠の勤王家は、皆同一致して之を賛成す可きなり、余は實に王室の尊榮と人民の幸福とを謀るを以て、勤王の手段なりと信ず、是を以て王室の無窮に

保持し給ふべき尊榮と、民人の遠永に享有すべき幸福とは、余の熱心して冀ふ所なり、故に一二種族の我政權を専らにし、上、王室を蔑如し、下、人民を抑壓するは、余の誓つて排撃せんと欲する所なり、顧て中古以來の歴史を見るに、我が敬重する王室と、我が親愛する民人とは、久しく一二種族に妨碍され、其尊榮を保持し、其幸福を享有するを得ざりき、夫れ能く我が歴史を讀み、其實況を味へるものは、相家專横の時に及んで、王室の尊榮と、民人の幸福は果して何等の地位に在りしかを記するならむ、諸君は必づ記憶するなるべし。中古藤原氏の政權を專有するに當て、天下の事一に藤原氏の意見に決し、藤原諸葛の如きは、遂に「今の時に當つて誰か藤原氏の言に違ふものぞ」と云ふに至れり、當時天下の威福咸く藤氏の私門に集り、上、御一人の尊榮を犯し、下、萬人の幸福を蔑にせり。藤原氏に繼いで帝國の政治を専らにせしものは、實に平氏の一門たり、保元平治の時に當つて、藤原氏の勢衰ふるや、平氏は之を時として其政權を奪ひ、王室と民人とを蔑視し、自ら天下の大政を專にせり、當時平家の一門にして高官に任ぜらるる者六十餘人、其食邑三十餘國の多きに至れり、憶ひ起せば保元平治の亂に當つて、平氏の王家に功ある少しとせず、然れども之を恃んで天子を蔑にし、萬民を顧ざるに至つては、吾人勢ひ之を憎まざるを得ず。顧ふに、平氏の一門にして概む俊秀なりとするも、六十餘人咸く當局の人物にあらざるべし、然るに彼れ自ら僥倖の功を恃み、「斯天下は是れ我家創造の天下なり、我一門之を専らにするも敢て不可あるなし、不才不能豈憚るに足らんや」と誤信せしが如し、諸君は必ず時忠の言を記するならむ、彼れ實に「平家の一門に非ざれば、人にして人に非ず」と謂ひしにあらすや、平氏の其功を恃み、自ら驕るの意一に茲に至れり、之を要するに、平家の一門は天下に功ありと雖も、之を恃んで我が尊重する王室の尊榮を蔑にし、我が親愛する民人の幸福を無みしたるに至りては、余は斷じて之を排撃せざるを得ず、否、獨り平家の一門のみならず、後世若し之に類するものあらば、余は上、一人の爲め、下、萬人の爲め、畢生の力を竭して之を排撃せんとす、惟ふに吾人にして再び此不幸なる事實あるに遭遇せば、豈啻に一の梓ありて之を排除するのみならむ、諸君も亦、是れ勤王愛民の君子なるべければ、必づ余を賛成して、清盛其人をして其欲を全うするに了らしめざるべし、我帝國の政權を一門の中に專有し、我が王家の尊榮を侵し、我が民人の幸福を蔑にせしは、藤平二氏に止まれり、然れども平家一たび亡滅し、源家起るに及んで、又其方法變じて我帝國の利益を專有する陰謀を企てたり、諸君試みに源家以後、所謂幕府なるものが、我が政權を專有したる事蹟を察せよ、頼朝は實に平家の政權を一門に私し、天下の怨望を買ひたるに懲り、之を一地方の黨類に集め、之を以て專有せんことを企圖したるに非ずや、看よ、當時天下の政は關東人士の專有する所と爲り、夫の政所に出仕し、其政を與り聞き、中央の政權を持したるものは、

家創造の天下なり、我一門之を専らにするも敢て不可あるなし、不才不能豈憚るに足らんや」と誤信せしが如し、諸君は必ず時忠の言を記するならむ、彼れ實に「平家の一門に非ざれば、人にして人に非ず」と謂ひしにあらすや、平氏の其功を恃み、自ら驕るの意一に茲に至れり、之を要するに、平家の一門は天下に功ありと雖も、之を恃んで我が尊重する王室の尊榮を蔑にし、我が親愛する民人の幸福を無みしたるに至りては、余は斷じて之を排撃せざるを得ず、否、獨り平家の一門のみならず、後世若し之に類するものあらば、余は上、一人の爲め、下、萬人の爲め、畢生の力を竭して之を排撃せんとす、惟ふに吾人にして再び此不幸なる事實あるに遭遇せば、豈啻に一の梓ありて之を排除するのみならむ、諸君も亦、是れ勤王愛民の君子なるべければ、必づ余を賛成して、清盛其人をして其欲を全うするに了らしめざるべし、我帝國の政權を一門の中に專有し、我が王家の尊榮を侵し、我が民人の幸福を蔑にせしは、藤平二氏に止まれり、然れども平家一たび亡滅し、源家起るに及んで、又其方法變じて我帝國の利益を專有する陰謀を企てたり、諸君試みに源家以後、所謂幕府なるものが、我が政權を專有したる事蹟を察せよ、頼朝は實に平家の政權を一門に私し、天下の怨望を買ひたるに懲り、之を一地方の黨類に集め、之を以て專有せんことを企圖したるに非ずや、看よ、當時天下の政は關東人士の專有する所と爲り、夫の政所に出仕し、其政を與り聞き、中央の政權を持したるものは、

三善、大江の二氏を除くの外、三浦の如き、北條の如き、和田の如き、梶原の如き、比企の如き皆な關東の人士に非らざるはなく、夫の地方官たる守護地頭の如きも、殆ど皆な關東出身の家人を以て之に當て、中外皆な關東の人士を以て之を制し、東人の勢ひ天下を壓せり、諸君は史書を讀みて記憶するならん、當時京師の人士は勉めて關東の言葉を學び、之を用ゐて東人に似せたるに非ずや、今偶然に之を考ふれば、是れ一小瑣事の如し、然れども言葉は人間の交際の上に在て、重大の關係を有するものにして、都人が東語を學び、自ら甘んじたるは、關東地方の勢力強大にして其抑壓する所と爲りたるの證なり、惟ふに余と諸君と不幸にして當時に生れ、斯の忌むべく憎むべき時代に遇ひしと假想せば、諸君は如何か之を感覺する、余は必づ絶大無量の悲歎を抱くならん、日本は是れ我が日本の日本のみ、政治は是れ日本の政治のみ、關東の人士、縱令強大にして慄悍なりと雖も、我が日本の公日本を擧げて、斯の一に限りある種族の専有に任じ、又我が日本の公政事を以て、斯の一地方種族の専有に歸せしむるに忍びんや。否余をして當時に生れしめば、勤王人士の協同を得て、東人の専横を抑制するに盡力したるならむ、故に後世若し斯類の不幸なるに遇はゞ、余は我が畢生の力を盡しその専横を抑制するならむ、惟ふに若し此不幸あらば、諸君は如何か自から處する、必づや余と其進路を同ふし、上、一人の尊榮と、下、萬人の幸福とを保護増進するならむ。北條氏は源氏の舊圖に依て、我帝國の政

治を專有し、鎌倉の執權は云ふも更なり、京師の六波羅に、九州の探題に、凡そ緊要の局所は皆な其門族を以て之れが長官と爲したりき、斯く關東地方の人士は其専横を極めたるを以て、天下の怨み漸く茲に集り、終に建武の中興を促したり。然れども中興の業久しからずして破れ、足利氏は其門望に據て天下の大權を竊み、多く下野出身の家人を用ゐ、天下の大權を專有したり、足利氏に踵いで起るものは、織田、豊臣にして、右府、大閤の如きも、皆な天下と共に斯の大權を與にするの勇なく、共に濃美地方の人士を以て天下を治せん事を冀ひたりき、豊臣氏亡び、徳川氏の興るに及んで、猶ほ未だ地方の種族を以て大日本帝國を治するの陋見を脱すること能はず、二百有餘年の久しき、三河地方の人士を以て此日本の政事を專有し、上、王室の尊榮を無みし、下、民人の幸福を損じたりき、歴史の吾人に示す所、實に此の如し、諸君は此歴史を讀みて如何に感覺せらる乎、吾人日本民人は數千年の久しき、始終一地方の種族に専制せられ、或は關東、或は濃美、或は三河の人士に奴隸使役せられたり、諸君は我祖先の此悲しむべき恥づべき位地に墮落し、此憎むべき憤るべき事情に遇遭せしを見て、如何か之を感ずる、余は之を憶ふ毎に、憤懣不快の至に堪えず、時々切齒扼腕して、自ら怒ること屢々なり、願ふに是れ明治維新の中興を致せし原因にして、薩長土三藩の如きは、最も三河人士の政權を專有するを憤り、最も其際に盡力せり、是を以て尊嚴なる我が明治叡聖 文武天皇は即位の始めに當て、

首として五事の誓約を立てさせ給ひ、「廣く會議ヲ起シ、萬機公論ニ決スベシ」と宣へり、是を以て戊辰の東征は早く其功を奏せり、是れを以て壬申廢藩の大業は容易に之を成就せり、惟ふに東征の早く其功を奏し、廢藩の容易に其業を成就せしは、我天皇無前の威徳に由り、之を致せしものならむも、其意外に早く鎮定し、其望外に容易なりしは、實に東北地方の人士にして四海一致の聖旨を奉體し、敢て無暴の抗抵を爲さず、三百有餘の諸侯にして皆日本の幸福を重んじ、其利己の心を棄てたるものに因るもの多からむ、惟ふに若し當時に在つて、一二種族が之を専有するが爲め東北を討伐するものなりと廣言せば、東北の人士は必づ容易に其抗抵を弱めざりしならむ、唯だ、上、天子の尊榮の爲め下、萬人の幸福の爲め、維新の已むを得ざるの大勢を明らかにし、之を天下に示したるが爲め、東北の人士は自ら曉て其の抗抵の力を減ぜしなり。故に余は常に曰く「東北の人士は西徇人士の勢力に畏れて降伏したるに非ず、天下を平等にし、全國を一致せんとする正理の力に服して反正したるものなり」と、惟ふに來聽諸君の中、必づ東北人あり、親しく其事に遭遇したるものもあらむ、若し之れあらば、如何に余の説を聞く乎、若し維新の舉にして、果して一二種族を以て此日本を専有するが爲めならしめば、諸君は必づ自ら甘んじたる乎、蓋し然らざりしならむ、然り而して彼の廢藩置縣の如きも、亦た一二地方の人士を以て府縣の守令に充つる爲めには非らざるなり、惟ふに、夫の廢藩の盛舉たる、

天皇の威徳と人民の公論とに依て之を成就し、決して一二種族の力に依りしに非らざるなり、否、夫の三百有餘の諸侯にして、俄然數百年來封食の土地人民を捨て、少しも之に戀々するの情なく、寧ろ之を捐つるの早からざるを恐れたるが如きは、皆な我が日本の輿論既に廢藩の事に及び、天皇之を嘉納し給ひたるに因りてなり、若し當時に在つて、一二種族が私己の爲め、之を廢し、其守令を其人士の中に畫限するが爲めなりと聞かしめば、夫の三百諸侯は必ず甘んじて夫の封土を捐つることなく、寧ろ之に抗抵したるならむ。之を要すに、維新の大舉は、我が日本人民が一地方人の政治を攬包專有し、之が爲め王室の尊榮と人民の幸福とを損害せらるゝを憤り、其弊を矯正するが爲めに起り、天下を平等にして、社會を一致せんが爲め、早く擾亂の緒を正し、早く封建の制を廢したるものなれば、斯明治政府の進路は、必づ天下平等の意を以て之を終始せざるを得ず、否、四海一途、庶民をして倦まざらしむるを勉むべきなり、惟ふに今の内閣諸君は、聖天子の詔勅を重んぜらるゝ人なるべければ、必づ斯神聖なる明天子の誓約に奉反して、夢にだも政權を一二の手中に攬包し、之を専有するが如き妄想を抱くものならるべし、否、上、聖天子の尊榮に對し、下、萬民の幸福に向て、此大不敬を爲し、此大無禮を爲すべからざるを知るなり、嗚呼我尊重する王室と、我が親愛する民人とは千年の久しき、始終一地方人の專横に妨げられ、其尊榮を失ひたれば、一地方人専有の政治には既に倦み果

てたり、否、此明治の維新は、夫の一地方人専有の政權を攘却し、四海平等の公政治を爲さんことを欲し、我が天皇の宸襟を惱まし、我が人民の辛苦して之を成就したる中興の大業なれば、奥羽人にあれ、加州人にあれ、肥前人にあれ、土佐人にあれ、長州人にあれ、萬一苟も其地方に限れる一二種族を以て、此政治を専有し、之を地方人に専有せんことを企つるものあらば、我天子は必ず之を許さず給はず、我民人も亦必ず之を許さざるなり、否、余の如きは、上、王室の爲め、下、萬人の爲め、我腦力の全部を盡し銳意奮進して之を排除し去らんとす、惟ふに、是の勤王の榮譽は、余の獨り之を私すべきものに非ず、諸君も亦必ず皆同一致して、余と其進路を同ふし、共に其榮譽を受くるならむ、之を要するに、一地方人の政治を専有するを攘却し、四海平等の公政事をなすは、斯れ維新の最大目的にして、今上登祚ましませし以來、屢々明詔を垂れ、中外の衆庶に詔示し給ひ、衆庶も夫の明詔に薰陶せられ、深く其切なるを感銘したるものなれば、萬一再び一地方人が政治を専有するの實あるに至らば、我日本帝國の臣民は、上、帝室の爲め、下、萬民の爲め、我臣民たるの職分を盡し、斯國家の公敵を排除するに竭力せざるを得ず、顧みて看れば、藤氏の如き、平氏の如き、關東人の如き、尾濃人の如き、三河人の如き、其政治を専有したるものは誠に憤懣慷慨の至りに堪へず、然れども彼れ已に逝けり、之を追ふも益なし、唯だ未來の事に至りては、吾人大いに吾が意を用ゐざるを得ず、

今後若し藤平二氏に做ふの一門あり、關東、尾濃、三河人士の所爲に做ふの一地方人あるあらば、余は王室の爲め、民人のため、此巨害を除却せんと欲するなり、惟ふに來聽の諸君は皆な勤王の君子にして、日本帝國の繁榮を希ふの志士なるべければ、必ず余と其冀望を同じうし、之を賛成するあるを知るなり、吁々今や我が明治中興の天皇は新に大詔を下し、國會開設の期を定めさせ給へば、異日最も純然たる天下平等の政治を見るを得、大に我が冀望を全うするの好時期に遭遇せん、余は我が足を翹て、其の機至るを待たんとす。

王室の尊榮と民人の幸福とを全うせんとするは、余が徹骨の希望にして、天を窺め、地を極め、終に變革あるべからざるものなり、否、余が終天の希望は、唯だ此一事あるのみ、然れども余は徒らに王室の尊榮を冀ひ、偶然人民の幸福を望むものに非ず、窮天極地の冀望は、王室の尊榮と人民の幸福とを謀るに在りと雖も、短視の陋見に陥つて、一時暫且の尊榮と幸福とを僥倖する如きは、余の誓て與みせざる所なり、否、力を極めて排除せん事を欲する所なり、

本邦の歴史を熟讀し、これを玩味したるものは、必ず神祖の詔勅を記するならむ。神祖は皇孫に勅すらく「豊葦原ノ千五百秋ノ瑞穂ノ國ハ、是レ吾ガ子孫ノ王タルベキ地ナリ、爾皇孫就テ治セ、寶祚ノ隆エマサムコト、天壤ノ與極リ無カルベシ」と、是れを以て我が日本の人民は王室の尊榮を億

萬年に傳へ、天壤と均しく無窮なるを冀望するべし、決して暫且の尊榮あるに安んじ、神祖の明勅を空しうするの不忠あるべからず、然るに世の自稱勤王家は一時暫且の尊榮に戀々し、王室の爲め無窮の尊榮を謀り奉るを忘却せり、彼れ不忠の姑息輩は、王室と民人とを隔絶するを以て王室の尊榮なりと思惟せり、是を以て彼等は華族を以て王室の藩屏と爲し、民人を防禦すべしと唱言せり、又彼等は盛に兵備を嚴にし、人民の王室を犯すを防ぐべしと主張せり、顧ふに彼れ、此日本の人民を以て如何なる性質の人民なりと思ふ乎、三千餘萬の生靈、其華族たると、其平民たると、其官吏たると、其庶民たると、其兵士たるとを問はず、誰か 神祖の遺民にあらざらん、誰か 天皇の臣民にあらざらん、皆是れ 天皇の臣民にして、烈祖照臨以來三千餘年の久しき、王室博愛の德澤に沐浴したるものなれば、王室にして愛民の令徳を缺かせ給はざれば、今後誰か帝室に向つて非望の念慮を抱くものあらんや、然るを彼等は之を曉らす、吾善良温正なる日本民人を以て、夫の狂暴激急なる佛蘭人、若しくは魯西亞人に比し、吾が令徳無缺、萬民仰望の王室を、敢て夫の不徳にして民望を失したるブルボン(Burbon)若しくはロマンノフ(Romanov)の帝家に比し、狼狽周章自ら狂するが如く、遂に華族を以て藩屏となすに非れば、王室の危殆知るべからず、兵備を嚴にするにあらざれば、天皇の玉體甚だ危しと揚言するに至る、其不祥不吉の言を宣言し、嘗て憚る色なく、寧ろ得意の色あるは、誠に不忠

不義の事と言ふべし、惟ふに彼輩の希望する如くせば、果してよく王室の尊榮を保つを得る乎、是れ誠に期し難し、豈唯だ期し難きのみならんや、此天下無事の時に當つて、人民に反賊あるが如く一二種族を以て王室の藩屏に任すべしと揚言せば、是れ故さらに抗敵せずして可なるべき天下の大勢に抗敵するものにして、其極や人民の激昂不満を招き、寧ろ王室に百不利あるも一利なきを知るなり、設令若し余が想像に違ひ、彼等の希望の如く王室の尊榮を保ち得るとするも、一二種族偏倚の力により、若しくは兵力に依て保たれたる尊榮は、所謂一時暫且の尊榮にして、決して無窮の尊榮にあらざるなり、唯だ、王室の無窮なる尊榮は、愈々王室愛民の令徳を進め、益々民望を得させ給ひ、夫の三千餘萬の臣民を以て藩屏に充て、之を以て其嚴備に充てらるる時に在り、嗚呼、王室の尊榮は重且つ盛なり、豈一二種族の微力と兵隊の腕力とを恃み、之を保持するを得るが如き軟弱稀薄なるものならんや、是を以て余は、此後王室の益々民望を養はせ給ひ、以て尊榮の基礎を堅くし給はんことを冀へり、又彼等は君主の直に行路の衝に當らせ給ふを以て其尊榮なりと誤りしが如し、是を以て彼等は大臣責任の事を輕視して之を重んぜず、寧ろ君主の尊嚴を輕んずるものなりと主張せり、

諸君は本年(明治十五年)一月八日、伯林發の電報を通讀せるならん、電報は吾人に報じて謂へらく「昨日耳曼帝は詔らく、「朕は實に自家の定斷に依つて、國家の政治政略を命令するの權を有す、此權た

るや、憲法限る所ありと雖も、未だ嘗て之を廢絶するあらず、朕の政務は憲法の成文によつて内閣宰相の加功を以て之を施行するも、本來此權力は 朕が固有の權力にして、宰相は唯だ 朕が意を表承執行するものに過ぎず。是れを以て朕が政務は依然として朕が政務に非ざるなし、故に宰相の負責あるを藉り行政の權力を擧げて之を之に委任せんとするは、朕の斷じて許さざる所なり、且つ我邦の憲法は、立君の古習に基き之を建創し、其改良は皇帝と人民との關涉に依ると言明せり。故に其關涉を移して之を宰相に歸するは憲法の謂に非ず、而して其關係は恒に 朕の身に付着し、決して之を他に移す可からず、朕の自ら之を之を保持するは、國家の治理に於て頗る要する所あり、是を以て李魯士の國會は云ふを須ひず、日耳曼聯邦の議會に於ても、朕及び 朕が子孫に對し、此權の有無を狐疑するを得るなし、而して若し之を狐疑し、異議を其間に挟むものあらば、宜しく之を防禦して、朕が固有の權力を保護すべし、其之を防禦し、之を保護するは、内閣宰相の職分なり、獨り宰相のみ其責あるに非ず凡そ 朕に對し、忠愛の誓約を立つる者は、皆な均しく此職分あるを期するなり、朕今撰擧の自由を檢束するを好まずと雖も、我有司百官は恒に政府の政略を翼賛し、撰擧の際と雖も猶ほ且つ廟謨の所在を幫助するを要す、吁々、爾有司百官、爾の忠愛なる、必ず非政府諸人の煽動に迷はず、自ら立つところあらん歟」と、是詔書の出づるや、時恰も日耳曼國會の開議に會ひ、方に國計を議するの時に

際したれば、各議官並び起て詔書の當否を論議し、遂に彼隱氏の如きは、「是れ宰相比斯馬克公(Prince von Bismarck)が皇帝の御諱を藉りて、自家の責任を免れんと欲する下拙卑怯の手段なり」と論ぜり、宰相之を聽いて答へて曰く「夫の國王は統治し給ふも、支配し給はず、國王は惡を爲さず、政治の責は宰相之れに當るとの格言は共に是れ僻言にして、之を日耳曼帝國に充つべからず、故に此言に據て夫の詔書を駁撃するも、毫も之を動かすを得ず、看よや今日日耳曼帝國富強盛大を致せしを、願ふに是れ誰の賜なる乎、國會の力なる乎、然らず、是れ豈に皇帝の威徳にあらざるなきを得んや、論者或は曰く、「詔書は宰相が藉りて以て自ら其責任を免れんとするものなり」と、是れ甚だ誤れり、余は既に夫の詔書に加印せり。然るに尙ほ余を目して卑怯なりと謂ふか」と。言未だ終らざるに國會の左黨大いに憤激し抵抗の聲を發して場中躁然たれば、公は一躍案を打ちて再び揚言して謂ふ、「誰か敢て余を指して卑怯なりと謂ふか、今の時に當つて余に對し、此不憚の駁論を爲すものは誰ぞ」と、「國會は之がため喧噪久しくして止まず、左黨の抗論勢ひ強大にして右黨の辨護は甚だ弱し」と、電報文正に此の如し。願ふに、諸君は如何に之を解得する乎、今や比公の威名漸く衰へ、爲めに日耳曼人民の輿望を失却せしを以て、渠れ或は其の舊様を保續せんことを思ひ、忽ち一策を案じて、自家の責を帝勅の下に隠さんと欲するの意なるも知らず、彼隱氏の駁論未だ輒く其の不當なるを鳴らすべからず、而して

諸君は夫の詔書を以て日耳曼皇帝の威嚴を強くせんものと謂ふ乎、又日耳曼皇帝の直に行政の衝に當らせ給ふを見て、其威力高大なりと謂ふか、諸君をして若し古今の史書に渉るらしめば、必ず怨の府と爲るは急危の基なるを知るならん、願ふに直に行政の衝に當り、「萬般の政務皆な朕が意想の渙發するものなり、宰相は誰だ之を奉行せしのみなり」と云はゞ、誰か其得失の責に任ずるものぞ、必ず皇帝其人にあらん、抑々責の歸する所は怨の歸する所にして、怨の歸する所は危類の地位なるは古今の通勢なれば、皇帝にして其責に任ざれば、天下人衆の怨必づ之に歸せん、天下人衆の怨一たび之に歸せば、皇帝の位地は決して安泰なるものにあらず、其位地安泰ならず、之を稱して尊榮なるものと云ふべき乎、日耳曼人の碧眼を以て之を見れば「皇帝の斯く行政の衝に當り、斯く責の歸する所怨の集るところとならせ給ひ、斯く危類の位地に立たせ給ふは、日耳曼皇帝の尊榮なる所以なり」と謂はんも、我日本人の黒眸を以て之を見れば、「行政の衝に當り、責の歸する所、怨の集る所と爲り、危類の位置に立たせ給ふは、日耳曼皇帝の尊榮なり」とは決して謂はざるなり、是れ英國の如き、白耳義の如きその王室に忠愛の誠意を表彰したる民人が、常に宰相負責の事を重んじ、「皇帝は惡事をなすことなし、其惡政あるは宰相の罪なり」と謂ふ所以にして、眞純に其君主を愛敬し、其無窮の尊榮希ふものは必ず其然るを知るならむ、然るに世の大勢に通ぜざるもの、間々或は以爲らく「君主にして行政の衝

に當らせ給はざれば、君主の君主たる所以に非ず」と。殊に知らず、斯の如くんば、我愛敬する君主を暴出して、怨の府、危類の位置に立たせ參らせ、以て其尊榮を毀損したることを、夫の外國君主の如き本來篡奪の餘りに出でし所謂覇者の後なれば、其帝室の危類、人民或は之を感覺せざるあらんも、我日本帝國の帝室は、神祖の明勅に依て斯國に君臨し、三千年の久しき、吾人、君主として、臣民として、相敬愛せしものなれば、滿日本三千万の人民、誰れか王室の危類なるを憂へ、其怨の府とならせ給ふを恐れざるものあらんや、設令諸君にして皆な余の意に共同せず、天下の公衆咸く余の説を非とするも、余は祖先以來三千年の久しき、帝室の恩澤に沐浴したれば、之を憂へ、之を恐れ決して臣民たるの務を缺くることなかるべし、

之を要するに、君王自ら出でて行政の責に當り、萬般の政務皆な其責に任ずるは、徒らに民人怨望の府となるのみにして、決してその尊榮を無窮に保持し給ふ所以に非ず。甚しきは、奸吏の爲めその威力を弄用せらるゝものにして、其不利甚だ大なれば世界萬邦の君王にして聰明なるものは必ずその愚弄を受けざるべし、否、此奸吏の肆狂あるに遇はゞ、其臣民なるもの、宜しく君王の爲めに、之を排却するを勉むべきなり、是を以て余は深く、我帝國に在て大いに宰相負責の典謨を明らかにし、王室をして怨の府と爲らせ給ふが如き危類の地に立たせ給ふなからん事を希へり、今前説を概括して之

を言へば、余は我が王室の無窮に得させ給ふべき尊榮を保持せんことを希へり、故に夫の一時暫且の虚榮を奉らんことを冀ひ、徒らに王室を遠けて人民と離れしめ、徒らに君王を、危険の地に置きて天下の怨府と爲さんとするが如きは、余の熱心して之を非難せんとする所なり、惟ふに夫の姑息の輩にして、眞に王室を思ふの意に出で、眞に王室の尊榮を願ふに出でしめば、其手段は余れ之を却くるも、其精神は猶ほ嘉すべき所あり、時に臨み、機に觸れ、之を療醫するの手段あらん、然れども彼等にして其精神は王室の尊榮を保護し奉らんとするに非ず、唯だ名を尊王に托し、王權の下に一種奇怪の威福を匿さんと欲するが如き心術ならしめば、余は帝國の臣民たる榮譽に對し、此輩が王室を辱しめんと欲する野心あるを憤るなり、否我が帝室は吾人三千萬人の、三千年來、億萬年後も、共に奉戴して君王と仰ぐべき王室なれば、吾人日本人民は如何で此等が其尊榮を汚し奉るを黙止せんや、今若し之れあらんか、余は誓つて此輩と俱にこの天を戴かざるなり。

王室の尊榮を無窮に全うする所以の手段は、實に斯の如し、是れより論述の地歩を進め、人民の幸福を永遠に保つ所以の手段を講ずるに、民人をして其自由を得しむるは、其最大至要なるを知る、諸君が熟知せらるゝが如く、自由は吾人古今の人類が、皆同一致して之を全うせんことを希ふ所なり、而して自由のものたるや一種活動の作用を有し、之を持つての寛嚴親疎に依つて其反動の勢を異にし、始め

之を望むや、甚だ嚴肅なるが如きも、其之に近づくや、實に温良にして親しみ易し、又そのものたるや、揚ぐれば順正にして悖らはず、抑ゆれば激昂して自ら安ぜず、其盛なるや天下を興すべく、其衰ふるや、天下を亡ぼすべし、古今天下の人は、常に自由の爲めに奔走し、自由の爲めに拮据し、未だ嘗て自ら休まざる也、人生ありてより以來、吾人の銳意奮起して討索する所のもの其狀千態、其名萬別、實に計るべからずと雖も、之を數語の中に節約して云へば、我が身と我心との自由を求むるに外ならず、然るに古より短見にして遠大の達觀に乏しき政治家は、一時姑息の苟安を竊まんと欲し、人民の爲め遠永の幸福を謀圖するを忘るるもの多し、是れを行て彼等は動もすれば言論集會の自由を重んぜず、甚だしきは此自由を妨碍するを以て、治安を保つ第一秘訣なりと思惟せり、諸君が熟知する如く、吾人々間の自由は、交通の自由より切なるはなし、而して交通の自由は言論集會の自由より要なるはなし、誠に吾人をして未だ言論集會の自由を得ざらしめん乎、吾人は各々孤立して結合の動作を爲すを得ず、瞋々の中に在て我が幸福を亡失する多からん、然るに世の短視にして遠大の見識なき政治家は、近時世論の斯く囂然たるを嫌ひ、漫りにこの人生天賦の自由を抑壓せんことを冀ひ、之に負はしむるに處士横議の惡名を以てし、毎に曰く、「處士の坊間に横議するは、天下の治安を亂るの基なり、宜しく益々集會言論の條例を嚴密にし、以て斯弊を矯むべし」と、其姑息にして社會永遠の幸福

を思はざる斯の如し、滿堂の諸君は此類の政治家を目して、我人民に親切なるものと言ふ乎、否、否、これ不親切の政治家のみ、是れ人民永遠の幸福を重んぜざるの政治家のみ、余、今、人民永遠の幸福を増進するを希へり、是れを以て、余は誓つて此不親切なる政治家と其齒を同じうせざるなり、否、微力の及ばん限りは之を窮極して、此類の政治家を排撃せんと欲するなり。而して之を排撃するに當つては、滿堂の諸君、否我帝國の人民は、共同一致して余が動作を賛成するならむ、又彼れ短視の政治家は信仰の自由を重んぜず、寧ろ政權を以て吾人が信仰安心に干渉せんことを主張し、甚だしきは國教をさへ定めんと妄想したりき、又彼れ短視の政事家は、商工の獨立するを喜ばず、毎に政權を以て之に干渉せんことを主張し、甚だしきは偶々獨立して自歩するを得る商社、若しくは銀行を惡み、其營業に干渉せんことを主張し、却て之を勸業の得策なりと誤想したりき、又彼れ短視の政事家は、或種族の家計に干渉して、之を料理するを以て、却て政治の一端なりと誤想し之を主張せり、又彼れ短視の政事家は、人民の自治を嫌ひ、國會の開設は勅諭に違ふも甚だ欲せざる所なり、府縣會も亦之を好まず、甚だしきは近時殆んど全國一致の賛成を得、將に實行せらるべき郡區長公撰の事をさへ憎惡せり、諸君は斯の數多の事項に付き、如何の感想を抱けるか、此短視の政事家が冀望する事項は、果して諸君永遠の幸福に利益ありと思へる乎、果た又我帝國人民永遠の幸福に不利益なりと思へる乎

設令、滿堂の諸君にして盡く異口同音に遠永の幸福に利益ありと云ふも、余は決して之に同意すること能はず、獨り大言して然らずと宣揚するなり、又滿堂の諸君は其財産を安著し、安心して商賣に従事し、安心して農業に従事し、安心して工藝に従事し、他人の妨碍を受くることなきを欲するならん、而して此冀望を抱ける人々は、必づ幣制の安全堅固の基礎に據ることを冀ひ、地租の漸く減じて國費負擔の配當を中適ならしむるを望むならむ、又此人々は、契約履行の心實なるを希ひ、其裁判の速かならむことを望むならむ。是れ誠に然るべきの冀望にして、余は吾が人民永遠の利益を重んずるの餘り、切りに此類の希望を賛成するなり、然るに彼れ短視の政事家は此冀望を度外視して之を重んぜず、寧ろ無用の事なりと論じたりき、是を以て彼等は貨幣の制を安全堅固の基礎に改正するを冀はず、「金銀の逼迫して今日の不景氣を致せしは、之れ通用紙幣の不足なるが爲なり、請ふ更に若干萬圓を増發すべし」と謂ひたりき、是れを以て彼輩は農家の近時俄然富豊に赴きたるを見て、地租未だ重しと言ふべからず、猶更に之を増賦するも妨なしと妄言せり、又是れを以て彼輩は身代限りの法律を改良するを欲せず、商法裁判所を起すことを「不急の事なり」と主張したり、然れども是れ畢竟、彼輩が短視の致すところにして、本來其迷たるに過ぎざれば、余は我が帝國人民永遠の幸福を重んずるの心を以て、彼輩の冀望に反對せざるを得ず、否、貨幣の制は必づ硬貨の主義に據つて、金銀を基と

せる通貨の制に改良し、地租は十八年改正の期に及んで痛く之を減殺し、漸く農家の規模を宏大ならしめ身代限規則の如きは大いに之が改良を加へ、又商法裁判所を起し、夫の財産の安著を得しめんを冀へり。惟ふに滿堂の諸君は、彼の姑息輩に賛成する乎、將た余に同意する乎、諸君は余が親愛する愛國の名士にして、人民遠永の幸福を冀ふ人々なるべければ、必づ此短視の冀望に同意せず、余が遠大の企圖を賛成するならむ。又滿堂の諸君は外國交際の、國家の面目に關し、人民の幸福に係る所甚だ多きを知るならむ、古より外國の交際に依つて一國の體面を汚し、其禍害を後世子孫に貽すもの多きは杜撰姑息の交際を爲し、所謂一時の苟安を媮むに因る。諸君沈黙して自ら考へよ、吾人今時の日本人民は、幕吏が杜撰姑息の條約を結びしが爲め、種々なる國難に逢ひ、深痛なる汚辱を蒙り、我が帝國の體面は治外法權の上に損ぜられ、其實益は海關稅則の上に失はれたるを見せしめらるるにあらすや、是れを以て今の時に當つて國勢と民情とを察し、此條約を改正するは、方今在廷諸君の大任にして、吾人々民が日夜目を刮して其成績を見んと欲する所なり、然るに彼れ短視の政事家は、外交の政略を輕視し甚だ之を重んぜず、其主張する所を聽けば、寧ろ我々人民が永遠に享有すべき幸福を度外視するが如し、是れを以て彼れ短視の政事家は、徒らに治外法權を撤するの虛榮に戀々して、海關の稅權を恢復するの實益を收むるを忘却し、却て、外國政府の侮辱を増すを曉らず、以て帝國萬世の

大計なりと思惟するが如し、是れ以て彼れ短視の政治家は、内地雜居の事を容易の事なりと誤解し、その能く帝國の獨立を害するを曉らず、或は布哇國民の雜居を許し、以て外人雜居の端緒を開き、或は内外國人組合の商業を内地に許し、以て外人内地に入るの實を爲さしめんとす、惟ふに、天下の公衆は此輩が此杜撰の外交略を主張するを聽いて、如何に之を判斷せる乎、諸君は此類の外交略を許して我帝國遠永の幸福に便利ありと言はるゝ乎。諸君の持論は余れ今敢て之を聽くを要せず、唯だ余は我が人民が遠永に享有すべき幸福を増進するを欲するものなれば、此一時姑息の外交略を擯斥して之を取らざるなり、又滿堂の諸君は必づ社會盛運の種子は少年の子弟に於ける甚だ大なる所以を知るならむ、是れを以て少年子弟の教育を慎み、勉めて活潑有爲の氣象を養ひ、異日爲すあるの人を陶冶するは、夫の人民遠永の幸福を希ふ政事家の宜しく務むべき急なり、然れども彼れ姑息の政治家輩は少年子弟の活潑敢爲に赴くを好まず、寧ろ之を抑制して卑屈に終へしめんとするが如し、是れを以て彼れ姑息の政事家は、我が少年子弟を驅つて之をある狹隘なる範圍に入れ、人間の精神を殺して死物となさんと欲せり、諸君は夫の宋儒の學問が支那と我國との元氣を遲鈍にし、爲めに壓制政事家に專制の便を與へたるを記するならむ、彼れ宋儒は人間の精神の發達を希はず、寧ろ或る狹隘なる範圍に之を入れて、其自主を抑へ、其獨立を制し、唯だ少年の子弟をして徒らに依頼心を増長せしめたるに非ず

や、然るに彼輩は少年子弟の漸く活然自爲の氣象を渙潑するを見て之を喜ばず、却て額を皺めて「此の如くんば帝國の元氣終に消亡し去らん、宜しく宋儒の教へを再興し、此元氣の外に馳するを抑へ、之を或る限りある範圍の中に入るべし」と云へり、殊に知らず、却て是れ帝國の元氣を遲鈍にし、以て壓抑を喜べる政事家に一段の便利を興ふることを、願ふに滿堂の諸君は、此姑息輩の再び帝國の元氣を遲鈍ならしめんとするを見て、能く其の心を用ひたりと云はるゝ乎、否諸君は壓制を喜ぶものに便利を興ふるを嘉みせらるゝ乎、否、諸君は必ず余と共に社會永遠の福祉を冀ふものなるべければ、必ず我子弟の活潑有爲の氣象を培養し、益々自治敢爲の精神を發揚せんことを冀ふや知るべし、況んや余は帝國の教育未だ其基を堅くせず、爲めに學問の獨立せざるを歎慨するものなれば、今後益益教育の規模を快濶廣大にし、以て我が自主獨立の精神を暢達せんことを冀望せり、

今上來に論述する所を概括して之を云はんには、余は我が親愛する帝國の人民が、永遠に享有すべき幸福を冀へり。故に夫の一時暫且の苟安を竊まんことを冀ひ、徒らに人民天賦の自由を防碍し、其財産の安着を重んぜず、其外國に對する實益を輕んじ、其元氣の發達を忌み、其成長を抑へんとするが如き不利の冀望は、余が滿腔の熱心を以て之に反對せんと欲するなり。惟ふに夫の姑息の輩をして眞に吾人人民を思ふの意に出で、誠に人民の幸福を重んずるの意に出でしめば、其形蹟は却くべきも其

精神は猶ほ嘉みすべき所あり。時に臨み機に觸れて之を療醫するの期あらんも、若し彼輩にして其精神は人民の幸福を安固ならしめんと欲するにあらず、唯だ名を時宜に藉り、一時の苟安を竊まんことを欲するが如き心術ならしめば、余は我が帝國の人民たる權利を保護し、此輩が吾人の幸福を蔑如するを憤らんと欲するなり、否、我が幸福は吾人々民が依つて以て今日を過し、頼て以て明日を待つ所以のものにして、吾人が此社會を結合し、此邦國を爲すも其目的とする所、この幸福を保護するの意に外ならざれば、如何ぞ此輩をして我利益を蔑如せしむるを甘んぜんや、若し之れあらん乎、余は諸君と共に此輩を排除するに盡力せんとなす。

之を要するに、余は王室の無窮に保たせ給ふべき尊榮を冀ひ、人民の永遠に享有すべき幸福を望む是れを以て余は、夫の一時暫且の虚榮と一時苟安の幸福とを以て自ら満足すること能はず、否夫の虚榮と夫の幸福とを主張し王室を誤り、人民を害せんと企つるものは、余の誓つて共に齒するを恥づるものなり、余は實に此輩を目して我が政治上の敵手なりと明言するなり、嘗に余が政敵なるのみならず、此輩は、上、王室の尊榮を抑へ、下、萬民の利益を制するものなれば、滿堂の諸君は必ず異口同音に其不敬無禮なるを咎め、同心協力して之を排除するに熱心するならん、又嘗に滿堂の諸君のみならず、凡そ帝國の臣民にして、苟も王室の實榮と人民の實益を重んずる人は、必ず皆同一致して此信

すべからざる族輩を排除するに盡力するならむ、設令若し不幸にして、天下の公衆余の希望に同意せず、余孤獨この説を主張せざるを得ざるの域に陥るに至るも、余は我が帝室の臣民たる榮譽に對し、暫且の虚榮を謀る者を斥けて、以て其の無窮に得させ給ふべき眞實の尊榮を保護し奉らんとす、又余は、我が帝國人民たるの權利を以て、一時の苟安を竊むものを退け、以て其永遠に享くべき眞實の幸福を保護せんとす、況や今、滿堂の諸君一致の賛成を得、又之を以て天下公衆の賛成あるをトし得べければ、余焉んぞ奮振興起して、微力を此間に盡さざるを得んや、論じて茲に至れば、余が窮天極地の希望は、夫の王室の無窮に得させ給ふべき尊榮と、人民が永遠に享くべき幸福とに在るを知るならむ、否王室の爲め、無窮の尊榮を保ち、人民の爲め永遠の幸福を全うせんと欲するは、余が滿堂の諸君、否、天下の公衆と共に、熱望して須臾も忘れざるものなり、然れども人間萬般の事、必づ之を成就するに道あり、苟も其道を得ざれば、一小瑣事と雖も之を成就する事難し、況や窮天極地の希望と云ふべき、王室の無窮に得させ給ふべき尊榮と、人民の永遠に享くべき幸福とを保全するが如き、人間世界の最大事業を成就せんと欲するに於てをや、其道に則り、其則に由らざれば、吾人は如何の熱心を以て王室の尊榮を無窮に保ち、人民の幸福を永遠に全うせんと冀ふとも、天地必然の道理は吾人を謝絶して、其冀望を成就するを得しめず、識者をして之を云はしむれば、「天地必然の道理君に背く

に非ずして、君實に天地必然の道理に背けり」と謂ふならむ、吾人は眞正に王室の尊榮と人民の幸福とを冀ふものなり、否、熱心焦慮して斯の二者を保全せんと希ふものなり、是れを以て吾人は深く注意して、如何にせば能く王室の尊榮を無窮に保つを得、又如何にせば能く人民の幸福を永遠に全うするを得るかを顧みざるべからず、否、其道と其則とを求め、斯の二者を保全するの謀を爲さざるべからず、而して余は實に政治を改良前進し、夫の無窮の尊榮と夫の永遠の幸福とを保全せんとす、今前言を再説すれば、余は政治を改良前進するを以て、王室無窮の尊榮と人民永遠の幸福とを保全するの道則なりと斷言するものなり、否、余は政治を改良前進するに非ざれば、此王室の尊榮を無窮に保つこと難く、此人民の幸福を永遠に全うすること難しと明言するなり。是れを以て夫の守舊に泥み、宇内大勢の赴く所を知らず、又之を知るも猶然之を知らざる爲して其方向に背馳し、故らに政治の改良前進を冀はず、若しくは其改進を防碍するものは、余素より、其冀望を共にせざるものなり、又我帝國にして、癸丑以前の帝國ならしめ、米州聯邦の來賓未だ來らず、下田海門の鎖鑰未だ開けず、海外改進の風潮は灌いで我が豊葦原の帝國に入ることなく、依然たる絶海の孤島ならしめば、或は枕を高くして一時の睡眠を貪るを得、爲めに舊套を墨守して宇内の大勢と風馬牛なるを得ん、然れども今や、天下の時勢既に再三變轉して癸丑以前の昔に似ず、ペルリ提督 (Comandore Perry) 來て吾人の睡眠

を醒せし以來、海門の鎖鑰盡く放つて之を閉ぢず、隣家の智恵、隣家の風習、悉く移して之を我が子弟の耳目に入れ、我が子弟も亦隣家に赴き其智恵を學び、其風習を倣ひ、海外改進の風潮は自由自在に流通し、而も其勢力甚だ強く、所謂宇内萬國の輿論を以て我れに向へる時節なれば、斯く大勢に抗抵し、舊套を墨守せんとするは、抑々是れ無智の所見たり、宇内の大勢に通ぜざる者、間々此改進の風潮を見て、日本一個の風潮なりと誤解せり、是れを以て夫の頑陋の族輩は頻りに一小團結の力を以て、此風潮の速力を減却せんことを冀へり、然れども此風潮の速力は、彼れ一小團結の力を以て之を減却するを得ず、否、何等の手段を以てするも、到底此強大なる改進の風潮を拒くこと能はず、滿堂の諸君の熟知せるが如く、此改進の風潮は、日本一國の風潮に非ずして、宇内一致の風潮なり。我が帝國は久しく其海門を閉鎖し、長く隣國の交際を爲すことなきに過ぎたれば、近時に至るまで、宇内の大勢を知るに由なかりしも、宇内は早く已に二百年の前に在て改進の風潮に灌れ其德澤を蒙りたりき。而して此德澤の速力や、歐米二洲を潤ほせしに止まらず、南は灌いて亞弗利加に入り、東は引いて亞細亞に及び、其極や遂に此帝國に及びたり。其形よりして之を言へば、下田の海門を閉鎖して我が睡眠を覺したるは米國の水師提督ペルリの如くなりと雖も、實よりして之を云へば我日本を開きたるは、夫の宇内改進の勢力なり、若し當時に在て宇内改進の勢力猶ほ未だ微弱にして、其餘裕な

らしめば、百のペルリ、千の水師提督あるも、この日本の鎖鑰を開くこと能はず、癸丑以後猶ほ癸丑以前の如くならむ、但だ宇内改進の速力や、既に業に歐米の二洲に滿盈し、之が餘力を存したれば、彼れ其手を水師提督ペルリに借りて、之を我邦に通じたるなり、是を以て其の頑陋の族輩をして、力能く宇内の輿論を動かすに足り、能く宇内の輿論を以て此の駸々乎たる改進の風潮に抗抵するを爲さしめば、余今之れを議せざらむ、若し彼輩が在來の微力を以て之を拒がんと欲せば、抑々彼れ螻蛄の斧を試むるに均しく、その笑止なる今之を駁撃して之を警戒するも、余の心に於て或は兒戲に類するの嫌あり、惟ふに彼輩は、余の如き改進の主義を持つるものを見て、當時始皇が處士を見る如き心地するならむ。然れども三千の儒生を坑にするも、秦の天下は三世に傳ふるを得ず、又百萬の梓を困しめ、之を殺すとするも、この改進の主義は亡びざるべし、然るに今、彼の輩は、始皇半人の力に及ばざる力を以て、儒生百萬倍の力ある改進の主義を撲滅せんとす、抑々これ己の分限を知らざるものと言ふべし、况や、且つ事物百般の道理よりして之を言へば、改良前進は、天地萬象の常性なり、諸君試みに各種の事物を取て之を吟味せよ、凡そ何等の事、何種の物たるを問はず、大抵皆な疎略より精密に改まり、雜駁より純一に進まざるものなく、遲速、緩急、隱顯、内外の別は之れあらんも、日々改良し月々に前進し、須臾も停止することなきに非ずや、然るを今政治の改良を嫌ひ、傲然として天地

の大性に反對せんとす、抑々是れ愚癡なりと云つべし、然れども、此頑陋の族輩は、宇内の大勢に通ぜず、知らず、知らず之に抗抵せんことを冀ふものにして、所謂盲者蛇に恐れざるものなれば、余は唯だ其愚癡を憐憫して時に及んで之を開達するあらむを冀ふのみ、唯だ余が帝國の爲めその罪を黙々に付する能はざるものは、夫の宇内の大勢に通じ、改進黨の抗抵すべからざるを知るも、己れ射利の爲め自ら保守黨と稱し、故らに改進黨の風潮に抗抵せんと欲する者なり、余は彼輩に向つて問はん「君は如何なるものを保守せんとする乎、本邦今保守すべきものある乎、君の保守せんと欲するは、封建割據の政治なる乎、寡人政治なる乎、武斷政治なる乎、君と雖も封建割據の害、寡人政治の害、武斷政治の不利を曉るならむ、然らば君の保守せんと欲するものは果して如何なるものを指すか、此信用薄き貨幣の制度を保守せんと欲する乎、此信用なき商賣の有様を保守せんとする乎、此智識未達の有様を保守せんと欲する乎、君と雖も貨幣の軟弱ならんことを冀はざるべし、君と雖も商賣の不信用ならんことを冀はざるべし、君と雖も智識の開達せざるを冀はざるべし、果して然らば、君は何等のものを保守せんとする乎、天下今に恐らくは保守すべきものなからむ、否我邦は維新の中興に依つて、咸く舊來の悪秩序を破壊し、未だ之に更るべき新製の好秩序を立てざるの今日なれば、吾人今時の人民は自ら改良前進の主義を操持し、新秩序を作爲すべきの秋なり、然るに狡猾の徒輩は、己が射

利の具に充てん爲、故らに改進黨の主義に抗し、夫の保守の二字を揚出し、以て其の著實に似たるを修飾せんとす、抑々是れ憎むべきなり、嗚呼、余は政治の改良前進を希ふものなり、否、余は我邦の政治を改進黨の術を求めんが爲め、嘗て萬里の波濤を冒し、千重の河岳を踰え、遠く洋外諸邦に游学し、其の國風を觀察したるものなり、又余は我國の政治を改進黨を爲め、自ら甘んじて微官を奉じ、其平和の改革に盡力したるものなり。又余は今現に此五尺の軀身と一片の精神とを擲ち、之を社會の使用に供し、其の政治の改進黨を謀らんとするものなり、焉ぞ能く此陋頑狡猾の徒と其保守の主義に與せんや、今や我邦の大勢漸く改進黨の主義に向ひ、天下の輿論翕然として之に赴きたるを知るべければ、早晚の中自稱保守輩を屈服する好時機あるや必せり、果して然らば、余今之を駁撃するの鋒を止め、大人氣なきの譏を免るゝを勉むべし。

政治を改良し、之を前進せんと欲するは、余が平生の冀望なり、否、之を改良し、之を前進するは、帝國臣民全體の冀望にして、宇内の輿論咸く茲に在るものなり、然れども之を改良前進するに當つて、吾人、其手段と方便とを求めざるべからず、而して其手段は順正にして、其方便は著實なるべきは、余が滿腔の望なり、滿堂の諸君が熟知せる如く、人間の道理を實行するに、二つの道途あり、二つの道途とは、一は夫の直行にして、俄然道理の極所、即ち目的に達せんことを求むるものを謂ひ、一は

夫の道理の極所、即ち目的を發見して手段と方便とを求め、之に依て其目的に達するものを謂ふなり、夫の政治を改良し、之を前進するにも亦た此の二の道途あり。諸君の熟知せらるゝが如く、佛蘭西改革の暴徒の如きは直入徑行して此政治を改良せんことを冀へり、彼輩は順正の手段と著實の方便とに依らず、頓然政治の改良前進を爲さんことを希ふものなり、彼徒は富者を見て其餘裕なるを妬み、即ち曰く「富者は兼併の餘りに成る、彼れ貧者を蠶食して自ら其の腹を肥せり、法律は宜しく貧富を平均すべし、然らずんば未だ政治を改良せりと云ふべからず」と、彼徒は、帝王を見て、其威儀あるを嫌ひ、即ち曰く、「帝王は篡奪の餘りに立つ、彼れ人民を虐げて自ら其威力を恣まゝにす、法律は篡奪暴虐の人を保護すべからず、法律はよろしくその篡奪暴虐の人を罰責し、其被害の人民を憐むべし、然らずんば未だ政治を改良せりと云ふべからず」と、宛も飛揚して太平洋を渡らんとすが如く、其實行の難き、識者を待つて之を知らざるなり、願ふに是れ皆破壊の主義に據つて、虚無の黨議を唱ふるものなり、其社會の安寧を害し、其進歩を損ずる、素より余の言を待たざるなり、滿堂の諸君、余は實に順正の手段と著實の方便とを求め、此帝國の政治を改良前進せんと欲するものなり、否、余は貧者の位置を進むに當つて、之に與ふるに富者と均しく萬般の安固を以てし、之に依て自ら其増進を謀らしむるを冀ひ、富者の財産を割いて之を之に與ふるが如き虚無黨派の所爲を卻く、又其人民の被害を免

れしむるに當つて、之をして其自主を全うせしめ、以て暴君汚主の侵掠を免れしめ、夫の帝王の冠冕を奪ひ、之を金椅の下に降し、庶人と均しからしめんとするが如き破壊主義の行爲を排す、是れを以て余は急躁過激なる手段と方便とに依るを好まず、直入徑行、破壊の主義を實行し、却て社會退歩の基を爲すものは、余の熱心して排除せんと發する所なり、否、急進過激、所謂破壊の主義を實行せんとするものは、徒らに社會を攪亂し、大いに進歩を妨碍するものなれば、余は我が大いに改進して少しも退却せざるを冀望するの熱心に對し、勢ひ此寸進尺退の所爲を排撃せざるを得ず。

之を要するに、余は政治を改良前進して、王室の尊崇と人民の幸福とを保全せんと冀ふものなり、故に夫の守舊に抱泥して、改進を妨碍するものを却け、誓つて此徒と共に其進路を共にせざる也、故に夫の急激の變革を企圖し、政治の退歩を顧ざるものを抑へ、誓つて此徒と共に其の進路を與にせざるなり、滿堂の諸君、余は本來好んで異を立て、喜んで奇に走るものに非ず、唯だ如何せん、今や帝國の利益なるものありて余の方向を示し、余をして著實の手段、順正の方便によつて、政治を改進するを冀はしむ、吁々余は帝國利益の奴隸なり、故に帝國の利益にして其方向を示すあらば、余の之に隨從せざらんと欲すると雖も終に得べからざるなり、是を以て余は斷然舊守の徒を斥けて忌まず、又斷然過激の輩を抑へて少しも憚らざる所なり、余豈徒らに異を立て、奇に走るものならんや、實に帝國公益の爲め、

着實順正の手段に依つて、斯政治の改良前進を謀るべきを知らばなり、今や余れ顧みて泰西の實例を求むるに、魯西亞は守舊に拘泥して其國を疲らし、偶々過激の徒を多からしめたるものなり、英國は順正の手段と、著實の方便とを以て其政治を改進し、爲に一國の靜謐、人民の安穩を致せしものなり、之に反し佛國は急進過激の變革を施し、以て社會の安寧を紊亂し、却て政治の進行を妨礙したるものなり、顧ふに、滿堂の諸君は、斯帝國をして魯西亞に倣はしめんと欲する乎、英吉利に倣はしめんと欲する乎、佛蘭西に倣はしめんと欲する乎、諸君の事理を辨するに明らかなる、利害を剖つに敏なる、必ずその擇ぶ所を誤らざるべし、滿堂の諸君よ、今の時に當つて宇内帝國の多き、何れの帝室が最も能く尊榮にして、何れの國民が最もよく幸福なる、諸君は魯西亞なりと思はるゝ乎、蓋し然らざるべし、諸君の熟知せるが如く魯國の先帝は兇賊の手に斃れ、今帝も亦屢々匿名の書に驚き、政治は始終一二の私黨に專歸し、人民は自家の幸福を全うすることを得ず、今の時に當つて魯國帝室の危き、魯國人民の不幸なる、天下其比なかるべし、然らば何れの國民が最も幸福を得、何れの帝室が最も尊榮を保ち給ふ乎、諸君の説は余の今之を聽くを得ず、余は斯の二點に就て第一に英國を推さんとす、惟に英國の帝室は、何によつて斯の尊榮を致し、其人民は何に因つて、此幸福を享けたる乎、是れ他故あるにあらず、實に順正の手段と、著實の方便とに依て、其政治を改良前進し、守舊に抱泥せず、激

急に馳驅せず、以て之を致したる耳、故に世界萬邦、帝王のある國にして、其帝室の尊榮と、其人民の幸福とを併行保全せざるを得ざるあらば、宜しく英國の凡例に倣ひ、共に其利益を受くべきなり、特に我邦の如きは、上に三千年來一系の天子を戴き、下に三千五百萬人の社會を爲すものなれば、最も順正の手段と、着實の方便とを利用し、斯の政治を改良前進し以て王室の尊榮を無窮に保ち、以て人民の幸福を遠永に全うせざるを得ざるなり、蓋し、是れ余が畢生の冀望にして、我家世襲の職務を盡すに於て之を忽略すべからざるを知る也」

第六十五 立憲帝政黨々議綱領

(明治十五年三月十八日)

我立憲帝政黨は明治八年四月十四日及明治十四年十月十二日の勅諭を奉戴し、内は萬世不易の國體を保守し、公衆の康福權利を鞏固ならしめ、外は國權を擴張し、各國に對して光榮を保たんことを冀ひ、漸に循て歩を進め、守舊に泥まず、躁急を争はず、恒に秩序と進歩の併行を求め、以て國安を保維し、以て改進を計畫せんことを主趣とす、依て左に掲る所を以て我黨の綱領と定む。

第一章 國會開設は明治二十三年を期する事 聖勅に明なり、我黨之を遵奉し敢て其伸縮遲速を議せず
第二章 憲法は 聖天子の親裁に成ること 聖勅に明なり、我黨之を遵奉し敢て欽定憲法の則に違はず、

第三章 我皇國の主權は 聖天子の獨り總攬し給ふ所たること勿論なり、而して其施用に至りては憲法の制に依る、

第四章 國會議院は兩局の設立を要す、

第五章 代議人撰擧は其分限資格を定むるを要す、

第六章 國會議院は國內に布く法律を議決するの權あるを要す、

第七章 聖天子は國會議院の決議を制可し若しくは制可せざるの大權を有し給ふ、

第八章 陸海軍人をして政治に干渉せしめざるを要す、

第九章 司法官は法律制度の整頓するに従つて之を獨立せしむるを要す、

第十章 國安及秩序に妨碍なき集會言論は公衆の自由なり、演說新聞著書は其法律の範圍内に於て之を自由ならしむるを要す、

第十一章 理財は漸次に現今の紙幣を變し、交換紙幣となすを要す、

立憲帝政黨綱領衍義

我立憲帝政黨は既に本月十八日を以て、黨議綱領を世に公にしたれば、飽まで此黨議の益々世に熾ならんことに盡力せざるべからず、我黨の諸士は其黨議綱領を議定するの後に於て、特に内閣大臣參議諸公に呈するに其正寫を以てして云く、我黨の綱領とする所は實に斯の如し、此綱領にあらざれば恒に秩序と進歩の併行を求めて以て國安を保維し、以て改進を計畫すること能はずと信するなり、今日の内閣の主義とせらるゝ所は此綱領に異同ありや否、若し異らば請ふ之を明示し給へと望みけるに

内閣諸公は立憲帝政黨の綱領と内閣の主義とは盡く同一なり、内閣も固く此主義を執て動かざるものなりと答へられたり、此言や現に我黨員其席に列なりて親く聞きたる所なれば尤も其正確の言たるを信ぜざるべからず、然ば則今日の内閣は未だ顯に政黨内閣の標題を掲けずと雖も、既に立憲帝政黨に主義を同くするものなりとある以上は、其實際に就て視れば、即立憲帝政黨の内閣なり、立憲帝政黨は今日の政局に當るの政黨なりと云はんこと敢て不可なかるべきなり、夫れ主義を以て合し、主義を以て離れ、主義同ければ之を賛成し、主義異なれば之を排撃すること、政黨の將に爲すべきの事なれば、苟も其離合の間に私憤を挟み私利を謀ること無くば、其離合は實に公明正大の舉動なりと云はざるべからず、今よりして内閣諸公洵に其言を食まずして、常に此主義を執られんには、假令我黨は政府を補賛することを好まずと云ふも、我黨の主義に依りて之を補賛せざるべからず、若し内閣諸公にして其徳を二三にし、此主義に違はれんには、假令我黨は政府の辯護たらんことを欲するも、我黨の主義に制せられて之を辯護すること能はざるべし、何となれば、我黨を支配して論議をなさしむるものは、彼政府にあらずして此我黨の主義なればなり。

【解説】

自由、改進の兩黨既に組織せられて、その勢天下を風靡するの概があつたので、政府者の驚きは非常であ

つた。それで比較的進歩主義を有する伊藤、井上、山田參議等は福地源一郎、丸山作樂、水野寅次郎、岡本武雄等をして、國家主義を標榜する政黨を組織し、自由、改進兩黨に對抗せしむることにした。これが帝政黨である。その黨議綱領竝に綱領衍義は前記のごとくである。

帝政黨は主權在君説を唱ひ、東京日日新聞に據り、福地を援助するに帝國大學にあつた渡邊安積、關直彦等を以てしたので、その論鋒は極めて鋭利であつたが、政黨としては、最も微々たるものであつた。これは國民の要求に基いて出来たものでなかつたからである。且つその綱領衍義を見るに國民に呼びかゝるものでなくて、内閣議會に告ぐる感がある。これでは政黨として存立する所以でない。その上政黨としての組織もなかつたので、發達することが出来なかつた。しかし一時は相當に各府縣に同主義者の團結を見たとのことである。

第六十六 板垣退助の自由黨解黨演説

(明治十七年十月二十九日)

漢の老將馬援は、十斤の肉を食ひ一斗の酒を飲み、馬に跨り鞍上に顧盼して其の猶ほ用ゆべきを示したり、實に嬰鑠たる健翁と謂ふべし、余や今此解黨後の宴會に臨み、敢て壯士に率先して一場の演説を爲さんと欲するものは、亦是れ滿場諸氏に向て余の猶ほ用ゆべきを示さんと欲するが爲めなり、抑も余が國事に盡力すること此に十數年にして殆ど爲さるゝ所なく、言論に於ては新聞に演説に談話に聲音を枯らし、口舌を爛らし、遂に以て氣管を傷して疾を生ずるの極に至れり、心思に於ては苟も耳の及ぶ所目の達する所の百事百物に就て感已む能はず、居常忪々として徹夜安眠し得ざるの甚しきは、余が平常の事なり、又財産に於ては此十數年間愛國憂民の事の爲めに殆ど全く之を蕩盡し、余が父祖の代に在ては富豪と稱せられたるも、今や變じて一寒洗ふが如きに至れり、此等を外にして余が此肉體の痛苦もまた尋常一般にあらず、彼の岐阜の遭難の如き反對者の兇刃に觸れ、危くも生命を害せられんとするに及びたり、斯の如く言論を盡し、心思を勞し、財産を蕩盡し、肉體を傷害せりと雖ども、余未だ曾て自ら屈撓して止むこと無きのみならず、百難千苦を重ねて愈々大に爲す所あらんと

す、況や現今余が身體は其健全なること舊に加はり、精神も亦從て甚だ活潑爽快なるに於てをや、余は近頃馬を東京に試みたるに、騎走の自由なることは今を距る十餘年前即ち彼の戊辰の役勇を會津に奮ひたる時に異ならず、想ふに我が齡未だ馬援の老ひたるが如くならず、其強健斯の如くなるも亦宜へならずや、余や今解黨の事を終へたれば、一たび別を諸君に告げ、暫く郷里に歸て午眠を爲さんとす、然れども死生常なく且夕を計る可からず、強健余の如きも何ぞ以て頼みと爲すに足らんや、人は言ふ死して後已むと、余は以謂死して後已まざらんと、故に余をして不幸にして死せしめば、諸氏請ふ我が墳墓をして秋草茫茫の裡に埋没せしめよ、彼寸功なくして猥りに壯大の墓碑を建て、恰も死後に石碑の競進會を爲すが如き、都下埋葬場の汚風を受けしむる勿れ、余は斯の如くにして以て天下有爲の志士が、余が孤墳に對して白楊蕭疎の秋に感じ、慷慨の心を發動せられ、其世道人心に益せんことを望むなり、而して若し我が三千五百餘萬人衆の自由幸福、其完きことを得るに及び、然る後始めて我れに相應するの碑を建らるるを妨げず、是余が斯民と憂樂を同ふする所にして、死して後已ますとは則之を謂ふなり、嗚呼余は解黨すと雖も、精神肉體の強健活潑にして彼の老馬援に過ぐるゝこと萬々なるものあり、咄々諸氏よ、解黨の故を以て余が心事を疑ふこと勿れ。

第六十七 自由黨解黨の主意

(明治十七年十月二十九日)

吁嗟公黨ヲ組織シテ我邦現時ノ社會ニ立ツ事何ソ其レ困難ナルノ甚キヤ、

夫レ我黨ハ天下公衆ヲシテ其最大幸福ヲ得セシメンカ爲ニ財産生命スラモ且ツ之ヲ顧慮スルモノニ非ス、何ソ況ヤ百難千苦ヲヤ、百難千苦ハ我黨ノ進路ニ於テ必ラス之レ有ルヲ免レサル所ニシテ、我黨ハ則之ヲ以テ殆ト其平常ノ境遇ナリト覺悟シタリ、然リト雖トモ今ヤ我黨ハ困難ノ殊ニ常ナラサル時期ニ撞著シ、勢遂ニ從前ノ如ク、公黨ヲ結成シテ社會ニ立ツ事ハ反テ我黨ノ目的ヲ誤ラントスルノ患害ヲ生シ來リシヲ奈何センヤ、抑我黨ハ天下公衆ト共ニ天下公衆ノ利益ヲ圖ラントスルモノナリ、故ニ我黨ハ必要上成ヘク衆多ノ人民ヲ結合シテ最衆最大ノ黨派ヲ造ラサルヲ得ス、是ヲ以テ我黨數年間ノ鞠躬盡力ヲ以テシテ主義相合シ目的相同キ有志者漸ク各地ニ増殖シ、黨勢ノ漸ク伸張スルノ好結果ヲ得タリ、此ノ如クニシテ愈進テ已マサレハ我黨派ハ遂ニ彼歐洲政黨ニモ一步ヲ讓ラサルノ地步ヲ占メ、其我邦ヲ益スルヤ亦甚タ大ナルヘキニ、各種ノ事情此圓滑ノ進路ニ利ナラサルモノアルハ豈遺憾ナラスヤ、夫レ我黨派ハ甚タ衆大ナルカ故、善ク之ヲ統治セントスレハ必ス地方部局ナルモノヲ置テ、各

其一地方ノ黨務ヲ整頓セサルヲ得ス、孫子ノ所謂衆ヲ治ル猶寡ヲ治ムルカコトシ分數是ナリトハ他ナシ之ヲ云フナリ、然ルニ集會條例ノ出テ、ヨリ總テ政黨カ分社分局ヲ地方ニ置ク事ヲ許サレス、之カ爲ニ我黨カ困難ヲ感スル事ハ決シテ僅小ニ非ラサルナリ、我黨ニ幹タルモノハ勉メテ聲息ヲ各地ニ通シ、黨派全體ノ事ヲシテ肅然一律ノ下ニ出テシメン事ヲ要シ、各地黨員モ亦密ニ黨首黨幹ノ意向考案ヲ知り以テ自ラ務ムル所アラント欲スレトモ、都鄙遠路ノ信書意ヲ盡サス、情意ノ往々齟齬スル事ナキ能ハス、且ツヤ夥多ノ黨員中合同一致ノ働キヲ爲スヲ勉メスシテ、動モスレハ箇々分離ノ方向ニ傾カントスルモノニ至テハ之カ爲ニ益々自儘ニ計ヲ爲ス事ヲ企テ、恰モ駿馬ノ羈ナクシテ奔逸スルカ如ク、其勢殆ト復タ拘束スヘカラス、請フ彼軍旅ヲ見ヨ、分隊ヲ集メテ小隊ヲ組織シ、小隊ヲ集メテ大隊ヲ組織シ、數大隊ヲ以テ聯隊ヲ成シ、數聯隊ヲ以テ旅團ヲ成ス、而シテ其根本ノ號令ハ一ニ旅團長ヨリ出ツルト雖トモ、之ヲ分司舉行シテ進退開閉聚散等ノ萬機能ク其意ノ如クナラシメ整然トシテ案サバル所以ノモノハ、部將各職務ヲ盡シ聲息ノ全體ニ貫通スルヲ得ルカ爲ナリ、有形的組織ノ一大政黨ヲ治ムルノ理何ソ亦之ニ異ナランヤ、然ルニ集會條例ノ行レテヨリ分社分局ヲ地方ニ置ク事ヲ得スシテ、我黨派ハ實ニ彼一旅團カ唯タ其大將アツテ各部將アラサルト一般ノ有様ヲ生シ、相亂レ殆ント復タ拘束スヘカラサルニ至レリ、我黨之ヲ憂ヒサルニ非ス、唯タ統治ノ術ナキヲ悲ムノミ、是我黨

カ困難ナルノ一ナリ。

集會條例ハ雷ニ分社分局ヲ禁シタルノミナラス、又集會ノ自由ヲ制限スル所ナキニ非ス、凡ソ共同ノ事業ヲ圖ルニハ集會ノ便宜ニ由ラサルヘカラス、而ルヲ我黨ハ天下ノ大事ノ爲ニ天下ノ衆ト結合セサルヘカラスシテ、其事ヤ共同ノ尤モ大且重ナルモノナリ、從テ集會ノ自由ヲ要スルコトモ亦甚シトス、然ルニ若シ集會ノ自由ヲシテアラサラシメンカ、縱ヒ幾千萬ノ志士アリト雖モ相會シテ意底ヲ吐露シ謀議ノ宜シキヲ定メテ整肅ノ舉動ヲ爲ス事能ハス、其弊ヤ終ニ合同ノ事ヲ捨テ、單獨ノ爲ヲ試ミ公會ノ明議ヲ避ケテ私會ノ密議ニ就クニ至ルハ必然ナリト思惟セサルヲ得ス、而シテ單獨ノ意秘密ノ議ハ過激ノ根本ニシテ、危險ノ伏在スル所ナルコトハ古今各國ノ經驗ニ於テ甚タ明カナリトス、抑彼集會ノ自由ヲ制限セラル、蓋必ス已ムヘカラサルノ事情アルニ出テタルヘキモ、而カモ之カ爲ニ我邦有志者ノ間ニ生シタル結果如何ト願ルニ、殆ト復タ前陳ノ形勢ニ近キモノアルヲ免レス、我黨ハ固ヨリ之ヲ憂ヘサルニ非スト雖モ、之ヲ促カシテ合同ノ事ヲ爲サシメ、之ヲ導キテ明議ニ就カシメントスレハ、自ラ又集會制限ノ爲ニ頗ル自由ナラサルノ感アツテ能ク其功ヲ奏スルノ見込ナキヲ奈何セン、是我黨カ困難ナルノ二ナリ。

集會條例及新聞條例ニ由テ言論ノ自由ヲ制限セラレタル事モ亦固ヨリ世ノ必要上ニ起リシナルヘシ、

而シテ其結果ヤ必シモ前陳ノ弊害ニ讓ラサル者アルニ似タリ、蓋言論ノ自由ナルニ於テハ天下ノ民一人トシテ其思想ヲ新聞ニ演説ニ著書ニモ吐露シ得サルノ事ナク、尤モ固陋守舊ノ思想ヨリ尤モ穎敏自由ノ思想ニ至ルマテ公然トシテ世人ノ視聽ニ觸ル、所ト爲リ、愚者バ則因テ以テ其意見ノ正否ヲ智者ニ質ス事ヲ得、先覺者ハ則因テ以テ後進ヲ誘導シテ之ヲ正路ニ就カシムル事ヲ得ヘシ、然ルニ今ヤ言論ノ極メテ自由ナリト言フニ非ス、遂ニ人ヲシテ其言論ヲ發スルノ不便ヲ感セシムルヲ免レス、之カ爲ニ愚者トナク智者トナク先進及後進ヲ論セス、常ニ成ルヘク政治上ニ關シテ口舌ヲ開クヲ慎ミ、其萬已ムヲ得スシテ一場ノ演説ヲ試ミ一篇ノ論文ヲ草スルヤ、戰々兢々トシテ薄氷ヲ踏ミ深淵ニ臨ムノ思ヒヲ爲シ口溢リ手縮ミ其胸腹ニ貯藏スル百分ノ一タモ盡ス事能ハス、是ヲ以テ愚者ハ十分ニ其意見ノ正否ヲ智者ニ質スヲ得ス、先進者ハ十分ニ後進者ヲ誘導スルヲ得ス、遂ニ愚者ト後進者ヲシテ其愚蒙淺薄ノ意見ヲ以テ誤テ自ラ完全ナリト信シ、敢テ之ニ因テ臆斷妄行シテ顧ミル所アラサラントスルニ至ル、且夫レ治者ト被治者トハ言路ニ因テ互ニ其情意ヲ通スル者ナリ、情通スレハ則意和シ、意和スレハ則國治マル、然ルニ言論ノ未タ全ク自由ナラサルヲ以テ言路從テ幾分ノ阻礙ヲ覺ユルアリ、亦赤心ヲ新聞紙上ニ吐露シテ廟堂有司ノ注意ヲ促サンカ、法律ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲スハ殊ニ至難ナリトス、志士相合シテ獻芹ノ微意ヲ致サント要センカ、其集ツテ之ヲ議スルニ當リ、或ハ解散ヲ命セラ

ル、ノ不幸アラン、是ヲ以テ上下隔絶シ官民情ヲ通セスト云フカ如キノ景況或ハ今後ニ生スルノ恐ナキニ非ルナリ、我黨固ヨリ之ヲ憂ヒサルニ非ス、然トモ此弊害ヲ救ハントスルモ亦自ラ言語ヲ發スルノ甚タ難キヲ奈何センヤ、是我黨カ困難ナルノ三ナリ。

夫レ自由ノ性質動モスレハ分離ニ傾クニ在ルコトハ先哲ノ已ニ詳言スル所ニシテ、吾人ノ古今歴史上ニ於テ其理ノ眞ナルヲ證明スル所ナリ、而シテ我邦ハ封建ノ時世ヲ距テ未タ遠カラス、故ニ彼封建治下ニ於テ唯タ命令ノ下ニノミ管束セラレ、苟モ命令ノ二字ヲ除クノ外ハ士民皆分離單獨ニ安ンスルノ遺風ヲ存シ、公同ノ事業ニ至テハ其甚タ拙ナルコトヲ免レサルナリ、斯ク我國人ハ封建分離ノ遺風未タ全ク去ラスシテ更ニ自由分離ノ新原素ヲ加ヘタリ、去レハ此二原因ノミヲ以テスルモ、彼箇々分離ノ弊ハ容易ニ免ルヘカラサルニ、前述三件又傍ヨリ之ニ向ツテ勢力ヲ加フルアリ、如何ソ夫レ各種分離ノ弊ヲ生セラシヤ、吁嗟斯ノ如キ世狀ノ下ニ於テ無數熱心ノ志士ヲ統轄シテ公共事業ノ途ニ就キ、肅然トシテ毫モ紊亂セサル如キハ如何ナル神通力アルモノト雖モ豈夫レ得ヘケンヤ、是ヲ以テ我黨ハ茲ニ自由黨ノ組織ヲ解キ、以テ他日世運ノ愈々進歩シテ公同ノ資格ニ富ミ、一律ノ下ニ於テ一大運動ヲ爲シ得ルノ時機ヲ俟タントス、然リト雖モ我黨ハ何ソ自由主義ノ貫行ニ怠ルモノナラン哉、所謂尺蠖ノ屈スルハ、伸ヒント欲スルカ故ノミ、我黨ノ人士ヨ倦怠スル勿レ、屈撓スル勿レ、勉メテ有爲ノ

氣力ヲ養ヒ、公同事業ヲ遂クルノ資格ヲ造リ、以テ他日隆運ヲ期スヘキナリ。

【解説】 明治十五年から明治十七八年は、政黨の受難時代で、藩閥政府の壓迫は極端に達した。藩閥政府は政黨と兩立し得ざることを信じ、これを打倒し、絶滅し、根絶しようとしたのである。彼等は政黨に對して、毫も假借することがなかつたのである。

かくて、明治十五年六月三日、集會條例を改正追加した。この條例を勵行すれば、事實に於て政治的一切の集會結社、講談、論議は出來なくなるのである。同年十二月には府縣會議員聯合集會を禁止し、翌十六年四月新聞條例改正、六月出版條例を改正した。これは嚴法、酷刑によつて政黨をして存在の餘地なからしめようとしたのである。かくて、政黨員、新聞記者等の罪禍にかゝるものが踵を接するに至つた。明治十七年十月二十九日の大阪大會に於て、自由黨が解黨を決議したのはこれ等の形勢の下に餘儀なくされたのである。この日、大阪府西成郡大融寺に大會を開き、列席黨員百餘名、片岡健吉議長となり、内藤魯一、高橋基一、小林樟雄、佐藤貞幹等これが説明委員となり、板垣も亦これを説明し、竟に解黨の決議をなすに至つた。終つて有志懇親會を開き、酒酣なるの時、板垣は立つて解黨の演説をなした。その辭悲壯、予は身體猶ほ強健用ゆべし、解黨すと雖も、國事に盡すことは變らずと述べた。次いで解黨の趣意書を公にした。前記の二篇がこれである。

改進黨にも解黨の議は起つたが、沼間守一、尾崎行雄等は頑として肯んじなかつた。しかし、大隈、河野、前島北島などの官僚出身者は悉く脱黨するに至つた。こゝに於て政府は目的の一部を達したが、それは表面だけのこと

であつた。且つ公法的に存在し得なくなつた政黨特に自由黨の殘黨は各地に暴動を起すに至つた。秩父暴動、高田事件、飯田事件、朝鮮事件等はかくして惹起されたものである。しかし、このことを述ぶるはこの書の目的ではない。たゞ、我々は自由黨解黨の辭によつて、政黨の受難を偲ぶことにしよう。

第六十八 伊藤樞密院議長上奏憲法草案を

進むるの表

(明治廿一年四月)

臣博文在廷諸臣ト俱ニ 聖旨ヲ欽奉シ、立憲經畫ノ重任ヲ恭ミ、爾來心ヲ潛メ精ヲ瀝ミ夙夜ニ勉勵シ敢テ或ハ怠荒セス、上

陛下登祚以來、宏謨遠猷前ヲ承ケ後ニ垂ルルノ詔命ヲ仰體シ、下、世運ノ進歩ト、臣民智力ノ發達トヲ觀察シ、傍各國既ニ行ヘル成績ノ得失ヲ鑑ミ、本末ヲ貫穿シ、源流ヲ泝洄シ、參考錯綜シテ之ヲ大義ニ要シ、務メテ其標準ヲ失ハサランコトヲ期シタリ、茲ニ謹テ草スル所ノ日本帝國憲法草案凡ソ七章七十六條ヲ以テ仰テ左右ニ進ム、恭テ惟ミルニ

陛下夙ニ 聖衷ヨリ斷シ、曠古ノ盛事ヲ舉ケ非常ノ洪圖ヲ肇メ、以テ祖宗天壤無窮ノ 遺訓ニ對ヘ、以テ子孫萬世不易ノ大業ヲ貽サントシ玉フ、此レ乃憲法ノ成ルハ宜シク

陛下ノ親シク取捨裁定スル所ニ由リ始メテ神聖不侵ノ寶典タルコトヲ得ヘシ、臣博文進ムル所ノ稿本

ハ即チ資料ヲ蒐聚シ、以テ

聖明採酌執中ノ爲、任佰ノ什一ニ供フルニ過キス、蓋立憲ノ大事ハ唯

陛下ノ獨リ能ク斷定スル所ニシテ誰レカ臣子ノ敢テ叨ニ預カル所ナリト謂ハンヤ、臣博文又恭テ惟ミルニ憲典ノ文ハ精嚴明確ヲ尙ヒ、永遠ニ傳ヘテ偏倚ノ失ナキコトヲ期ス、故ニ立言短簡ニシテ該括極メテ廣ク、句法單純ニシテ意義尤モ精キ者アリ、此レ皆既ニ

陛下鑑明ノ下ニ瞭然ナル所ニシテ、一々奏陳セハ篇ヲ積ミ牘ヲ累ネ翻テ煩瀆ヲ致サンコトヲ恐ル、今其中ニ就キ重要ノ事項ヲ分疎シ、我カ史籍ニ徵明シ、各國ノ事例ニ參考シ、聊注明ニ當テ併セテ乙夜ノ叡覽ヲ祈ル、憲法草案ノ外更ニ憲法ト緊切ノ關係ヲ有シ、而シテ同時ノ發布ヲ要スル者第一貴族院組織勅令、第二選舉法、第三議院法是ナリ、此レ皆既ニ成稿アリ、不日ニ繕寫進呈シ續イテ聖裁ヲ乞ハントス、臣博文誠惶誠恐頓首謹白

【解説】 帝國憲法が、如何なる方針の許に制定せらるべきやは、明治十四年十月十一日の參議の奏議及び同十二日の聖詔によつて明かである。伊藤はこの方針を具體的に實現せんがために、勅を奉じて渡歐し、十六年八月歸朝、先づ宮内省の改革と内閣制度の改革に従事し、それ等終つて憲法草案の起草に従事した。そのことは總説に略述してある。伊藤が如何なる方針を以て、この大業に従事したかは、前記の奏文に明かである。

第六十九 黒田首相憲政の要旨を地方長官に告ぐ

(明治二十二年二月十二日)

今般憲法發布式を舉行ありて大日本帝國憲法、及び之に附隨する諸法令を公布せられたり、謹て惟ふに、明治十四年十月詔を下して二十三年を期し、國會を開く旨を宣言せられ、爾來政府は孜孜として立憲設備の事を務め、昨年四月樞密院設立の後は、直に憲法、及び諸法令の草案を同院に下され會議毎に、

聖上臨御ましまし、深く 宸慮を盡し親しく裁定あらせられたり、叡旨の歸する所、要するに益々我國體の本源に基き、祖宗の遺訓に遵ひ、永遠の基業を定めて則を後昆に垂れ、國本を鞏固にして衆庶と福祉を共にするに在り、仍て將來百般の行政は此の科條に準據して進路を取り、以て

聖上倦々圖治の盛意に副はんことを務むるは、行政の責に當る者の職任にして、宜しく日夜黽勉し以て從事すべきなり、

帝國議會は明年を以て開設せらるべし、凡そ我臣民たる者誰か公權を優重せられ、公議を伸暢せらるる

聖上無疆の恩徳を欽仰せざらんや、議會開設の時に至り、議員の選に當る者は、各忠實の誠を盡して國事に參預し、上下和融の美を成し、以て慈仁の旨に奉答せんこと、今より切に望む所なり、若し奔競浮躁徒に紛擾を事とし、議會の體面を損し、自ら其信用を公衆に失ふが如きことあらば、遂に立憲の盛意を曠くするに至らん、地方牧民の責に當る各員たるもの、意を加へて誘導啓發あらんことを欲す、

憲法は敢て臣民の一辭を容るゝ所に非ざるは勿論なり、唯だ施政上の意見は人々其説を異にし、其の合同たる者相投して團結をなし、所謂政黨なる者の社會に存立するは亦情勢の免れざる所なり、然れども政府は常に一定の方向を取り、超然として政黨の外に立ち、至公至正の道に居らざる可らず、各員宜く意を此に留め、不偏不黨の心を以て人民に臨み、撫馭宜きを得、以て國家隆盛の治を助けんことを勉むべきなり、

政府は從來經費の節減を謀り民力の休養を勉むと雖も、外來の事變常に豫期の外に出て、其必需の用に供せざるを得ず、去る十八年官制改革以來、銳意に冗員を汰し、繁文を省き浮費を減することに從事するも、更に將來に向て不急の用を節して國力を充實することを務めんとす、抑も凡百の事業は進歩と整理と併行して始て結果を收むるは普通の道理なり、故に進歩の中に整理を顧み、順序を逐て

運動し堅忍不拔、一意貫徹、功を淺近に求めずして事を永遠に慮り、浮華虚飾の弊を矯め、勤儉の風を養成し、且つ民治上務て煩苛の失を除き、政務の機關をして活動せしめんことを期待するなり、

以上陳述する所は今回國家大典の發布を祝すると共に、將來 聖旨を遵行して國家に盡す所の趣旨を申明するに外ならず、各員の能く體諒せられんことを冀望す。

第七十 伊藤博文憲政の旨趣を府縣會議長に告ぐ

(明治二十二年二月十五日)

諸君、昨日芝離宮へ招迎したる諸君の内予に一言を求められたりと雖も、他の來賓に對して頗る客を待つ禮を缺くの憚あるを以て固辭し、更に今日を卜定して則諸君の枉車を請ひたるに、幸にして諸君の駕を枉げられたるは予の満足する所なり、諸君は、各府縣に在て人民の信任を荷ひ、各其府縣の議會に首席たる議長の任を帶ぶるものなれば、其府縣の人民を代表する者として、今般憲法發布の盛典に參列するの榮を得られたり、此機會に當り、諸君に接し聊か鄙見を述ぶることを得るは最も予の欣幸とする所なり、予は多少諸君を裨補する所あらんことを期したりと雖も、唯だ恐る諸君の爲に有益の談を爲すこと能はざるを。

余は先づ憲法の大意に付て諸君の清聽を煩さん、今般發布せられたる憲法は、云ふまでもなく欽定憲法なり、蓋欽定とは諸君の熟知せらるゝ如く 天子親ら定め賜ふの辭にして 天子の特許して一國の臣民に贈與し給ふの義なり、故に此憲法は全く 天皇陛下の仁惠に由り臣民に贈與し給ひしものなるを恒に諸君の心に銘して記憶せられんことを冀望す。

抑も我が憲法は六章七十六條を以て成立するものにして、諸君は業に既に反覆熟讀せられたるべきを以て、今各條を引擧して辯論するの要なきを信す。

第一章は十七條を以て成立し 天皇の大權を規定し、第二章は十五條を以て成立し臣民の權利を規定し、第三章は二十二條を以て成立し、議會の組織權限を規定し、第四章は二條を以て成立し、國務大臣樞密顧問の責任を規定し、第五章は五條より成立し、司法權を規定し、第六章は十一條を以て成立し、會計を規定す、其他は補則にして四條を以て成立し、憲法の變更、及び憲法を發布せらるゝに際し、法律規則の相矛盾するものを無効なりとするの類を規定せり。

今我憲法制定の體式を以て他の立憲法國の憲法と比較するに、其間大差別の存するものあり、乃ち第一章に、君主の大權、即ち主權を明記するものは、他國の憲法に其例あるを見ざる所なり、而して其然る所以の者は一考直に了解するを得べし、抑も我が日本國は開闢の始めより 天皇親ら開き給ひ天皇自ら治め給ふを以て、之を憲法の首條に載するは、實に我が國體に適應するものと謂ふべし、是れ他國の憲法と大に其の構成體裁を同くせざる所以なり、而して第二章は臣民たる者の當に享くべきの權利と、當に盡すべきの義務とを掲げたり、想ふに法律の範圍内に於て當に臣民の享くべきの權利は約ね羅列して餘す所なし、第三章は 天皇の立法權を行はせらるゝに當り、豫じめ臣民の代表者に

詢謀し其協翼參贊を得らるるが爲に構成すべき集合體の制を載す、其他條章に付ては殊に贅辯するを要せず、今般發布せられたる憲法は 天皇陛下の深く聖慮を勞し給ひ、又充分審議を盡させ給ひし所にして、此憲法に於て日本國民たる者の享受すべき權利の境域は甚だ廣汎にして、普通憲法學上より之を論ずるも殆ど完全なりと云ふも敢て不可なかるべし。

夫れ議會を開設して政治の得失を議するの必要如何を問へば、第一に凡そ法律を制定するは臣民の代表を待て衆謀を詢ふを要し、第二に國家の歲計即歲出入を定むるは衆言を聽くことを要す、蓋し國庫の歲入は臣民より徴するの租税より成立し、歲入は國家生存の爲に必要な需給に充つべきものを以て、均しく議會に詢謀して其の議決を経るを要す、是れ即ち議會を開て政治の得失を議せしむるの最大效力なり、而して我が憲法中、此の二個の最大要素は整然として備はる所あるを見るべし。

次に政府は如何なるものかと言へば、乃ち政府は 天皇陛下の政府なりと云はざるべからず、我が政府は主權の存する所に支配せられ活動すべきものなり、蓋し我が國の主權は 天皇陛下の玉體に集合するを以て、百揆の政皆之を 至尊に總へて、其の綱領を攬るなり、宰相の如きも、獨り

天皇陛下の任免し給ふ所にして、敢て他の干預を待たず、而して宰相は國政を行ふに於て、其の責任を負はざる可らず、即ち責任宰相たらざるべからざるなり、是も亦憲法學上に於て種々議論ある事な

れども、我國將來の政體に於ては、責任宰相たることは既に炳焉として更に疑を容るゝの地なしと云ふて可なり。

予は論點を前に施し主權に付て一言せん、抑も主權に於ては歐米學者の説く所數派に分れ、未だ全く歸一せる所なしと雖も、畢竟其國の歴史、人情、風俗等の異なるより、各其國の成立を同くせざるを以て、主權の歸著に差違あるは各國皆然りと云ふべし、而して或は君主國と稱するも、主權必ず君主に存せずして却て國民の間に在るものあり、或は主權民にありと云ふも、其實然らざるものあり、彼の共和國に在ては主權全く人民にありと雖も、我國の如きは、開闢以來の歴史と事實に徴して、主權は君主即ち王室に存し未だ曾て主權の他に移りたるの事實なく、又移るべきの道理あらざるなり、是を以て憲法已に定まり、人民は其範圍内に於て、各般の權利を享受することを得るも、是を以て主權人民に移れりと思はゞ是謬見の最も大なるものなり、何となれば臣民の權利を規定せらるるも、主權は依然として 天皇陛下の有し給ふ所なればなり、試に國家學の大體より論ずるも、一國と云はゞ國家を爲すものならざるべからず、而して國家庶般の權力は主權者の總攬する所たり、歐洲に於ても、中古主權論の囂々たる時に當り、孟的斯鳩モンテスキエの如きは彼三權分立の説を主張したり、蓋し三權分立とは、諸君の了知せらるゝ如く、立法、司法、行政の三權を三個の機關として、各獨立せしむべしといふに

在り、而して輓近の學者が學術上に教へ、事實に徴して唱道する所の説に於ては、主權は歸一にして分つべからず、と云ふにあり、譬ば人身の四支百骸ありて而して精神の經路は總て皆本源を首腦に取りしが如き也、是を以て今日の時に當り、主權論を講ずるの學者は、概ね皆主權の分割すべからず必ず歸一せざるべからざることを唱道せざるものなし、而して此學說の偶々我國體に基く所の主權の解説と相投合するもの豈故なしとせんや、既に主權は歸一にして分割すべからず、獨り君主の一身に存する以上は、國家の官吏たるもの動作は、主權之を爲さしむるなり、故に行政各部の活動は主權の委任權に過ぎずして、決して固有のものにあらず、故に官吏の動作は委任權にして、行政各部の機關は支派を別ち、各定分を有して獨立に運動するの機能を有するに拘らず、歸一の主權は君主の總攬せらるゝ所なり、是を以て、假令、議會を開き公議輿論の府と爲すも、主權は只だ君主の一身に存在することを遺忘すべからず、然りと雖も、既に憲法を以て立憲の活用を規定せらるゝ以上は 天皇固有の大權を施用せらるゝに當りては、謀議周匝を旨とし、輿論の公平を期し、以て臣民と和同して之を行はせらる、是れ憲法の約束なり、然れども、將來如何の事變に遭遇するも、日本に於ては開闢以來の國體に基き、上 元首の位を保ち、決して主權の民衆に移らざることを希望して止まざるなり、夫れ憲法は永遠不磨の寶典たるを以て、其の規定する所は 天皇陛下も、官吏も、人民も等しく其の範圍

に於て享くべきの權利に依て、各其の働を爲して以て一國の幸福を増進することを期せざるべからず是れ 天皇陛下の大典を親裁して天下に宣布し給ふ所以にして、要唯だ上下和同して内は一國の幸福を増し、外は我國威を張るの 勲慮に在せらるゝは昭々たり、故に今憲法發布の盛事を歡呼し、其の權利を曉知すると共に 天皇陛下の至仁至愛の 勲慮を奉戴せんこと、全く余が翼望に堪へざるなり 凡そ一國の事を分析すれば、政治上にもせよ、又人民の營業上にもせよ、各々其利害得失を異にする點より、此を利とし彼を害とするは、數の免かれざる所なり、素より其の得失の繋る所を以て分岐するは妨げずと雖も、其歸著する點は一國の和同ならざるべからず 聖天子の御心も亦此に外ならざるなり、故に異日憲法の實行を觀るの日に於て、代表者を出して政治に參與せしむるも、國家の存續即ち君民間調和の切要なることを遺忘すべからざるなり、諸君は、各其の住居するの地の相異なるに隨ひ、其人情、風俗、利害、得失の異同あるも、君民調和の一事に至つては常に其心を一にせざるべからず、此點に付ては余は諸君の力に倚り漸く諸君の郷里の人々をして此心を養はしめ、併せて今余の述べたる 聖天子の勲慮を傳へられんことを深く希望せざるを得ず。

次に予は政黨に論及せんとす、既に各地の人情風俗等を異にし、各其の利害を同ふせざるの點より府縣會と雖も猶且つ小黨派の存するを見る、況や憲法を設け議會を開かんとするに當り、黨派の起る

は人類群集の上に於て免るべからざるの類なり、然れども、他日國家の政事を臣民代表者の議決に附するに當りては、其利害は一府縣の利害得失に非ずして、則ち延て全國の利害得失となるべし、故に苟も帝國議會の議員たるものは、自己の選舉せられたる一部の臣民を代表するものにあらずして、全國の臣民を代表し、敢て郷里の利害に跼踏せずして、汎く全國の利害得失を洞察し、専ら自己の良心を以て判斷するの覺悟なかるべからず、然りと雖も、互に其の意見を異にするに至ては、勢ひ黨派を生ずべし、蓋し議會又は一社會に於て黨派の興起するは免れ難しと雖も、一政府の黨派は甚だ不可なり、予は聊か茲に學問上の講究を爲さざるを得ず、抑も歐洲の黨派の如きも一利一害よりして、其黨派の争を爲すや素より政治上の主義目的あるを要すと雖も、事々物々に其目的を豫定するものにあらず、何となれば時と場合とに依り、政府は之に適應するの處置を施さざるべからざるの責守あるものなればなり、故に苟も政府たるもの、其れは彼黨の爲なり此れは我黨の爲なりとして自黨を庇護することあるべからず、却て政府は我國威を宣揚し、内に對しては臣民一般の幸福を増進することを念はざるべからず、是れ政府當行の責守にして政府其もの、固有の義務なりとす、或は自黨の唱道する所も時ありて之を排撃せざるを得ざることあるべし、其の遭遇したる時機と場合とに依りては、此の如き處置を要するは蓋し勢の免れざる所なり。

凡そ政黨政府の國を視るに稱すべきものは甚だ稀なり、既に前に述べたる如く、我國に於て主權は之を 至尊に歸するを以て 天皇陛下は全國を統治し給ひ、宰相は天職を行はせらるゝに付ての輔弼たるのみ、而して其の輔弼たるの任に至りては、一定の分義なかるべからず、蓋し君主は臣民の上に立し政黨の外に立つものなり、故に一の黨派の爲に利を與へ、他の黨派の爲に害を與ふるの政治を施すべきものにあらず、則ち不偏不黨ならざるべからず、又宰相は可否を獻替して天職を輔佐し奉るものなるを以て、政府をして常に黨派の左右する所たらしむるは甚だ容易ならず、歐洲の歴史を繙て黨派政府の跡を見るに、常に一つの黨は必ず之を行ひ必ず彼を排くと云ふ一定不動の主義を採るに非ず、時としては唯だ人民の東西に分れて互に勢を制せんとするの觀なきにしもあらず、試に黨派政府を以て稱せらるゝ英國の内閣更迭の跡に就て之を觀るに、必ずしも道理にのみ支配せらるゝにあらずして多くは偶然勢の然らしむるものなりと認むるも敢て不可なきが如し、而して其國の事情に照せば場合に依ては黨派政府の利なることあり、又全く然らざることもあるべし、此事たるや我國に於ても亦今日に至るまで既に一の問題たりしを以て、憲法發布の後在ては大に考慮すべき事項なるを信じ、予は予の所見を伏臆なく吐露するなり。

畢竟黨派は民間に在りては止むを得ざるの結果なりと雖も、是を以て政府にまで及ぼすは難事なり

と思考せざるを得ず、將來の大勢は能く一人の抑制し又は作爲し得べき所にあらざるを以て、容易に確言するを得ずと雖も、憲法の規定する所を按し、議會の前途を考ふるときは、我 天皇陛下は九五の位を踐みて大政を統治し給ふに在り、歐洲一種の學者中には王は一國を統ぶるも一國を治せずと唱ふるものあり、英國の政體は即ち是なり、我が日本の政體に於て 天皇は一切の國權を總攬して此國を統治し給ふを以て宰相の進退一に勅裁に出でざるべからず、素より衆望に協ふと否らざると、又能不能との如きも 陛下親ら裁鑿し給ふ所なり、而して宰相は一國の責任を帶び國家の安危を擔ふに堪ふるの材能を擧用せらるべきは亦論を待たざるなり、今後議會を開き政事を公議輿論に問はんとするに當り、遽に議會政府即ち政黨を以て内閣を組織せんと望むが如き、最も至險の事たるを免れず、蓋し黨派の利を説くもの少からずと雖も、既に一國の基軸定まり、政治をして公議の府に據らしむるには、充分の力を養成するを要す、若し此必要を缺き容易に國家の根本を搖撼するが如きことあらば、將來の不利果して如何ぞや、是れ予の私に憂慮する所なり、諸君に於ても亦希くば予が誠意誠心を以て叙述したる言語を咀嚼翫味せられん事を。凡そ一國の利害得失は政府のなす所に關係するもの多し、而して政府の常に爲すべきことは、國民を同一視して偏頗なきにあり、其第一の要は之を公にすること次に其の人物の力に依ること是なり、蓋し一國の責任を負ふこと、之を口に言ふは甚だ易しと雖も、

實際に之を行ふは甚だ難し、國民たるものよく此の難事を察せず、遂に平和を望んで平和を破るの極に陥る如き事あらば、實に一國の不幸なり、予は信ず今は憲法政治の初歩の日なり、若し今日にして不幸にも進路を誤るときは異日の安固を期すべからざらん、諸君は苟も一府縣民の望を負ふて議員となり、又其中に就き推されて議長となりたる人々なるを以て直に解せらるべし、予不肖と雖も國家の幸福と人民の安寧を希ふ一片の赤心を以て諸君に告ぐ、世上動もすれば藩閥政府と云ひ、又薩長政府と説き、今の當路者は永久其の地位を保たんに戀々するが如く評するものあるも、是れ揣摩の甚だしきものなり、試に維新以還今日に至るまで二十年間政府の施措したる事業を顧れば、自ら釋然たるべし、固より其間意の如くならざるもの多しと雖も、維新の大業を翼賛したるものにして、苟も一身の安泰を謀るの意に出でざるは亦明ならん、今在廷の各大臣即ち予の同僚は皆 皇室を重んじ、人民を重んじ、國家人民の爲に心身を致す者なるは予の深く信する所なり、又職務上斯くの如くならざるを得ざるなり、又維新以來經理したる事業の一を指點すれば、彼の一般の教育を奨勵したる如きは政府の意、全く人材を陶冶せんことを願ふに在り、豈人民を抑壓して己れ永く顯要の地位を占めんと欲するものあらんや、斯の如き事は獨り我が政府の目的ならざるのみならず、今日國家を經理するに於て爲し能はざる所なり。

我國が二十年來異常なる進歩をなしたるは事實に徴して疑ひなきなり、試に回顧して二十年前の日本と今日の日本とを比較せば、恐らく別乾坤の感あらん、今後此の方針に遵ひ、上下相待つて誤ることなく相共に駸々として進歩するときは、遂に吾人の國家に對する最大目的を達するに至るべし。

以上は政府の國是となる所を行ふの一事例を擧ぐるに過ぎず、凡て斯の如き事項は黨派の成立に拘らず、又何等の黨派たるを問はず、均しく此點を誤らざれば、一國の進運を視ること必ず同一ならん若し一方は非常の利となし、他の一方は之を大害視する如きならんことを欲するのみ、予嘗て記憶する所によれば、彼の高名なる伊國の宰相カブールが議院に對して曰く「伊國人民たる諸君は伊國の爲に今日まで非常に盡力したりと雖も、尙將來に於ても大に盡力せざるべからず、諸君は伊國の勇氣と文化を進歩せしめたる祖先の子孫なり、伊國人は何れの邦國にも劣らざる文治の國に生息し、完全なる權利を享有しつゝある伊國人なることを歐洲各國に示すべし」と、予は此の憲法の範圍に於て其の秩序を紊し以て國家を利せんと謀るが如きは謬見の最も甚きものなることを斷言せざる可らず、故に予が斯の如き過ちに陥らざる爲に日本人たるものは 天皇陛下の至仁至愛なる 叡慮を肝膽に銘すべし、而して上下共同して一國の獨立を謀り、世界各國に對しても日本は斯の如きものなりと國光を宣揚せんこと予が畢生の志なり、博文は之を措て他に望あることなし、予は明治六年十月二十四日よ

り内閣に入り、爾來一日も内閣を去りたることなく、十五年間餘、 天皇陛下の 聖慮を奉戴し、岩倉、大久保、木戸先輩諸公が國家の爲に計畫したる精神を繼ぎ、躬を力あらん限り盡さんことを決心したり、予は素より卑賤に出で學淺く才短く、斯くの如き地位を保つに當らずと雖も、 天皇陛下の恩遇を蒙り、先輩は或は病に仆れ、或は兇手に斃れたるを以て、此の寵恩に對し奉り、今日まで微力の限りを效して聊か國家に盡さんと決したりと雖も、其及ばざる事多きを知る、是れ皆予の甘んじて其責に當らんとする所なり、予は今諸君に將來我が國は上下共同して進歩するの希望を述べ、併せて予の素志ある所を告ぐるのみ。

【解説】 憲法發布の翌日、内閣總理大臣黒田清隆は地方官を鹿鳴館に招きて憲政の要旨を説明し、議會開設以後に於ける政府の態度方針を示した。政府は常に一定の方向を取り、超然として政黨の外に立ち、至公至誠の道に居らざるべからずといふのがその旨趣である。續いて二月十五日、樞密院議長伊藤博文は、在京中の府縣會議長をその官邸に招き、憲法の要旨、憲政の旨趣を説明した。憲法制定に最責任ある參畫者としての伊藤の説明は、最も注意すべきものである。彼は宰相の責任を強調したが、その責任は天皇にあつて議會にないといふのである。故に「宰相は可否を獻替して天職を輔佐し奉るものなるを以て、政府をして常に黨派の左右する所たらしむるは亦容易ならず」といつてゐた。これ等は我が憲法の特質といふよりも、憲政に對する廟堂の思想態度を語るものとして重視される。

日本憲政基礎資料終

昭和十四年二月十五日印刷
昭和十四年二月二十日發行

版權所有

日本憲政基礎史料

定價金五圓

著者 東京市芝區田村町六丁目二宮越信一郎

發行者 東京市芝區田村町六丁目二宮越信一郎

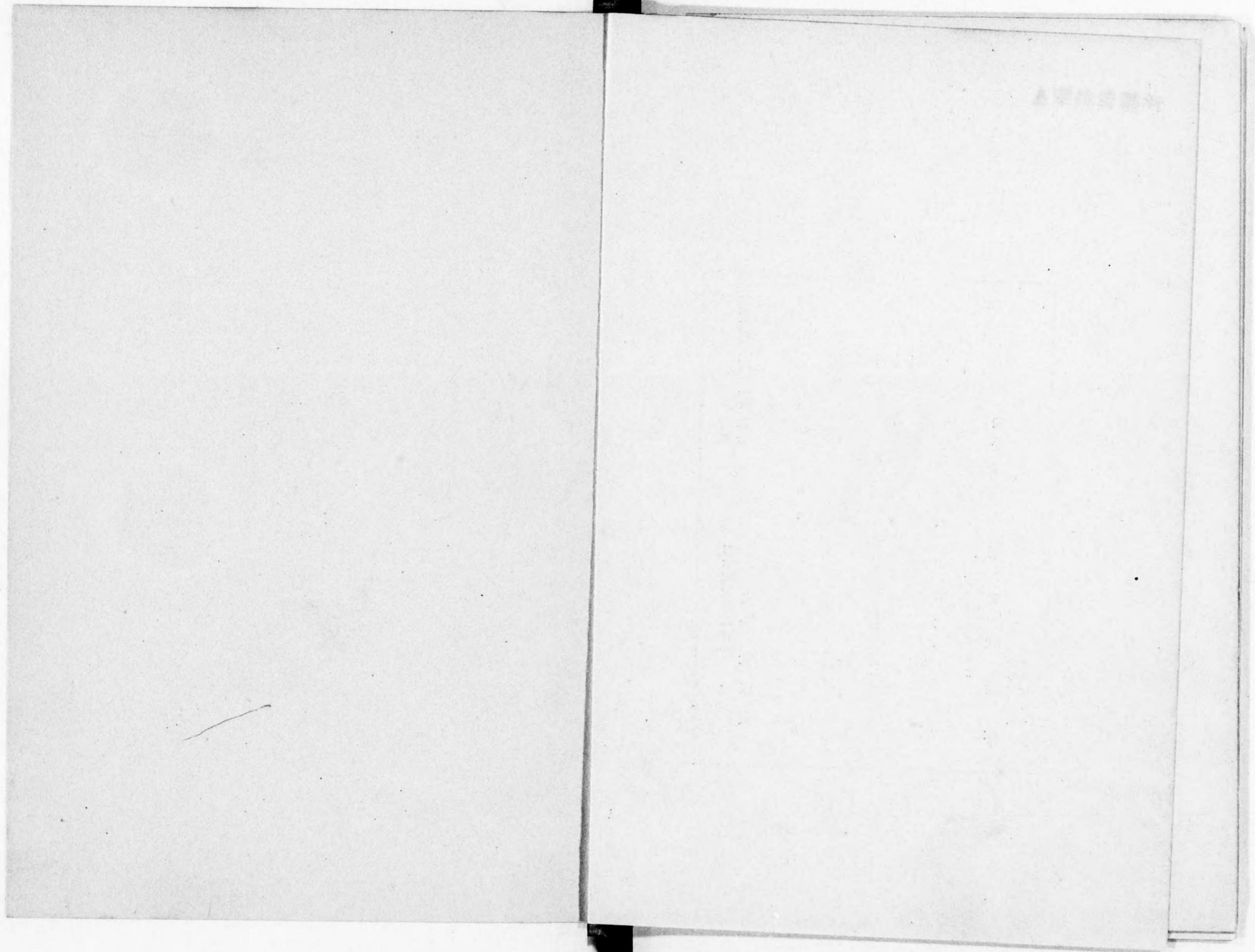
印刷者 東京市芝區濱松町一丁目一三植田庄助

印刷所 東京市芝區濱松町一丁目一三成文堂印刷所

發行所 東京市芝區田村町六丁目二

議會政治社

振替東京六三七八番
電話芝(43)二七八六番



J. Dobson



終

